

令和6年 第1回

身延町議会定例会会議録

令和6年3月 4日 開会

令和6年3月15日 閉会

山梨県身延町議会

令和 6 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 4 日

令和6年第1回身延町議会定例会（1日目）

令和6年3月4日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長施政方針並びに議案の説明
- 日程第5 教育長教育方針
- 日程第6 議案第9号 身延町ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第7 議案第10号 身延町指定管理施設管理基金条例の制定について
- 日程第8 議案第11号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第12号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第13号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第14号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第15号 身延町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第16号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第17号 身延町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第18号 身延町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第19号 身延町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第20号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第18 議案第21号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第22号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第23号 身延町味噌加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第24号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第25号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第26号 身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定について

日程第24	議案第27号	身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更について
日程第25	議案第28号	令和5年度身延町一般会計補正予算(第9号)
日程第26	議案第29号	令和5年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第27	議案第30号	令和5年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第28	議案第31号	令和5年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第29	議案第32号	令和5年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
日程第30	議案第33号	令和5年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)
日程第31	議案第34号	令和5年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第32	議案第35号	令和5年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)
日程第33	議案第36号	令和6年度身延町一般会計予算
日程第34	議案第37号	令和6年度身延町国民健康保険特別会計予算
日程第35	議案第38号	令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
日程第36	議案第39号	令和6年度身延町介護保険特別会計予算
日程第37	議案第40号	令和6年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第38	議案第41号	令和6年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
日程第39	議案第42号	令和6年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第40	議案第43号	令和6年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第41	議案第44号	令和6年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第42	議案第45号	令和6年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第43	議案第46号	令和6年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第44	議案第47号	令和6年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第45	議案第48号	令和6年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第46	議案第49号	令和6年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第47	議案第50号	令和6年度身延町西嶋財産区特別会計予算
日程第48	議案第51号	令和6年度身延町曙財産区特別会計予算
日程第49	議案第52号	令和6年度身延町大河内地区財産区特別会計予算

- 日程第50 議案第53号 令和6年度身延町下山地区財産区特別会計予算
 日程第51 議案第54号 令和6年度身延町水道事業会計予算
 日程第52 議案第55号 令和6年度身延町下水道事業会計予算
 日程第53 同意第1号 身延町教育委員会教育長の任命について
 日程第54 同意第2号 身延町教育委員会委員の任命について
 日程第55 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第56 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第57 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第58 切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 遠藤公久 | 2番 | 深山光信 |
| 3番 | 佐野昇 | 4番 | 山下利彦 |
| 5番 | 佐野知世 | 6番 | 伊藤雄波 |
| 7番 | 望月悟良 | 8番 | 田中一泰 |
| 9番 | 広島法明 | 10番 | 野島俊博 |
| 12番 | 渡辺文子 | 13番 | 伊藤達美 |
| 14番 | 上田孝二 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

- | | | | |
|-----|------|----|------|
| 8番 | 田中一泰 | 9番 | 広島法明 |
| 10番 | 野島俊博 | | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	大村 隆
会 計 管 理 者		望月 融	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	伊藤 剛
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		遠藤 仁	産 業 課 長	松田 宜親
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	深沢 暢之
環 境 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	身 延 支 所 長	加藤千登勢
下 部 支 所 長		笠井 健一	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 若狭 秀樹
録音係 佐野 吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

おはようございます。

議員各位、ならびに町長をはじめ執行部各位には、令和6年第1回身延町議会定例会にご出席いただき、大変ご苦労さまです。

3月に入り、暖かさが感じられるようになり、春の気配も色濃くなってまいりました。

いよいよ卒園・卒業の時期を迎えます。皆さまも季節の変わり目で、体調管理には十分気を付けていただきたいと思います。

さて、本定例会に提出される諸議案はいずれも重要な内容を有するものであります。

議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、

8番 田中一泰君

9番 広島法明君

10番 野島俊博君

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの12日間にしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月15日までの12日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、定例会資料4ページから5ページまでのとおり条例案11件、規約の変更1件、指定管理者の指定6件、指定管理者の指定期間の変更1件、補正予算案8件、当初予算案20件、人事案件5件の計52案件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、お手元に配布した資料のとおりです。

次に、12月定例会以降の議会関係の諸行事については、定例会資料6ページから8ページまでとなり、資料により報告としますのでご了承願います。

次に、身延町議会議員合同県外視察研修が2月5日から6日にかけて行われました。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長から報告書が提出されておりますので、代表して伊藤達美総務産業建設常任委員長から報告をお願いします。

伊藤達美君、登壇してください。

○13番議員（伊藤達美君）

それでは、身延町議会議員の合同県外視察研修についてご報告を申し上げます。

令和6年2月26日付けでございます。

身延町議会議長 上田孝二殿

総務産業建設常任委員会委員長 伊藤達美

教育厚生常任委員会委員長 田中一泰

身延町議会議員合同県外視察研修報告

研修日程でございますが、これは令和6年2月5日（月曜日）から6日（火曜日）でございます。これは大雪が降ったときでございまして、千葉県については、幸いにも雪が降らなかったと、そういう意味で、この研修はスムーズに行われました。

研修場所につきましては、千葉県の長南町、それから睦沢町でございます。この2つの町。

参加者は15名でございます。議員が13名、それから事務局2名でございます。

研修内容につきましては、1日目が長南町役場でございまして、これは空き公共施設、主に小中学校でございまして、活用した企業誘致について、すなわち長南町の廃校活用の方策について聞き取りをし、そして現場を視察いたしましたわけでございます。

それから2日目につきましては、睦沢町の道の駅むつざわ。これは極めて斬新的な事業でございまして、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業でございます。これは複合施設を建設する中で、一つの町を形成しているということでもあります。その中には道の駅とか、それから賃貸住宅であるとか、いろいろな施設が複合的に建設をされた一つのまちづくりだと言っていると思います。これが2日目の睦沢町、道の駅むつざわの視察の内容でございます。

1日目につきましては、千葉県長南町でございますが、長南町は千葉県のほぼ中央部に位置をいたしまして、千葉市から約25キロメートルの距離でございます。

立地条件は身延町と比べれば極めて良好でございます。都心からも50キロから60キロ、これは通勤圏でございます。近くに大きな市がございます。茂原市でございます。茂原市への通勤が4分の1だということございまして、平地は少ないとはいえ、身延町と比べると山間地は極めて少ない。

気候は内陸性気候でございまして、ゴルフ場が非常に多いというのも特徴でございます。

人口は身延町よりもだいぶ少なく7,200人弱でございます。世帯数が3,100世帯。高齢化率は若干高くて45.5%でございます。

一般会計予算額が48億円近い金額でございまして、ある意味では身延町と比べると予算規模も半分ぐらいだということでもあります。

町会議員の数は10名でございます。

この町の課題というのは、町内に駅がないということから、通勤・通学に非常に不便でございまして、スーパーがないということも併せて利便性が低いと。そこに住む人たちにとっての

利便性が非常に低いということをごさいます、それと同時に新たな分譲地だとか、アパート等の賃貸物件がないことから、なかなか人口が増えていかないということから、小中学校の統廃合も行われてきたわけをごさいます、問題はその統廃合、未利用の公共施設をどう活用するかということで、いろいろな事業をこの町は検討する中で、いろいろな民間の団体と連携をする中で、どちらかという、町民向けのいろいろな町民が楽しむことができるような、そういう団体と連携をする中で、この町の未利用公共施設を活用してきたという経緯をごさいます。

本町にあっても、未利用公共施設の一部、誘致企業が入居をしてごさいますけれども、まだまだ完全に民間に開放し、そして利用されている状況ではごさいますので、極めてこれは有意義な、そして参考になる事例だと思います。

それから2日目につきましては、これは睦沢町の研修をごさいます、これもほぼ千葉県の中央に位置をいたしてございます、千葉市から30キロの距離をごさいます。都心からも60キロの通勤圏をごさいます。これもすぐ隣に大きな市をごさいます、この茂原市への通勤が4分の1をごさいます。

人口は長南町と同じぐらいで、6,600人。世帯数は若干少なくて2,800世帯ごさいます。高齢化率42.1%をごさいます。

予算規模は36億8,700万円をごさいます、議員数は14名をごさいます。

ここのむつぎわスマートウェルネスタウン拠点形成事業をごさいます。これは極めて斬新的な事業をごさいます、これは平地も非常に多いということから、こういう事業が可能になるかと思ひますけれども、民間の提案型、これはPFI事業で行いましたBTO、一部BOO方式をごさいます。この道の駅を中心に住宅を建設し、その住宅を若い人のファミリーに貸し与えて20年間、そこに住むことによって所有権が居住者に移転をするという極めて斬新な事業をごさいます。

併設して、その中にレストランもごさいますし、それから公民館もごさいますし、それから温泉もあるという複合施設をごさいます、総事業費約27億円をごさいます、思った以上にこの事業費は少ないのかなという感じがします。ただ、社会基盤整備については、この中には入っていないだろうと。道路整備とか排水路の整備とかですね。これに付帯する設備の経費がこれにプラスアルファすると、もっと増えるのではないかと思ひます。

先ほど申したとおり、極めて斬新な事業をごさいます、これからの身延町の将来を考えると、こういう2つの事業、さっき言った長南町、それから睦沢町の事業は参考にして検討する必要があるのかなと考へた次第をごさいます。

今回の2日間、山梨県は雪が降って大雪となったわけをごさいます、幸ひ千葉県、研修地は雪が降らなくて、スムーズにこの研修が実施をされたわけをごさいますし、本当の意味において研修に値する事業であったと思ひます。

これからの身延町の将来を考へますと、この2つの事業は極めて有意義なもので、今後ともこれは参考になろうかと思ひますので、ぜひとも町当局の皆さん方も、このへんの情報収集をしていただひいて、少しでも町の参考になるようにしていただひければありがたいと思ひます。

以上、身延町議会議員合同県外視察研修についての報告をごさいます。

以上をごさいます。

○議長（上田孝二君）

ただいま、伊藤達美君から研修の報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 町長施政方針ならびに議案の説明について

町長から施政方針ならびに議案の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに令和6年第1回身延町議会定例会の開会にあたりまして、提出いたしました案件の主なものについて、その概要をご説明申し上げますとともに私の所信の一端を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる所存であります。

さて、本年元日に発生した能登半島地震により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

このたびの震災に対し、町では県防災危機管理課に被災地への支援物資を提供する意思を伝え、併せて石川県のホームページに支援物資の提供のエントリーを行いました。

また、関東地方知事会から山梨県に応急対策職員派遣要請があり、山梨県から市町村への派遣依頼により、本町からは2月4日から2月10日までの間、1名の職員を珠洲市に派遣し、支援物資の管理の支援業務を行っております。また、今後3月23日から3月29日の間、2名の職員を派遣する予定となっております。

2月4日から2月10日までの職員の報告文を見ますと、まず行ってよかったと。これから、この町のことで、まだまだ足りないところが結構あったり、そのやり方も机上でやるよりも、やっぱり実地でやっていかないと追いつかない状況、そして道路がほとんど寸断されていて、特に狭い路地、家が倒れたままです。大きい道路はだいぶ復興が進んではいるんですけども、まだまだこれは時間がかかるというような感想が報告文の中でありました。

また、もしよろしければ議員の皆さんにも、その報告文を後ほど提供させていただければと思っております。

甚大な被害により、いまだ断水が解消されていない地域や避難所での生活を余儀なくされている方々も多く、昼夜を問わず関係機関による復旧に向けた対応がされております。一日も早く、震災前の生活に戻れることを願っております。

それでは、これより議案の説明および行政報告をいたします。

まずは、今議会定例会に提案いたします予算につきまして申し上げます。

令和5年度一般会計補正予算、ならびに特別会計補正予算につきましては、主に今年度事業の精査により予算額を増減させていただいております。

特に一般会計の第2表 繰越明許費補正において、翌年度への繰越事業の追加をさせていただきました。繰越事業につきましては、事業の早期完成を目指し職員一丸となって取り組んでまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、普通交付税について、令和5年度の国の補正予算により地方交付税の総額が増額され、本町におきましては5,787万4千円が追加交付されることとなりました。これは、国における国税の収入補正に伴い、地方交付税が増額されるとともに、基準財政需要額に臨時経済対策費の新たな費目が創設されたことによるもので、これにより令和5年度一般会計補正予算(第9号)にて普通交付税の額を増額しておりますので、よろしく願いいたします。

また、決算見込みによる余剰金は、今後の事業を見据えて財政調整基金および減債基金への積み増しを行います。

次に、令和6年度身延町一般会計予算についてであります。

本町における令和6年度の町税収入は、定額減税の実施による個人住民税の減収、ならびに固定資産税の減収に伴い、大幅な減少が見込まれます。

定額減税による減収分4,068万7千円は、定額減税減収補填特例交付金により減額補填されますが、従前から危惧しております人口減少に伴い、納税義務者の減少による個人住民税の減収、ならびに償却資産は減価償却に伴う固定資産税の減収などの要因を見ますと、町税収入を取り巻く環境は厳しいものがあると考えております。

さらに、本町の基幹財源であります地方交付税については、景気回復を見込んだ国の当初予算案をもとに県による試算が行われ、本町においても交付税総額が今年度並みになる見込みであることが予想されるところです。

また、歳出予算におきましては、令和6年度は将来を見据えた健全な財政を維持しつつ、第2次総合計画の主要な事務事業等に取り組み、特にデジタル田園都市国家構想総合戦略に掲げる目標を着実に達成できるよう予算を編成したところであります。

令和6年度一般会計予算は総額9億6,500万円で、対前年度比で6.2%の減といたしました。これは学校とか給食センターの大きな事業が終わったということでございます。

それでは、主要事業を申し上げます。

1つ目として、身延中学校旧校舎、身延小学校体育館、旧身延給食センターの解体事業費として3億800万円を計上させていただきました。

2つ目として、道の駅化に伴う西嶋和紙の里駐車場改修事業費として1億3,633万円を計上いたしました。

3つ目として、町営住宅西嶋第2団地駐車場整備および屋上防水改修事業費として4,180万円を計上いたしました。

4つ目として、今年1月に発生した令和6年能登半島地震において、木造住宅の倒壊被害が甚大となりました。被害の発生地域では、住宅の耐震化率が低いことが判明したことを受け、木造住宅の耐震化について啓発を強化し、耐震診断を強く促すとともに、自己負担なしで耐震改修が行えるよう、上限額の引き上げなど補助制度を拡充した予算計上をいたします。

5つ目として、デジタル田園都市国家構想総合戦略による身延町総合戦略のアクションプランに記載された子育て支援、移住・定住の促進、産業振興による6次産業化、観光資源の魅力アップ、西嶋和紙の里の活用推進事業などを実施していく経費として、デジタル田園都市国家構想事業費に7億297万9千円を計上したところであります。

特別会計につきましては、身延町国民健康保険特別会計を含む17の特別会計により、総額4億2,799万1千円となったところであります。

町民生活に直結したインフラ事業である水道事業、ならびに下水道事業につきましては、令和6年度から地方公営企業法を全部適用する初めての公営企業会計予算となります。

今までの身延町簡易水道事業特別会計予算が身延町水道事業会計予算に、また身延町農業集落排水事業等特別会計予算および身延町下水道事業特別会計予算が身延町下水道事業会計予算となり、今後も国による財政支援を受けられる状況を整え、将来にわたる上下水道施設の確実な維持管理と堅実な事業経費に努めてまいります。

町内の現状を見ますと、新型コロナウイルス感染症は、昨年の5月に第5類に移行されましたが、町民生活や地域経済活動の低迷がまだまだ続くと思われまます。令和6年度予算議決後は町民目線に立ち、行政サービスを低下させることなく、スピード感をもって職員一丸となって予算執行に当たりたいと考えております。

次に、身延中学校新校舎等整備事業についてであります。

児童生徒が安全・安心で継続的に学校施設を利用できるよう、平成30年度に策定された身延町立学校施設整備計画に基づき建設整備を行ってまいりました。工事発注当初はウッドショックやロシアによるウクライナ軍事侵攻により世界情勢が不安定となり、様々な資機材の高騰が懸念されておりましたが、これまでの適切な工程管理や資機材の早期発注により影響を最小限にとどめ、予定工期どおり完成することができました。3月1日に引き渡しを受けたところであります。

新校舎建設に関しては、日本軽金属株式会社様による造成工事や身延山久遠寺様からの丸太材、間伐材の寄贈など、多くの個人や団体、企業などの協力を得て行われました。これまでの建設期間中には、これから新校舎を使用する生徒たちが愛着や親しみを持てるようにガラスに挟み込む和紙の原料となる楮のごみ取り作業や廃材への寄せ書き、上棟式の際の餅まきなどのイベントに参加していただきました。

これらの体験を通じて、学校建設の5つのテーマの1つでもあります、子どもたちが自分の子どもも学ばせなくなる学舎への思いが強まり、身延町の将来を担う人材になっていただけることを期待しております。

今後は4月の開校に向けて、備品の搬入や現校舎からの引っ越し作業が大詰めとなります。新校舎での新たなスタートが不備なく円滑にできますように、これまで以上に気を引き締め、最後まで事故がないよう行っていききたいと思います。

なお、下山からの入口の信号ですけれども、警察の協力によりまして、すでに感应式に替えていただいています。ただ、今、中学校の降り口は工事中ですので、そこはまだ無反応な状態にしてありまして、開通したときには郵便局側、中学校のほうから登ったところ、そこに感应式になりますので、今度は安全に国道52号へ出ていただけるということになるかと思います。

次に、身延町味噌加工施設ほか指定管理者制度の導入についてであります。

身延町味噌加工施設は、あけぼの大豆味噌を中心とした味噌作りの専門の加工貯蔵施設として鋭意整備を進めており、本年4月から操業を開始する予定です。

大阪万博開催準備のため、建設工事の増加に伴い、全国的な高圧C Vケーブル、これはエアコン用に主に使われます、その不足が発生し、味噌加工施設の空調機器関連工事に関して年度内の竣工が難しい状況であることから、明許繰越といたしますが、4月1日からの操業開始には支障はありません。

つきましては、今定例会におきまして、身延町味噌加工施設の指定管理者の指定についてを提案いたしました。

また、このほか、指定管理に関しまして観光課3施設、産業課2施設につきましても議案を提案しておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

次に、令和6年「身延町二十歳の集い」についてであります。

令和6年1月7日（日曜日）、身延町総合文化会館において令和6年「身延町二十歳の集い」を挙行いたしました。昨年から式典名称を「身延町成人式」から「身延町二十歳の集い」と改

め、二十歳を迎える方を対象に開催をいたしました。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症対策として、保護者の入場人数の規制などを実施していましたが、感染症法上5類に移行したことから、本年は制限なく実施をいたしました。

本年度、二十歳を迎える対象者は79名おり、そのうち59名の方に出席をいただき、非常に和やかな雰囲気です。式典が進む中、代表者から力強い誓いの言葉が寄せられ、大変頼もしく感じられました。

二十歳を迎えた皆さまの輝かしい未来を祈っております。

次に令和5年第4回定例会以降の主な行事についてですが、お手元に配布したとおりでございますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

さて、本議会定例会には議案第9号 身延町ふるさと応援基金条例の制定についてから議案第19号 身延町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてまでの条例関係11議案、議案第20号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更についての1議案、議案第21号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定についてから議案第27号 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定期間の変更についてまでの指定管理者関係7議案、議案第28号 令和5年度身延町一般会計補正予算(第9号)から議案第35号 令和5年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)までの補正予算8議案、議案第36号 令和6年度身延町一般会計予算から議案第55号 令和6年度身延町下水道事業会計予算までの令和6年度当初予算20議案をご提案いたします。

また、人事案件といたしまして、同意第1号 身延町教育委員会教育長の任命についておよび同意第2号 身延町教育委員会教育委員の任命についての2議案、諮問第1号から諮問第3号までの人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて3議案をご提案いたします。

合わせて、全てで52議案でございます。

ご提案いたします、いずれの議案等につきましては、今議会定例会においてご議決をいただけますようお願いを申し上げます。

議員の皆さまには慎重な審議をいただくとともに、本定例会に際し、深いご理解とご協力をお願い申し上げまして、私の施政方針および議案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(上田孝二君)

町長の施政方針ならびに議案の説明を終わります。

日程第5 教育長教育方針について

教育長から教育に対して方針を述べる旨の申し出がありましたので、これを許します。

保坂教育長。

○教育長(保坂新一君)

議会の貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

令和6年度身延町教育委員会教育方針を説明させていただきます。

身延町教育委員会は、教育基本法の精神を基盤とした教育目標の実現を目指し、「身延町教育大綱」および「身延町教育振興プラン」に基づき、「明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり」の実現を目指し、「身延町総合計画」ならびに「身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」

から改定となる身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略を基軸として明日を担う子どもたちを育成するため、新しい時代の学びに求められる課題に対応しながら、教育行政の運営に努めてまいりたいと思います。

学校教育課関係におきましては、児童生徒の個性を尊重した教育を推進し、新しい時代に必要となる資質や能力を育成し、確かな学力の向上とともに豊かな心や健やかな体を育み、生きる力を身につけた児童生徒を育てる教育を各学校と連携しながら推進してまいります。

身延中学校が令和6年4月から下山地区に移転し、いよいよ新築校舎での学びがスタートいたします。生徒も新しい校舎での学校生活に期待を胸に膨らましていると思います。生徒が安心・安全な学校生活を送り、末永く地域の皆さまに愛される学校づくりに取り組んでまいります。

新学校給食センターにつきましては、最新の衛生管理基準に対応した施設で、昨年8月の稼働から順調に清潔で安心・安全な給食を提供しております。

今後も安心・安全で児童生徒に喜ばれるおいしい給食を提供するとともに、健全で安定した給食運営の確保を図るよう取り組んでまいります。

連携型中高一貫教育につきましては、身延高校との各種連携事業を引き続き実施し、学校間の交流を深め、中高の連携を推進していきます。

きめ細かな教育のための教職員等の配置・町単教職員の配置・特別支援教育支援員・放課後見守り員の配置・学校司書の配置につきましては、レベルを落とさず引き続き継続的に行ってまいります。

I C T教育につきましては、国に先駆ける形で開始した児童生徒一人一台のタブレット型パソコンの整備、令和5年度事業ではより分かりやすい授業の実現を支援することが期待できる電子黒板の導入等、I C T教育環境の充実に積極的に取り組んでいます。

整備したI C T機器の活用においては、教員のI C T活用指導力を向上させるため、各学校にI C T支援員を配置しておりますが、先生方を支援することで、児童生徒の情報活用能力の向上に着実に結びついておりますので、引き続きI C T支援員を活用し、I C T教育の推進を図ってまいります。

「学びの向学館」につきましては、教員O B・O Gの方々を中心にご協力を得て実施している学習支援活動であります。本町の地域力の象徴とも言える独自事業であります。

児童生徒の学力の向上を目指すとともに、学ぶことの楽しさを知る機会にもなっており、引き続き充実した内容になるよう取り組んでまいります。

イングリッシュキャンプにつきましては、小学生は夏休みを利用し、町内施設で英語を母国語とするスタッフと1日、英語学習を行い、中学生は1年生が夏休みに、2年生が冬休みを利用し、東京にある英語教育専門施設で英語を母国語とするスタッフと英語漬けの体験を1日行いました。

参加者からは「楽しみながら英語を学べた」「自分の英語が通じて自信になった」「貴重な体験ができた」と次の学びにつながる取り組みになりました。

英語によるコミュニケーションの楽しさを知り、英語を学ぶ必要性を感じるきっかけになるイングリッシュキャンプを今後も継続し、児童生徒の英語力の向上につなげていきたいと思っております。

教育に係る保護者負担の軽減および学校教育環境の充実に図るため、身延町デジタル田園都

市国家構想総合戦略に基づく各種支援事業を継続してまいります。内容は、学校給食費の全額補助、修学旅行費の全額補助、入学支度金の支給、補助教材費への公的負担、校外学習費の全額補助、各種検定料への助成であります。

昨今の物価高騰により、家計を取り巻く状況は依然として厳しい中、様々な教育費への経済的支援を引き続き行うことで、子育て世代の負担を軽減し、教育環境の充実に取り組んでまいります。

通学支援につきましては、利用する児童生徒の状況を勘案する中、下山小学校で3路線、身延小学校で4路線、下山地区への校舎新築移転により、新路線での運行となる身延中学校で7路線、合計14路線でスクールバスの運行を実施してまいります。

なお、身延清陵小は令和5年度まで1路線ありましたが、令和6年度はスクールタクシーでの通学支援になる予定でございます。

中学校については、新たな路線になるため、試走や乗車訓練をする中で万全を期して4月からの運行に備えます。

山間地の徒歩通学困難地域での児童生徒送迎用タクシー事業も引き続き実施し、通学の支援をしてまいります。広範囲な学区内を確実かつ安全に通学するためには、現在の運行方法が児童生徒および保護者にとっても最も信頼性が高く、支持も厚いため、令和6年度も従来どおりの運行を実施する予定であります。

いじめに関する重大事態への対応につきましては、児童生徒の尊厳を保持し、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止に重点を置き、問題が発生してしまった場合には的確な対応に努めてまいります。

また、不登校や様々な悩みを抱える児童生徒への対応についても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部の専門的な方と連携し、適切な教育相談が受けることができる体制を整えてまいります。

部活動の地域移行につきましては、令和5年度に立ち上げた中学校町スポーツ協会教育委員会による準備会を中心に県の指導もいただく中で中学校をはじめ、生徒・保護者の意向、地域の関係者と協議しながら、この地域の実情に応じた取り組みを進めてまいります。

生涯学習課関係におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ数年は各事業の実施を中止、または書面会議などで開催してまいりましたが、令和5年5月に感染法上5類に移行したことから徐々にではありますが、事業の実施回数は増やしております。

生涯学習活動全般にわたり停滞していた活動が再び動き始めており、本格的な生涯学習活動に向け各種施策に取り組んでまいります。

令和6年度には、事業の更なる充実、休止していた姉妹都市との子どもの交流など、生涯学習活動の推進に努めてまいります。

昨年4月28日にオープンいたしましたスポーツ健康増進施設、通称ヘルシースパサンロードしもべの湯につきましては、町内外から多くの方に利用していただき、大変好評をいただいております。入館者数、売上高ともほぼ計画どおり推移しております。

今後もより多くの方に利用していただけるよう、事業者と協力する中で、イベントの開催や2階にあるスタジオメニューの充実を図り、町民利用を促進するとともに、町に来る観光客の方にも積極的にPRし、交流人口の拡大を目指してまいります。

次に、西嶋和紙の里は伝統工芸品である西嶋和紙の産業活性化と地域資源の保全を目的に平

成10年にオープンをいたしました。近年では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、来館者が減少している傾向にあります。

そのような中、西嶋和紙の伝統を残しつつ集客を高め、地域に賑わいを創出できる施設として道の駅としての再オープンを目指しており、令和6年6月から休館し、大規模改修を実施いたします。

町の北の玄関口であり、国道52号線の広域交通を受け止めるという立地環境を生かす中で、町内や峡南エリアの道の駅と効果的な連携を図りながら地域の魅力を発信してまいります。

なお、リニューアルオープンは令和7年5月ごろを予定しておりますが、決まり次第、様々な媒体でお知らせをしていきます。

次に、姉妹都市協定を結んでいる鴨川市との子どもの交流事業については、数年前に検討しておりましたが、新型コロナウイルスがまん延した影響等で延期となっております。現在、令和6年度の事業開催に向け話し合いを進めております。

スポーツ少年団を対象とした交流事業を実施し、なぜ両市町が姉妹都市なのかを学習しながら互いに交流を深めてまいります。

今後、事業実施の細部調整を関係者と行い、子どもたちの記憶に残るような交流事業の実施を目指してまいります。

次に「子育て・親育ち相談室」ですが、現在、年12回の相談室の開催を実施しております。言葉や子育ての心配や悩みについて、専門のカウンセラーに相談できる貴重な場として、相談室をご利用いただいております。令和6年度は開催時間や曜日を変更し、今まで相談したくても来ることができなかった相談者が利用しやすいよう工夫を重ね、悩みが少しでも軽減されるよう取り組みを継続してまいります。

生涯学習課の事業は、「生涯学習・公民館などの活動支援」、「生涯スポーツの推進」、「文化芸術の振興」、「青少年健全育成」また「文化財の保護」など多岐にわたります。

町民一人ひとりが生涯にわたり、学習やスポーツをする機会や自主的活動を促す情報を提供し、豊かで充実した健康で明るいまちづくりを推進してまいります。

施設整備課関係につきましては、児童生徒が安心・安全で継続的に学校施設を利用できるよう、平成30年度に策定された身延町立学校施設整備計画に基づき、身延中学校新校舎等整備基本計画策定委員会を組織し、協議内容を取りまとめた提言書により基本計画の策定を進め、基本設計、実施設計の業務を推進してまいりました。

令和4年度・5年度の2カ年で、身延中学校建設工事および給食センター建設工事を進め、給食センターは令和5年4月に完成し、8月の夏休み明けから本格稼働しております。新校舎は令和6年2月に完成し、4月の開校に向け、購入備品の搬入や現校舎からの引っ越し作業などを進めております。

また、令和6年度は現中学校校舎、プール、部室、身延小学校体育館、身延給食センターの解体工事を実施していきます。

小学校の校舎等については、今後、大規模改修などにより長寿命化を図っていく予定ですが、良好な教育環境を維持するため、最小経費で最大効果が得られるよう手法・工法等を検討しながら、環境に配慮した施設整備を図ってまいります。

以上、本町の教育行政推進にあたり、議員各位・町民各位のご理解とご協力をお願いしながら令和6年度の教育方針といたします。

○議長（上田孝二君）

教育長の教育方針を終わります。

日程第6 議案第9号 身延町ふるさと応援基金条例の制定について

日程第7 議案第10号 身延町指定管理施設管理基金条例の制定について

以上の2議案は財政課所管の条例案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第9号 身延町ふるさと応援基金条例の制定について、説明いたします。

議案説明書をご覧ください。

最初に、提案理由を申し上げます。

ふるさと納税について、指定された使途に充当しきれなかった場合等に基金に積み立てるため、身延町ふるさと応援基金条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

制定の背景等について説明いたします。

本町では、身延町のまちづくりを応援するために寄せられた寄附金を、寄附者の意向に沿った使途に有効に活用するため、身延町ふるさと応援基金を設置しようとするものであります。

次に条例の内容であります。第1条では身延町ふるさと応援基金の設置目的を、第2条では基金へ積立てる額を、第3条では基金に属する現金の管理を、第4条では基金運用益金の処理を、第5条では基金に属する現金の繰替運用、第6条では基金の処分を、第7条では委任について、それぞれ規定しております。

また、附則により、この条例は公布の日から施行いたします。

続きまして、議案第10号 身延町指定管理施設管理基金条例の制定について、説明いたします。

議案説明書をご覧ください。

最初に提案理由を申し上げます。

指定管理者からの納付金を、指定管理施設の維持管理等に充てるための基金に積み立てるため、身延町ふるさと振興事業施設管理基金条例の全部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

制定の背景等について説明いたします。

本町では、身延町営駐車場、特産品生産施設及びゆばの里の適正な施設管理に資する基金として身延町ふるさと振興事業施設管理基金が設けられています。前記した基金は、身延町営駐車場、特産品生産施設及びゆばの里に特化した基金であることから、その条例を全部改正し、指定管理者に管理を行わせる施設の維持管理に要する経費の財源に充てるため、身延町指定管理施設管理基金を設置しようとするものであります。

次に条例の内容であります。第1条では身延町指定管理施設管理基金の設置目的を、第2条では基金へ積立てる額を、第3条では基金に属する現金の管理を、第4条では基金運用益金の処理を、第5条では基金に属する現金の繰替運用を、第6条では基金の処分を、第7条では委任についてそれぞれ規定しております。

また、附則により、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

なお、経過措置であります。この条例の施行の日の前日までに、身延町ふるさと振興事業施設管理基金条例の規定により積み立てられた現金、有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなします。

以上、議案第9号から議案第10号までの内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第8 議案第11号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

それでは議案第11号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について、内容説明をさせていただきます。

議案説明書の議案第11号 介護保険条例改正のデータをお開きください。

提案理由は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和6年1月19日に公布され、第9期身延町介護保険事業計画を策定することに伴い、介護保険料を改定することと併せて、減免の要件を加えるため身延町介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

背景としましては、介護保険事業計画は、3年ごとに見直しを行うことになっており、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年間の第9期事業計画を策定することとされております。

その中で、市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、65歳以上の第1号被保険者の保険料額について、介護保険法施行令第38条に定める基準に従い当該市町村条例で定めることになっております。

保険料は、第9期事業計画のサービス見込量等に基づく保険給付に要する費用や地域支援事業の予定額、第1号被保険者の所得分布状況、国庫負担金等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つものでなければならないとされており、法令の規定に従い第9期の保険料基準額（月額）を資料1のとおり、6,250円と算定いたしました。

内容ですが、まず第2条第1項の改正ですが、国は、介護保険制度の持続可能性を確保するため、低所得者の保険料上昇を抑制することが必要であるということから、保険料段階の設定を9段階から13段階とすることといたしました。これにより、高所得者の標準割合が引き上げられましたが、低所得者の標準割合は引き下げられましたので、低所得者の保険料の上昇を抑制することができることになりました。

保険料の基準額を7万5千円（年額）としました。条例第2条第1項第1号から第9号までに規定する者に係る保険料の額については、それぞれ、当該基準額7万5千円（年額）に令で定める標準割合（0.455から1.7）を乗じて算出した額を規定し、さらに第10号から第13号の4号を加え、保険料の段階の設定を13段階と規定しました。この第10号から第13号までに規定する者に係る保険料の額は、それぞれ、当該基準額7万5千円（年額）に令で定める標準割合（1.9から2.4）を乗じて算出した額を規定するものです。

第2条第2項から第4項の改正ですが、国が定める軽減対象である第1号から第3号について、それぞれ保険料基準額に対する割合（0.285から0.685）を乗じて算出した額を、令和6年度から令和8年度の各年度の措置として、軽減（公費負担）することに伴い、それぞれ軽減後の保険料の額を規定するものです。

第4条第3項の改正ですが、関係法令の令第38条が改正され規定が追加されたことに伴い、所要の改正をするものです。

第11条第1項の改正ですが、保険料を減免する規定第1号から第4号に、第5号として「その他町長が特に必要と認める理由があること」という要件を加えるものです。

なお、施行期日については令和6年4月1日から適用いたします。

以上、内容説明を終わらせていただきますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容を説明が終わりました。

日程第9 議案第12号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

議案第12号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案説明書の議案第12号をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

道路法施行令の一部を改正する政令が令和5年4月1日から施行されたことにより山梨県道路法施行条例が改正されたことに伴い、同条例の規定に準じている身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

提案いたします背景等につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が令和4年12月14日に公布され、令和5年4月1日から施行されたことにより山梨県道路法施行規則が令和5年12月26日に改正されました。

この改正により、本町の公共物の使用料や道路占用料を改正するものです。

公共物の使用料及び道路占用料の額につきましては、令和5年12月に山梨県が改定した県道占用料に準じるものであります。

改正内容について、ご説明いたします。

身延町公共物管理条例につきましては、第17条、別表の使用料の23種別中47種別が値上げ、1種別が値下げ、5種別が現行どおりに改正するもので、身延町道路占用料徴収条例につきましては、第3条、別表の占用料の49占用物件中26占用物件が値上げ、22占用物件が値下げ、1占用物件が現行どおり及び8占用物件を追加する改正をするものであります。

なお、施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第12号の提案理由および内容説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（上田孝二君）

皆さん、おそろいですので議事を再開いたします。

はじめに、建設課長から議案第12号の訂正の申し出がありましたので、これを許します。

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

先ほど説明いたしました議案第12号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の説明につきまして、内容説明の身延町公共物管理条例につきまして、別表、使用料の23種別中17種別が値上げというところを、「17種別」を「47種別」と誤って発言いたしました。17種別に訂正をよろしく願いいたします。

大変申し訳ありませんでした。

○議長（上田孝二君）

それでは再開します。

日程第10 議案第13号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
について

日程第11 議案第14号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

以上の2議案は、子育て支援課所管の条例案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

議案第13号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、
説明をいたします。

提案理由を説明いたします。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和6年
4月1日から施行されることに伴い、身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改
正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

続きまして、背景および内容について説明いたします。

保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化が行われることにより、配偶者からの暴力の
防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和5年5月19日公布、令和
6年4月1日から施行となり、より実情に鑑みた改正となっております。

これに基づき、本条例の改正は次の内容によるものとなります。

身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例第2条第3項第6号で引用している配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項は、「接近禁止命令」と「退去等命令」を指していましたが、法改正により「退去等命令」の根拠規定が法第10条の2となるため引用を加える改正を行うことで根拠規定に対応していくものであります。

施行期日は令和6年4月1日となります。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

次に議案第14号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

はじめに、提案理由を説明いたします。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業ならびに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が令和5年9月15日に公布されたこと及び母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が令和5年12月26日に公布されたことに伴い、身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

続きまして、背景を説明いたします。

1つ目としまして、令和5年9月15日に公布された内閣府令は、同内閣府令において引用する条項ずれを改めるほか、読替規定の一部見直しを行うものであります。本町においては、引用すべき条項ずれは令和5年第3回定例会上程案件において解消されており、読替規定の見直しを反映させる改正となります。

2つ目としまして、令和5年12月26日に公布された内閣府令は、同内閣府令第23条に規定する施設における重要事項の書面掲示の義務付けが見直されるとともに、同内閣府令第62条に規定する記録の交付について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形への文言の改正を行うものであります。

内容について説明いたします。

改正内容として、3点ございます。

1点目は、重要事項の掲示に関して、条例第23条の掲示に関する規定による書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するよう改正するものであります。

2点目は、条例第36条第3項において、内閣府令と同様に読替規定を加えるため改正するものであります。

3点目は、第53条第2項第2号において規定されている記録の交付について、交付する媒体の種類を示す規定となっていたものを、媒体の種類を示さない「電磁的記録媒体」に文言を改めるものであります。

施行期日につきましては、令和6年4月1日となります。

以上で、議案第14号の説明を終わります。2議案について、ご審議のほどお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

-
- 日程第12 議案第15号 身延町監査委員条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第16号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について
日程第14 議案第17号 身延町職員定数条例の一部を改正する条例について
日程第15 議案第18号 身延町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第16 議案第19号 身延町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
日程第17 議案第20号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

以上の6議案は、総務課所管の条例案および規約の変更案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

それでは議案第15号 身延町監査委員条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第15号の議案説明書をご覧ください。

まず、提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、身延町監査委員会条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景といたしまして、地方自治法が改正され条項ずれが生じたため所要の改正を行うものです。

内容といたしましては、身延町監査委員条例第5条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の7第3項」に改めます。

施行期日は令和6年4月1日からの施行といたします。

続きまして、議案第16号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案第16号の議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

令和6年度から水道事業および下水道事業が地方公営企業法を適用することに伴い課名を変更するため、身延町行政組織条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景といたしまして、令和6年度から上下水道事業が地方公営企業法の適用を受けるため、上下水道事業に係る事務が地方自治法第158条の規定に基づく町長の権限に属する事務でなくなることに伴い、課名を変更するため所要の改正を行う必要が生じました。

また、これに伴い、関係条例の整理を附則で行います。

内容といたしまして、第1条に掲げる課のうち、「環境上下水道課」を「環境課」に改めます。

第2条では、「環境上下水道課」を「環境課」に改めるとともに、その所掌する事務を（1）生活環境に関すること。（2）小規模水道に関すること。に改めます。

附則第1項は、施行期日を定めます。

附則第2項は、身延町審議会条例について、第3項は、身延町自然環境保全条例について、それぞれ、条文中の「環境上下水道課」を「環境課」に改めます。

また、第4項において、身延町議会委員会条例中、環境上下水道課を環境課、上下水道課に改めます。

施行期日は令和6年4月1日から施行といたします。

次に議案第17号 身延町職員定数条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第17号の議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

令和6年度から水道事業および下水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、新たに企業職員の定数を定めることと併せて、全体の定数を現状に沿った定数とするため、身延町職員定数条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景といたしまして、令和6年度から上下水道事業に地方公営企業法を適用するため、新たに企業職員の定数を定める必要が生じました。

また、全体の定数について定年引上げを踏まえて現状に沿った定数とするために改正を行うものであります。

内容といたしまして、第1条の改正において、引用する法律に地方公営企業法第15条第1項を加えます。

第2条の改正において、第1号 町長の事務部局の職員を215人から150人に、第2号 議会の事務部局の職員を3人から2人に、第7号 教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員を60人から33人に改正し、第8号として新たに企業職員16人を加えます。

施行期日といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行といたします。

すみません、議案説明書の中で、先ほど私が申し上げましたところで、1点訂正をお願いいたします。

議案第17号の内容説明におきまして、第2条の改正において、お配りしました議案説明書では、第1号 町長の事務部局の職委員と記載しておりますが、私が申し上げましたように職員が正しいので訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。

それでは続いて議案第18号 身延町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第18号の議案説明書をご覧ください。

まず、提案理由を申し上げます。

令和6年度から議員報酬月額を改定し、及び日額の費用弁償を廃止するため、身延町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景といたしまして、令和5年2月に、身延町議会から議会改革推進特別委員会において検討された議員報酬の見直しについての要望書が提出されました。

また、令和5年6月には、身延町議会の費用弁償の見直し及び政務活動費の新規制定についての要望書が提出されました。

町では、議会改革に取り組む議員からの要望を重く受け止め、身延町特別職報酬等審議会に諮問を行い、令和5年7月3日に報酬額の改定と、費用弁償の見直し及び政務活動費の制定についての答申を受けたので、その答申を踏まえ本定例会において所要の改正を行うものでございます。

内容といたしまして、第2条に規定する議員報酬について、議長 月額21万8千円を29万円に、副議長 月額17万4千円を23万4千円に、委員長 月額16万円を22万円に、議員 月額15万6千円を21万4千円に改正するとともに、第5条中第1項は、招集に応じ、又は委員会に出席した際の費用弁償の支給に関する部分を削ります。

第2項は、これまで職員の旅費に関する条例を引用する形で規定していた旅費の額及び支給方法について、この条例で明記するよう改正します。

第3項は、第1項及び第2項に定める事項以外の旅費の支給については、職員の旅費に関する条例の例によることを規定します。

施行期日といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

続いて、議案第19号 身延町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について、説明いたします。

議案第19号の議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

令和6年度から身延町議会の議員に対し、政務活動費を交付するため、身延町議会政務活動費の交付に関する条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景といたしまして、議案第18号と同じく、令和5年6月に、身延町議会の費用弁償の見直し及び政務活動費の新規制定についての要望書が提出され、身延町特別職報酬等審議会に諮問を行い、令和5年7月3日に政務活動費の交付についての答申を受けたので、本定例会において新たに条例の制定を行うものであります。

内容につきましては、第1条、本条例の制定趣旨について規定しています。

第2条、政務費の交付対象者を規定しています。

第3条第1項において、政務活動費の年額について規定しています。

第2項において、年度途中で議員となった者の交付額の算定方法について規定しています。

第3項において、年度途中で議員でなくなった者の交付額の算定方法について規定しております。

第4条第1項において、政務活動費を充てることのできる経費の範囲について規定しております。

第2項において、政務活動費を充てることのできる政務活動は、別表に定めるものであることを規定しています。

第5条から第13条において、政務活動費の交付申請からその交付に係る事項について規定しております。

第14条、政務活動費の適正な運用と、使途の透明性の確保に努めることを規定しております。

第15条、政務活動費の、取消しと返還について規定しております。

第16条第1項において、提出された各報告書の保存期間について規定しております。

第2項において、前項の各報告書の閲覧請求できるものの範囲について規定しております。

第3項において、閲覧に関しては、身延町議会議員の請負の状況の公表に係る報告書の閲覧に関する要綱を適用することを規定しております。

第17条において、この条例に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めることを規定しております。

施行期日といたしましては、令和6年4月1日からの施行といたします。

続きまして、議案第20号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

議案第20号の議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務及び同組合の規約を変更するには、関係地方公共団体との協議及び同法第290条の規定により、議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景といたしまして、令和6年4月1日から東山梨行政事務組合、峡南広域行政組合及び富士五湖広域行政事務組合の競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務を山梨県市町村総合事務組合で共同処理することに伴い、山梨県市町村総合事務組合規約の変更を行う必要が生じました。

内容といたしまして、山梨県市町村総合事務組合規約の一部を次のように改めます。

別表第2第3条第5号に掲げる事務の項中「東八代広域行政事務組合、峡北広域行政事務組合」を「東山梨行政事務組合、東八代広域行政事務組合、峡南広域行政組合、峡北広域行政事務組合、富士五湖広域行政事務組合」に改めます。

附則では、第1項で、この規約の施行期日を令和6年4月1日からと規定します。

第2項では、経過措置として、この規約の改正は令和7年4月1日以後に行われる競争入札の参加者の資格審査について適用し、同日前に行われる競争入札参加者の資格審査は従前の例により行われることを規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第18 議案第21号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定について

日程第19 議案第22号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について

日程第20 議案第23号 身延町味噌加工施設の指定管理者の指定について

以上3議案は、産業課所管の指定管理者の指定案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

産業課からは、議案第21号から議案第23号まで一括して説明させていただきます。

最初に議案第21号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定

について、内容説明をいたします。

議案書をご覧いただきたいと思います。

1番といたしまして、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地でございますが、名称は身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設でございます。所在地につきましては、記載のとおりでございます。

2番といたしまして、指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名でございますが、団体の名称は企業組合みのぶゆばの里とよおか。主たる事務所の所在地につきましては、記載のとおりでございます。

代表者の氏名は、代表理事 千頭和光さまです。

3番といたしまして、指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。これは施設管理者が施設管理とともに独自性のある自主事業を展開し、安定した施設経営を行うことができるようにとの考えによるものでございます。

提案理由につきましては、令和6年3月31日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じました。

つきましては、指定管理者の指定にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要です。

これがこの議案を提出する理由でございます。

今回上程いたします本議案につきましては、4月1日からの指定管理について、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条に基づき、去る令和5年12月21日に本庁会議室におきまして、指定管理者選定委員会を開催しました。

町長からの諮問に対しまして、指定管理者にふさわしい団体なのかを選定委員により慎重に審査され、答申をいただきました。

このような経過を踏まえまして、今回、議会の議決をしていただきたく上程するものでございます。

この施設は、身延町の特産であるゆばの生産および生産体験ができるゆばの館とゆば製品および農林産物を販売する農林産物直売所が主な管理施設となっております。

次に議案第22号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について、内容説明をいたします。

議案書をご覧いただきたいと思います。

1番といたしまして、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地ですが、名称は身延町大島農林産物直売所。所在地は記載のとおりでございます。

2番といたしまして、指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名でございますが、団体の名称 大島農林産物直売所管理会。主たる事務所の所在地につきましては、記載のとおりでございます。

代表者の氏名、会長 片田之宏さま。

3番といたしまして、指定の期間につきましては、議案第21号と同じく5年でございます。

提案理由につきましても、議案第21号と同様でございます。

この議案につきましても、議案第21号と同様の経過を経まして上程するものですが、この施設は町内で生産された農林産物ならびに加工品を提供することで、生産者・消費者の交流の場所として地域の活性化、地産地消の促進、農家の所得の向上に資する施設です。

身延町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の指定管理候補者の選定の特例としまして、第1項第1号の公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するときに該当すると判断し、非公募といたしました。

続きまして、議案第23号 身延町味噌加工施設の指定管理者の指定について、内容説明をさせていただきます。

議案書をご覧くださいと思います。

1番といたしまして、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地については、名称は身延町味噌加工施設。所在地は記載のとおりでございます。

2番といたしまして、指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名でございますが、団体の名称はあけぼの農園株式会社。主たる事務所の所在地は記載のとおりでございます。

代表者の氏名は、代表取締役 遠藤一彦さま。

3番といたしまして、指定の期間につきましては、議案第21号、22号と同じく5年でございます。

提案理由は、身延町味噌加工施設の指定管理者を指定する必要性が生じたため、地方自治法の規定により議会の議決が必要でありますので、議案を提出するものでございます。

本議案につきましては、味噌加工施設が令和6年4月から操業開始するため、議案第21号、22号と同様の過程を経た上で上程するものでございます。

この施設は町の施策としまして、あけぼの大豆を原料とする良質な味噌の大量生産、販路拡大、地場産業活性化を目指す施設で厨房、貯蔵庫、作業室を整備し、味噌加工に必要な備品を備える施設でございます。

以上、3議案の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第21 議案第24号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について

日程第22 議案第25号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について

日程第23 議案第26号 身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定について

以上の3議案は、観光課所管の指定管理者の指定案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

それでは、観光課から議案第24号から議案第26号までの議案について、一括して説明をさせていただきます。

議案書をご覧ください。

まず、議案第24号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について、説明させていただきます。

管理を行わせる公の施設の名称は、身延駅前しょうにん通り第1駐車場、身延駅前しょうにん通り第2駐車場、身延駅前しょうにん通り第3駐車場、身延駅前しょうにん通り第4駐車場

の4施設です。所在につきましては記載のとおりです。

指定管理者となる団体の名称は、身延駅前しょうにん通り駐車場組合。主たる事務所の所在地は記載のとおりです。

代表者の氏名は望月良廣さまです。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

提案理由につきましては、令和6年3月31日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じました。

つきましては、指定管理者の指定にあたり、地方自治法第24条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由であります。

なお、選定にあたっては、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の指定管理候補者の選定の特例として、第1項第1号の公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するときに該当すると判断したため、非公募による選定方法を採用しております。

続きまして、議案第25号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について説明させていただきます。

管理を行わせる公の施設の名称は、本栖湖いこいの森キャンプ場です。所在地につきましては記載のとおりです。

指定管理者となる団体の名称は、企業組合みのぶ地域振興Link300。主たる事務所の所在地は記載のとおりであります。

代表者の氏名は赤池宏文さまです。

指定の期間および提案理由につきましては、議案第24号と同様となります。

選定方法につきましては、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条により公募を採用したところ、2社からの応募があり、令和5年12月21日に開催された身延町公の施設指定管理者選定委員会により、企業組合みのぶ地域振興Link300を選定とする答申をいただきました。

続きまして、議案第26号 身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定について、説明させていただきます。

管理を行わせる公の施設の名称は、身延町みのぶ自然の里。所在地につきましては、記載のとおりであります。

指定管理者となる団体の名称は、合同会社manabiya。主たる事務所の所在地は記載のとおりです。

代表者の氏名は山本美江さまです。

指定の期間および提案理由につきましては、議案第24号、議案第25号と同様となります。

選定方法につきましては、議案第25号と同様に公募を実施したところ、1団体の応募があり、令和5年12月21日に開催された身延町公の施設指定管理者選定委員会により合同会社manabiyaを選定とする答申をいただきました。

いずれの施設も現在、仮基本協定を締結しております。

以上で、議案第24号から議案第26号までの内容説明を終わらせていただきます。ご審議

のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第24 議案第27号 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

それでは、議案第27号についてご説明申し上げます。

議案第27号 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更について

身延町西嶋和紙の里特産加工販売所の指定管理者の指定の期間を下記のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名称 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所

所在地は記載のとおりでございます。

2. 指定管理者の団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

団体の名称 みのぶうどん生産組合

主たる事務所の所在地は記載のとおりでございます。

代表者の氏名 組合長 川口美津枝さま

3. 指定の期間の変更

平成31年2月1日から令和6年3月31日までを平成31年2月1日から令和6年6月30日までに変更するものであります。

提案理由を申し上げます。

身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景について、ご説明申し上げます。

西嶋和紙の里は、道の駅としてリニューアルを予定しており、改修工事のため、令和6年6月まで開館営業し、その後は休館といたします。

西嶋和紙の里特産品加工販売所、通称、味菜庵につきましても同様に令和6年6月までの営業予定となります。

みのぶうどん生産組合は、指定管理者として令和5年度末をもって管理者の期間の満了となりますが、令和6年6月までの営業につきましては、これまでと同様、指定管理者として営業していただくため、指定管理者として指定する期間を令和6年6月30日までの3カ月間延長するものであります。

なお、期間の延長ですので、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、また指定管理者の団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名につきましては変更ございません。

以上、議案第27号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

-
- 日程第25 議案第28号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第9号）
日程第26 議案第29号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第27 議案第30号 令和5年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第28 議案第31号 令和5年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第29 議案第32号 令和5年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第30 議案第33号 令和5年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）
日程第31 議案第34号 令和5年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第32 議案第35号 令和5年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）

以上の8議案は、財政課所管の補正予算案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第28号から議案第35号までの令和5年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、お手元の予算概要書により説明させていただきます。

概要書の1ページをご覧ください。

議案第28号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,391万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,762万7千円といたしました。

第2表 繰越明許費の補正について、ご説明します。

第2表 繰越明許費補正により令和6年度への繰越明許事業を追加いたします。

追加する事業につきましては、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費 戸籍住民基本台帳事業735万3千円は、国の第1号補正予算により、社会保障・税番号制度システム整備事業に伴う振り仮名法制化対応適用検証作業改修業務を令和5年度補正予算で予算化し、次年度へ繰り越すものであります。

7項国土調査費 地籍調査事業7,748万1千円は、国の第1号補正予算により令和6年度に実施予定の相又第3・相又第4調査区、清澤第1・大炊平第1・岩欠第1調査区、飯富第1・飯富第2調査区等について、令和5年度補正予算で予算化し、次年度へ繰り越すものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事務費30万円および新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業50万円については、新型コロナウイルスワクチン接種の審査支払手数料およびワクチン接種業務委託料の請求が年度をまたぐこととなったため、次年度へ繰り越すものであります。

6款農林水産業費、1項農業費 農業振興事業250万円は、ヤマメの里跡地造林植栽事業について、山梨県林務環境事務所の指導に伴い、標準工期が確保できないため、次年度へ繰り越すものであります。

2ページをお開きください。

味増加工施設事業3, 143万2千円は、味増加工施設改修事業について、資材の納入に不測の日数を要したため、次年度へ繰り越すものであります。

農業土木事業1, 710万円は、県営事業の繰り越しに伴い所要額を次年度へ繰り越すものであります。

8款土木費、2項道路橋梁費 道路橋梁新設改良事業1億1,906万6千円は、国の第1号補正予算により令和5年度に実施予定の、道の駅西嶋和紙の里トイレ設置および駐車場改修事業について、令和5年度補正予算で予算化し、次年度へ繰り越すものであります。

2項道路橋梁費 橋梁長寿命化事業1,900万円は、橋梁長寿命化事業について、資材の納入に不測の日数を要したため、次年度へ繰り越すものであります。

10款教育費、1項教育総務費 中学校建設事業1,900万円は、身延中学校新校舎建設事業について、備品の搬入および引越し作業業務が年度をまたぐこととなったため、所要額を次年度へ繰り越すものであります。

5項文化振興費 リバーサイドパーク管理事業73万7千円は、リバーサイドパーク管理事業について、資材の納入に不測の日数を要したため、次年度へ繰り越すものであります。

第3表 地方債の補正について、ご説明いたします。

第3表 地方債補正により地方債の限度額を変更および廃止いたします。

変更について、過疎対策事業債は7,660万円増額し、補正後の限度額を3億8,740万円といたしました。

3ページをお開きください。

緊急自然災害防止対策事業債は300万円減額し、補正後の限度額を1,200万円といたしました。

緊急防災・減災事業債は230万円減額し、補正後の限度額を3,950万円といたしました。

公共施設等適正管理推進事業債は220万円減額し、補正後の限度額を840万円といたしました。

廃止については、旧合併特例事業債4億8,960万円、平成30年度債借換については、繰上償還を行うため起債を廃止いたします。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款町税から10款地方特例交付金は、年度内の歳入見込み等に基づき予算額を増減いたしました。

11款地方交付税5,787万4千円の増額は、令和5年度について普通交付税が12月に追加配分され、3月補正で増額計上いたしました。

4ページをお開きください。

15款国庫支出金4,965万円の増額は、国庫負担金および国庫補助金対象事業の実績を見込み、予算額を増減いたしました。

16款県支出金3,166万4千円の増額は、県負担金および県補助金対象事業の実績等を見込み予算額を増減し、特に2項県補助金のうち総務費県補助金、地籍調査費補助金5,249万2千円の増額は、国の第1号補正予算により増額し、令和6年度への繰越明許費事業の財源であります。

17款財産収入5,300万円の増額は、出資金返還金について、峡南ふるさと市町村圏基

金返還金による増額計上であります。

18款寄附金2,679万8千円の増額は、ふるさと納税制度による寄附金の歳入見込みによる増額であります。

19款繰入金4億6,168万4千円の増額は、まちづくり振興基金等の特定目的基金繰入金は、財源充当された歳出予算の決算を見込み減額し、減債基金繰入金については、平成30年度旧合併特例事業債の繰上償還を行うための増額計上であります。

22款町債4億2,050万円を減額いたしました。町債の増減につきましては、「第3表 地方債補正」で説明したとおりでございます。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

歳出補正予算は、年度末に向けて各事業の執行状況および決算見込みに基づき、予算額を増減したものでございます。

5ページをお開きください。

2款総務費では、1項1目まち・ひと・しごと創生事業費3,115万3千円の減額。12目新型コロナウイルス感染症対策事業費175万円の減額。13目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金費361万9千円の減額。14目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金費315万円の減額については、各事業の実績による減額でございます。

7項国土調査費7,676万1千円の増額は、国の第1号補正予算により令和6年度に実施予定の相又第3・相又第4調査区、清澤第1・大炊第1・岩欠第1調査区、飯富第1・飯富第2調査区等について、令和5年度補正予算で予算化し、次年度へ繰り越すものでございます。

6ページをお開きください。

3款民生費では、1項社会福祉費4,984万6千円の減額のうち4目高齢者福祉費1,765万円の減額は、主に養護老人ホーム入所者措置費等の減額によるものでございます。

2項児童福祉費について、7目特定教育・保育施設費639万8千円の増額は、民間保育所保育業務単価の改正による増額でございます。

4款衛生費では、1項2目予防費2,023万1千円の減額は、コロナワクチン接種の過年度返還金等による増減でございます。

6款農林水産業費では、2項1目林業振興費530万円の減額は、事業規模の見直しによる減額でございます。

7ページをお開きください。

8款土木費では、2項2目道路橋梁新設改良費1億1,906万6千円の増額は、西鳴和紙の里駐車場改修およびトイレ新築工事に伴う工事施工管理業務委託、ならびに工事請負費については、令和5年度補正予算で予算化し、次年度へ繰り越すものでございます。

5項1目住宅管理費522万6千円の減額は、事業の実績による委託料および補助金の減額であります。

9款消防費では、1項2目消防施設費498万2千円の減額は、消防車両等購入に伴う入札差金による減額であります。

10款教育費では、1項2目事務局費1,015万6千円の減額は、スクールバス運行業務等の実績による減額になります。

2項3目教育委員会学校管理費1,208万円の減額は、一般職員給与および会計年度任用職員手当等の減額でございます。

8ページをお開きください。

5項2目金山博物館費967万4千円の減額は、空調設備等改修工事等に伴う入札差金による減額であります。

7項1目学校給食費641万3千円の減額は、学校給食事業の実績による減額になります。

9ページをお開きください。

13款諸支出金では、1項1目財政調整基金費1億円の増額および2目減債基金費2億2,131万9千円の増額については、今後の財政運営に備えるために積み立てを行います。

議案第29号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,280万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,882万7千円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和5年度の決算を見込み、国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、財政調整基金への積み立て予算といたしました。

11ページをお開きください。

議案第30号 令和5年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ405万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,286万6千円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和5年度の決算を見込み、後期高齢者医療広域連合への納付額について減額した予算といたしました。

12ページをお開きください。

議案第31号 令和5年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億696万6千円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和5年度の決算を見込み、歳入歳出それぞれ事業を精査し、予算を増減いたしました。

13ページをお開きください。

議案第32号 令和5年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,479万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,815万7千円といたしました。

第2表 地方債の補正について、ご説明いたします。

第2表 地方債補正により、地方債の限度額を変更いたします。

簡易水道事業債は230万円減額し、補正後の限度額を3,170万円といたしました。

過疎対策事業債は230万円減額し、補正後の限度額を520万円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和5年度の決算を見込み、歳入歳出それぞれ事業を精査し、予算を減額いたしました。

15ページをお開きください。

議案第33号 令和5年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,747万4千円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和5年度の決算を見込み、歳入歳出それぞれ事業を精査し、予算を減額いたしました。

16ページをお開きください。

議案第34号 令和5年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ272万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,195万8千円といたしました。

第2表 地方債の補正について、ご説明いたします。

第2表 地方債補正により地方債の限度額を変更いたします。

下水道事業債は180万円減額し、補正後の限度額を2,890万円といたしました。

補正予算の主な要因は令和5年度の決算を見込み、歳入歳出予算それぞれ事業を精査し、予算を減額いたしました。

17ページをお開きください。

議案第35号 令和5年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60万3千円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和5年度の決算を見込み、歳入歳出それぞれ事業を精査し、予算を増額いたしました。

以上で、議案第28号から議案第35号までの内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（上田孝二君）

皆さん、おそろいですので、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

はじめに、財政課長から訂正の申し出がありましたので、これを許します。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

令和5年度身延町一般会計および特別会計補正予算の概要書で説明した1ページの中で訂正がありましたので、直していただきたいと思えます。

繰越明許費事業の第7項国土調査費 地籍調査事業であります。この説明文の中で国の第1号補正により令和5年度とありますが、これを令和6年度に訂正をお願いいたします。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

それでは再開します。

日程第33 議案第36号 令和6年度身延町一般会計予算

日程第34 議案第37号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計予算

日程第35 議案第38号 令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第36 議案第39号 令和6年度身延町介護保険特別会計予算
 日程第37 議案第40号 令和6年度身延町介護サービス事業特別会計予算
 日程第38 議案第41号 令和6年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
 日程第39 議案第42号 令和6年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第40 議案第43号 令和6年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第41 議案第44号 令和6年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第42 議案第45号 令和6年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第43 議案第46号 令和6年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第44 議案第47号 令和6年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第45 議案第48号 令和6年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第46 議案第49号 令和6年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第47 議案第50号 令和6年度身延町西嶋財産区特別会計予算
 日程第48 議案第51号 令和6年度身延町曙財産区特別会計予算
 日程第49 議案第52号 令和6年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
 日程第50 議案第53号 令和6年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の18議案は、一般会計および特別会計の当初予算案でありますので、一括して議題とします。

なお、議案第42号から議案第53号までは財産区の予算案となりますので、定例会資料12ページのとおり内容説明は省略します。

それでは議案第36号から議案第41号までについて、担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第36号から議案第41号までの令和6年度身延町一般会計および特別会計予算について、お手元の予算概要書により説明させていただきます。

概要書の1ページをご覧ください。

議案第36号 令和6年度身延町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ97億6,500万円といたしました。

第2表 地方債について、ご説明いたします。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額等を次のとおりといたしました。

臨時財政対策債1,200万円。旧合併特例事業債8,630万円。旧合併特例事業債5億2,210万円については、令和元年度起債借り入れのためであります。過疎対策事業債は2億4,900万円。緊急自然災害防止対策事業債は4,150万円。緊急防災・減災事業債は8,030万円。公共事業等債1,030万円。脱炭素化推進事業債450万円。

以上、令和6年度地方債の限度額総額は10億600万円となり、各起債目的についての充当事業は概要書に記載してあるとおりでございます。

2ページをお開きください。

1 款町税、町税全体で、前年度に対して7.4%の減、12億5,709万1千円を見込みました。

個人町民税については、定額減税による減収、納税義務者の減少および東日本大震災復興増税措置の終了により、前年度から4,918万7千円の減額としました。

定額減税分については、定額減税減収補填特例交付金として、歳入の10款1項1目地方特例交付金に4,068万1千円が措置されています。

法人町民税については、職種により経営環境は変わることから前年度と同額といたしました。

固定資産税については、土地は評価額減少に伴い減額。家屋は軽減税額の減少に伴い増額。償却資産は減価償却に伴い減額。前年度から5,770万円の減額といたしました。

町たばこ税は、前年度の決算見込みに伴い、前年度から600万円の増額といたしました。

入湯税は、前年度の決算見込みに伴い、前年度から87万円の増額といたしました。

2 款地方譲与税から12 款交通安全対策特別交付金は、地方財政計画等に基づき所要額を見込みました。

特に本町の主要な一般財源として、11 款地方交付税は39億5千万円を計上いたしました。地方交付税については、景気回復を見込んだ国の当初予算案をもとに県による試算が行われ、本町においても交付税総額が少しではあるが、増えることが見込まれています。

13 款分担金及び負担金は、児童福祉・社会福祉サービス等の利用者負担金や小中学校給食費負担金の所要額を計上いたしました。

14 款使用料及び手数料は、各公共施設使用料ならびに窓口事務手数料等の所要額を計上いたしました。

15 款国庫支出金のうち、国庫補助金については、町が事業主体となって実施する事業について所要額を計上し、デジタル田園都市国家構想交付金1億9,185万円は、デジタル田園都市国家構想事業費に、低所得者支援及び定額減税補足給付金事務費及び事業費補助金8,389万4千円は、低所得者支援及び定額減税補足給付金費に、道路メンテナンス事業費補助金3,172万4千円は橋梁長寿命化事業に、地方創生道整備推進交付金1,500万円は町道改良事業に、社会資本整備総合交付金1億406万8千円は、道路橋梁新設改良費および住宅管理費に充当いたします。

3 ページをお開きください。

16 款県支出金のうち、県補助金は国県の制度に伴う補助金を計上いたしました。

主な補助金の内容は、概要書に記載してあるとおりでございます。

17 款財産収入は、町有財産の土地建物等の貸付収入および基金運用利子を計上いたしました。

18 款寄附金は、一般寄附金及び指定寄附金を計上し、指定寄附金はふるさと納税制度による寄附金を含むものであります。

19 款繰入金12億6,622万5千円は、各基金から用途に応じて繰り入れの所要額を計上いたしました。

なお、各基金の充当事業については、概要書に記載してあるとおりでございます。

4 ページをお開きください。

21 款諸収入は、町預金利子や諸施設の売上金等の雑入所要額を見込みました。

22 款町債、町債全体で10億600万円を計上いたしました。町債充当事業につきまして

は「第2表 地方債」で説明したとおりでございます。

歳出予算について、ご説明いたします。

1款議会費8,835万9千円は、議会運営に係る年間所要経費を計上いたしました。

2款総務費に23億6,657万1千円を計上いたしました。1項総務管理費20億349万7千円のうち、一般管理費は、主に特別職を含む人件費等の職員管理費や峡南広域行政組合運営負担金ならびに法制事務、文書管理および情報公開・個人情報保護制度に係る所要額を計上いたしました。

5ページをお開きください。

バス運行対策費は、デマンドバス運行負担金や町営バス運行経費などの地域公共交通に係る所要額1億329万9千円を計上いたしました。

デジタル田園都市国家構想事業費は、総額7億297万9千円とし、起業支援及び新規事業所誘致事業、農業振興による6次産業化事業、観光資源の魅力アップ事業、地場産業の活性化とPR強化推進事業、人財育成事業、地域おこし協力隊事業、移住・定住の促進事業、結婚・出産支援事業、子育て世代支援事業、教育環境の質的向上事業、安心安全に暮らせる環境づくり推進事業、西嶋和紙・和紙の里の活用推進事業、情報提供充実事業に係る所要額を計上いたしました。特に、子育て世代の負担軽減や教育環境を充実させるとともにあけぼの大豆による所得向上対策等にも積極的に取り組み、移住定住の促進強化、昨年度から実施している西嶋和紙・和紙の里の活用推進事業など、交流人口の増加を促進する予算とし、身延町の魅力を町外に発信することを充実させた予算といたしました。

4項選挙費2,900万4千円のうち、町長・町議会議員補欠選挙費は、選挙執行経費2,802万3千円を計上いたしました。

6ページをお開きください。

3款民生費に21億7,348万9千円を計上いたしました。1項社会福祉費16億2,093万9千円のうち、社会福祉総務費は、民生委員活動費や社会福祉協議会補助金など町の福祉サービスの充実に係る所要額を計上し、高齢者福祉費は、高齢者に係る生活支援事業やシルバー人材センター運営負担金ならびに老人クラブ補助金等の所要額を計上いたしました。

障害福祉費は、障害児や障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境づくりに取り組むため、地域生活支援事業費や障害者自立支援給付費等に係る所要額を計上いたしました。

2項児童福祉費5億5,254万9千円のうち、児童福祉費は、子どもたちの健全育成等を図るための所要額を計上。特に子育て支援医療費助成として、18歳までの医療費無償化や、ひとり親家庭への医療費助成などの扶助費として、2,561万3千円を計上し、西嶋学童保育室改修工事として、1,238万6千円を計上いたしました。

7ページをお開きください。

また、地域子ども・子育て支援事業費は、病児・病後児保育事業費として、59万3千円を計上するとともに、認定こども園の大野山保育園における地域子育て支援拠点事業に対する補助金1,301万円を計上し、学童保育費は、町内学童保育室の運営経費として3,823万3千円の計上をいたしました。

4款衛生費に10億1,354万9千円を計上いたしました。1項保健衛生費4億3,464万7千円のうち、予防費は、生活習慣病やがん予防対策を推進し、町民が生涯を通じて

健康で元気な生活が送れるよう特定健康診査等の所要額を計上するとともに、感染症等の予防を図るため、従来の高齢者予防接種ならびに一定の年齢に該当する男性を対象とした風しん抗体検査等の予防接種事業費を計上いたしました。

環境衛生費は、一般家庭ごみ収集運搬業務委託費、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金、生ごみ処理機購入費補助金や新エネルギー等利用促進に向け、太陽光発電システム設置費補助金等の所要額を計上いたしました。

2項清掃費2億1,018万5千円の計上は、峡南衛生組合負担金2億194万8千円および山梨西部広域環境組合負担金823万7千円を計上するものです。

3項水道総務費3億6,871万7千円については、小規模水道運営費を計上するとともに水道事業公営企業会計への負担金及び補助金を計上いたしました。

8ページをご覧ください。

6款農林水産業費に2億4,673万1千円を計上いたしました。1項農業費1億5,593万9千円のうち、農業振興費は、優良農地の保全や集約化、遊休農地の利活用、鳥獣害防止対策等に係る所要額を計上し、また指定管理による「ゆばの里」「大島農林産物直売所」「下部農村文化公園」「市之瀬味噌加工所」「味噌加工施設」の農業振興施設関係経費を計上いたしました。

2項林業費9,079万2千円のうち、林業振興費は、シカ、イノシシ、サル等の有害鳥獣捕獲ならびに猟友会活動経費を計上し、森林環境譲与税による事業として、経営管理権集積計画策定事業および森林整備業務費等1,336万1千円を計上いたしました。

また、林業土木費は生活基幹林道三石山線や富士見山線等の維持管理事業費等5,051万3千円を計上いたしました。

7款商工費に1億2,080万3千円を計上いたしました。1項商工費2,319万8千円のうち、商工振興費は町内商工業の振興を図るため、身延町商工会の経営改善普及事業ならびに地域総合振興事業に対する補助金を計上するとともに、消費者対策事業費の関係所要額を計上いたしました。

2項観光費9,760万5千円のうち、観光費は、町内観光の振興を図るため、下部観光協会事業ならびに身延山観光協会事業に対する補助金や、身延山万灯行列等の地域活性化イベントへの補助に係る所要額を計上するとともに、ノベルティー作成等の観光宣伝事業費を計上いたしました。

9ページをお開きください。

8款土木費に8億2,413万7千円を計上いたしました。2項道路橋梁費3億7,605万5千円のうち、道路橋梁新設改良費2億1,308万6千円は、町道塩之沢椿線外道路改良、町道上方線外道路舗装、町道大島西側線外道路改良工事費および西嶋和紙の里駐車場改修工事費等を計上し、道路メンテナンス事業費9,285万円は、橋梁長寿命化事業に取り組み、工事請負費として開運橋、温泉橋、奥杯横橋の橋梁修繕工事費を計上いたしました。

5項住宅費8,902万9千円のうち、住宅管理費は町営住宅西嶋団地、西嶋第2団地、榎田団地、遅沢団地、八日市場団地、東団地、宮木団地、柿島団地、雨河内団地、坂下団地、船原団地、梅平団地、上沢北団地、荒町団地の14団地および町有住宅、相又団地1団地を維持管理する所要額を計上し、特に令和6年度は西嶋第2団地において、駐車場整備および屋上防水改修工事を計上し、梅平団地解体工事の所要額を計上いたしました。

また、木造住宅の耐震診断を支援するとともに、木造住宅耐震改修事業等を補助する所要額を計上し、危険空き家等解体費補助金予算として200万円を計上いたしました。

6項下水道費2億4,310万8千円については、下水道事業公営企業会計への負担金及び補助金ならびに出資金を計上いたしました。

10ページをお開きください。

9款消防費に2億3,138万5千円を計上いたしました。1項消防費1億3,915万6千円のうち、非常備消防費は消防団活動費として報酬及び出動手当、分団運営交付金、各分団詰所等の維持管理費を計上し、下部第1分団第5部（市之瀬）詰所新築工事費に3,663万円を計上いたしました。

また、消防施設費は、消防ポンプ自動車1台を整備する所要額を計上いたしました。

3項防災費9,198万2千円については、大規模災害時の発生に備え、災害用備蓄品等購入に係る所要額ならびに防災無線設備の維持管理費の計上であります。

10款教育費に14億481万1千円を計上いたしました。1項教育総務費6億2,237万円のうち、旧学校施設管理費は、旧身延中学校等解体工事費として3億800万円を計上いたしました。

2項小学校費1億6,666万4千円のうち、特に学校施設整備として身延小学校スクールバス乗り場舗装工事費940万5千円を計上いたしました。

11ページをお開きください。

3項中学校費5,730万4千円のうち、中学校ICT支援員業務やプログラミング教育補助業務等の所要額を計上し、嘱託医やスクールカウンセラー等を配置する経費を計上および中学校の光熱水費や学校警備等の施設維持管理費や情報ネットワーク、事務機器の維持管理関係所要額を計上いたしました。

5項文化振興費2億959万9千円のうち、金山博物館費は、施設の維持管理費および砂金掘り大会や遺跡見学会ならびに各種講座の開催等のイベント所要額を計上し、総合文化会館費は施設維持管理費および自主事業に係る所要額を計上いたしました。

12ページをお開きください。

6項保健体育費1億1,250万5千円のうち、体育施設費は、町内の社会体育施設である体育館、グラウンド、テニスコート、武道場、弓道場、グラウンドゴルフ場等の維持管理に係る所要額を計上し、令和6年度では旧身延北小学校体育館および身延武道館アスベスト調査業務委託料282万9千円を計上し、スポーツ健康増進施設費は、施設の運営維持管理費に係る所要額5,027万9千円を計上いたしました。

7項学校給食費1億1,335万6千円については、食育を推進し、町内小中学校児童生徒へ給食を提供するための所要額および施設の維持管理費を計上いたしました。

12款公債費に12億7,226万円の計上は、長期借入金償還元金および一時借入金利子の計上であります。

13款諸支出金に1,050万5千円を計上いたしました。1項基金費1,050万5千円については、財政調整基金外18基金の元金および利子を積立てる所要額を計上いたしました。

13ページをお開きください。

議案第37号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億5,964万7千円といたしました。

県が保険者となり財政運営主体となる現行の国民健康保険制度において、県は効率的な事業の確保等国保運営の中心的な役割を担っており、町が担う保険料賦課・徴収および保健事業に係る歳入歳出予算を計上し、特に国保被保険者の医療費適正化や保健事業への取り組みに配慮し、本町における国保運営の健全化を考慮した予算といたしました。

議案第38号 令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ5億1,445万6千円といたしました。

後期高齢者医療制度に基づき、後期高齢者医療広域連合と連携した予算といたしました。

議案第39号 令和6年度身延町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ21億9,061万1千円といたしました。

介護保険制度を円滑に実施するため、第9期介護保険事業計画に基づき介護保険財政の健全化を図るとともに、地域包括支援センターを中心に介護予防や相談支援事業等を推進する予算編成といたしました。

14ページをお開きください。

議案第40号 令和6年度身延町介護サービス事業特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ1,211万8千円といたしました。

介護保険サービス計画事業や介護予防ケアマネジメント事業を実施する予算といたしました。

議案第41号 令和6年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ716万4千円といたしました。

奥の湯高温源泉の安定的な供給に資する予算といたしました。

以上で、議案第36号から議案第41号までの内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第51 議案第54号 令和6年度身延町水道事業会計予算

日程第52 議案第55号 令和6年度身延町下水道事業会計予算

以上の2議案は、企業会計の当初予算案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

議案第54号 令和6年度身延町水道事業会計予算につきまして、内容説明をさせていただきます。

水道事業会計予算書の3ページをご覧ください。

第2条の業務予定量は給水戸数5,998戸。年間配水量216万9,255立方メートル。1日最大給水量7,018立方メートルを予定し、主な建設改良事業として生活基盤近代化事業610万円、町単独事業1,930万円を計画します。

第3条の収益勘定の収入額を6億1,803万9千円に、支出額を6億2,053万1千円とし、第4条の資本勘定の収入額を1億3,168万円、支出額を3億1,160万9千円とします。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の1億7,992万9千円は、当年度

分損益勘定留保資金1億5,692万8千円、引継金2,300万1千円で補填いたします。

第4条の2の特例的収入及び支出は、地方公営企業法の適用を受けた最初の予算に特例的に認められるもので打ち切り決算に伴い、令和6年度の債権・債務として整理する未収金を2,076万4千円、未払金を974万5千円とします。

4ページをご覧ください。

第5条の企業債は、水道事業債の限度額を120万円、過疎対策事業債を120万円、公営企業適用債を100万円とします。

第6条の一時借入金の限度額は2億円とします。

第7条および第8条は表記のとおりです。

第9条の他の会計からの補助金は、一般会計からの補助金を2億1,752万9千円とします。

続きまして、議案第55号 令和6年度身延町下水道事業会計予算につきまして、内容説明をさせていただきます。

下水道事業会計予算書の3ページをご覧ください。

第2条の業務予定量は処理人口5,461人。年間処理水量55万9,741立方メートル。1日平均処理数量1,344立方メートルを予定し、主な建設改良事業として社会資本整備総合交付金事業1億5千万円、町単独事業1,572万2千円を計画します。

第3条の収益勘定の収入額を4億8,733万1千円に、支出額を4億8,425万円とし、4ページをご覧ください。第4条の資本勘定の収入額を1億9,211万9千円、支出額を3億2,477万円とします。

また、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額の1億3,265万1千円は引継金256万3千円。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額307万5千円。損益勘定留保金1億2,701万3千円で補填いたします。

第4条の2の特例的収入及び支出は、地方公営企業法の適用を受けた最初の予算に特例的に認められるもので打ち切り決算に伴い、令和6年度債権および債務として整備する未収金を1,078万7千円、未払金を4,050万7千円とします。

第5条の企業債は、下水道事業債の限度額を7,500万円、5ページをお願いします。企業会計適用債を100万円とします。

第6条の一時借入金の限度額は2億5千万円とします。

第7条および第8条は表記のとおりです。

第9条の他会計からの補助金は、一般会計からの補助金を5,118万6千円とします。

以上で、議案第54号および議案第55号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第53 同意第1号 身延町教育委員会教育長の任命について

日程第54 同意第2号 身延町教育委員会委員の任命について

以上の2議案は、教育委員会の人事に関する同意案件でありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは同意第1号、議案書をご覧いただきたいと思います。

身延町教育委員会教育長の任命について、ご説明申し上げます。

身延町教育委員会教育長に下記の者を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

任命しようとする者は、馬場泰氏でございます。

住所、生年月日は記載のとおりです。

提案理由を申し上げます。

令和6年3月31日に教育長の任期が満了するので、その後任教育長を任命する必要性が生じました。ついては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出理由でございます。

次に同意第2号をご覧いただきたいと思います。

身延町教育委員会委員の任命について、ご説明を申し上げます。

身延町教育委員会委員に下記の者を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

任命しようとする者は、依田智氏でございます。

住所、生年月日は記載のとおりです。

提案理由を申し上げます。

委員の辞職により、令和6年4月1日に教育委員を任命する必要性が生じました。ついては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上、同意案件2件、よろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、町長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第55 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第56 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第57 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

以上の3議案は、人権擁護委員の人事に関する諮問案件でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

それでは、ご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする者は北川幸弘氏でございます。

住所、生年月日は記載のとおりです。

提案理由を申し上げます。

令和6年9月30日に北川幸弘委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。

これが議会の意見を求める理由でございます。

続きまして、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする者は、伊藤稔氏でございます。

住所、生年月日は記載のとおりです。

提案理由を申し上げます。

令和6年9月30日に伊藤稔委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。

これが議会の意見を求める理由でございます。

次に諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする者は、望月教邦氏でございます。

住所、生年月日は記載のとおりです。

提案理由を申し上げます。

令和6年9月30日に深澤正史委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。

これが議会の意見を求める理由でございます。

以上で人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問3件の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

それでは、これから質疑を行います。

質疑について、同種類の議案については、その都度同意を求めて一括して質疑を行いたいと思います。

一括質疑となった場合には、ご発言の際、質疑をしたい議案番号と質疑の内容説明をお願いします。

なお、常任委員会への付託については、定例会資料9ページから10ページまでの議案表のとおり、常任委員会へ付託を予定しておりますので、質疑は大綱のみにとどめてください。

また、定例会資料11ページの議案については、委員会付託の省略の予定となっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、質疑に入ります。

はじめに議案第9号から議案第20号までの12議案について、条例の制定および一部改正案ならびに組合規約の変更案のため、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第20号までの12議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑ありませんか。

山下議員。

○4番議員(山下利彦君)

議案第10号 身延町指定管理施設管理基金条例の制定について、以前、説明があったかと思いますが、確認の意味でもう一度教えていただきたいと思いますが。

この提案理由の欄に、指定管理者からの納付金を基金に積み立てるという一文があります。これについて、指定管理者からの納付金というのは、どの程度あって、今、基金としてどのくらいあるのか。

あと1点が・・・。

○議長(上田孝二君)

山下議員、本件は常任委員会に付託しておりますので、詳細質疑は常任委員会でお願ひします。

よろしいですか。

(はい。の声)

ほかに質疑がありましたら、お願いします。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第9号から議案第20号までの質疑を終わります。

次に、議案第21号から議案第27号までの7議案については、指定管理者の指定および指定管理者の指定の期間の変更案のため、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第27号までの7議案について一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第21号から議案第27号までの質疑を終わります。

次に、議案第28号から議案第35号までの8議案については、補正予算案のため一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第35号までの8議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第28号から議案第35号までの質疑を終わります。

次に議案第36号から議案第55号までの20議案について、当初予算案のため一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第55号までの20議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第36号から議案第55号までの質疑を終わります。

次に同意第1号から同意第2号まで、および諮問第1号から諮問第3号までの5議案についてについては、人事案件であるため質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号から同意第2号まで、また諮問第1号から諮問第3号までの5議案について質疑を省略します。

お諮りします。

定例会資料9ページから10ページまでの委員会付託議案表のとおり、議案第9号から議案第12号まで、議案第16号から議案第19号まで、議案第21号から議案第34号まで、議案第36号から議案第41号までおよび議案第50号、ならびに議案第55号の計30議案を常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託議案表のとおり、常任委員会へ付託します。

お諮りします。

定例会資料11ページの委員会付託省略議案表のとおり、議案第13号から議案第15号まで、議案第20号、議案第35号、議案第42号から議案第53号まで、同意第1号および同意第2号、ならびに諮問第1号から諮問第3号までの計22議案については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり、常任委員会の付託を省略します。

日程第58 切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙についてを議題とします。

切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の任期が令和6年3月31日をもって満了となりますので、同組規約第6条の規定により、切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については指名推選によって行うことに決定しました。

それでは、切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員を指名します。

端末にアップされている別紙②をご覧ください。

氏名を読み上げます。

今福誠氏。今福益行氏。伊藤雄波氏。佐野知世氏。

それぞれ住所および生年月日については、記載のとおり、以上の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名をしました4名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4名が切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました伊藤雄波君および佐野知世君が議場におりますので、会議規則第33条の規定により当選告知をいたします。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

このあと、午後から予算決算常任委員会の現地調査が予定されておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日はこれをもちまして、本会議を散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 零時26分

令和 6 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 5 日

令和6年第1回身延町議会定例会（2日目）

令和6年3月5日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 遠藤公久 | 2番 | 深山光信 |
| 3番 | 佐野昇 | 4番 | 山下利彦 |
| 5番 | 佐野知世 | 6番 | 伊藤雄波 |
| 7番 | 望月悟良 | 8番 | 田中一泰 |
| 9番 | 広島法明 | 10番 | 野島俊博 |
| 12番 | 渡辺文子 | 13番 | 伊藤達美 |
| 14番 | 上田孝二 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	大村 隆
会 計 管 理 者		望月 融	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	伊藤 剛
福祉保健課福祉担当主幹		高野 香代子	観 光 課 長	高野 修
子育て支援課長		遠藤 仁	産 業 課 長	松田 宜親
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	深沢 暢之
環境上下水道課長		内藤 哲也	身 延 支 所 長	加藤 千登勢
下 部 支 所 長		笠井 健一	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 若狭 秀樹
録音係 佐野 吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告1番、山下利彦君の一般質問を行います。

山下利彦君の質問を許します。

登壇してください。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、公共施設の集約化と職員数の適正管理について伺います。

公共施設の集約は、人口減少や高齢化に対応してコンパクトシティー政策の一環として位置づけられるものであり、経済活性化の効果、住民の移動効率化や施設の維持管理費の縮減による財政効果も期待されます。

身延町は、3町合併から約20年が経過しました。旧町単位に設置されていた公共施設4カ所の集約化と業務効率化による適正職員数について考えを伺います。

まず、味噌加工施設の集約化について伺います。

令和5年12月定例議会において、町内にある3つの味噌加工施設を集約化し、効率的な経営を目指すべきと一般質問を行いました。

これに対して答弁は、施設の目的が違うため集約はできない。全国規模で市場拡大を目指すというものでした。公益財団法人日本醸造協会の調査分析によりますと、味噌の消費は若者の食生活の変化や、だし入り味噌の消費が急増し、生味噌の即席化やカップ味噌など新商品化により都会では味噌は売れず、消費は今後大幅に減少するということを発表しています。スーパーマーケットの味噌の陳列は縮小傾向にあるというのが現状ということです。

さらに注目すべきは、味噌の商品化として価値を落とすほどの価格の極端な低下も指摘され

ております。

味噌が売れない状況下において、2カ所の味噌加工施設にそれぞれ支払う指定管理料は効率的な経営とは言えません。1カ所に集約すべきと考えますが、考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

現在整備を進めております「身延町味噌加工施設」と「市之瀬味噌加工所」の集約化につきましては、令和5年第4回定例会において、山下議員のご質問「味噌加工施設の集約化」の再質問に対しお答えしたとおり、「市之瀬味噌加工所」につきましては、加工用施設の一般貸出という役割も担っており、今後いずれかの施設への移管を検討する場合も、利用者の利便性を考慮して進めてまいります。

「味噌加工施設」につきましては、「厨房」と「味噌貯蔵室」の一般貸出は、衛生管理上行いません。大量生産に特化した施設です。

このように、2つの施設は異なる目的を持っておりますので、集約化する計画ではございません。

指定管理料につきましては、「市之瀬味噌加工所」につきましては、指定管理料はなく運営をしております。また、「味噌加工施設」につきましては、初年度のみ指定管理料を支払いますが、指定管理協定期間の残りの4年間で、施設の使用料という形で、指定管理料相当額を町に分割納付する計画ですので、町としての指定管理料支出は基本的にはありません。

町は「味噌加工施設」を整備することにより、あけぼの大豆の地域内消費および有効利用を図り、味噌の製造販売、貯蔵施設の活用による出荷時期の調整等により、生産および流通の拡大を図り、地場産業の活性化を目指しております。

現在もあけぼの大豆味噌は、消費者の皆さまに好評を博しておりますが、操業開始後は、広く全国規模の市場拡大を展開するため、鋭意努力してまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

指定管理料の状況は分かりました。さらに、集約化について申し上げますと全国の価格競争に対して、先ほどの答弁にあります指定管理料の停止、廃止、逆に使用料の分割納付が生じる中で、販売価格の設定や経営状況には注視しますが、大豆の総生産量と味噌販売需要の減少状況を勘案する中で、市之瀬味噌加工施設においても、指定管理として修繕や農業振興施設関係経費の計上など、各味噌加工施設にはそれぞれ経費がかかります。

集約化による経費削減で生産体制の効率化を図るべきと考えますが、今後の数値について注視してまいりたいと思います。

次に、歴史民俗資料館の集約化について伺います。

令和5年12月定例議会において、八日市場の「歴史民俗資料館」は職員が不在で受け入れ体制として不十分なため、収蔵展示品を西嶋和紙の里に移し展示し、民俗資料館の集約化を図るべきとの一般質問を行いました。

受け入れ体制は、資料館としては決して合理的なものではない。そればかりか不適格です。歴史民俗資料館の貴重な収蔵品は、町の歴史を知る上で、子どもをはじめ、より多くの町民の目に触れやすい環境に展示することが収蔵品を生かすこととなります。

西嶋和紙の里が道の駅として再出発するようですが、西嶋和紙に関する製造道具など多くの収蔵品の展示は、より施設の充実につながると同時に、民俗資料館の集約により維持経費の削減につながるとは思います。改めて考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えをいたします。

西嶋和紙の里につきましては、道の駅としてリニューアル工事を実施するため、今、定例会におきまして予算を計上し、ご審議をいただいているところでございます。

道の駅の展示物や物販の商品につきましては、効果的な集客につながるよう、昨年より指定管理候補者と検討を重ねておりますが、今のところ、道の駅に歴史民俗資料館の収蔵品を常設展示する考えはございません。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

役に立つものを持っていながら、使用せずに放っておき、物事を生かし切れないでいることを宝の持ち腐れといいます。西嶋和紙の里も駐車場を1.5倍に広げれば、トイレを設置すれば、従来の4倍、年間7万人、利用者が訪れるというわけでしょうか。あまりにも見通しの甘さをつくづく感じます。

道の駅の目的は何か、総合的に何をアピールするのか、歴史民俗資料館の貯蔵品の展示は、身延町を知る上で重要な資料でございます。せめて収蔵品の保護の費用を賄う経営が必要だと考えますが、現状維持でいいというのは非常に残念に思います。

次に、木喰の里微笑館の移設集約化について伺います。

旧下部町時代に設置された木喰の里微笑館も約40年が経過しています。そこを訪れた個人の方のブログのタイトルに「生誕の地の最も行きにくい資料館」としてキャッチフレーズ的に用い、山梨県内で通年開館している施設のうち最も行きにくい場所にあると言っても過言ではないと言っています。厳しい地理的要因から入場者数は減少を続け、今後の増加も期待できません。

一方、微笑館がある丸畑地区の麓を走る国道300号線沿いには、木喰の生誕の地を表す道路橋、木喰橋があり、道の駅しもべがあります。道の駅の施設内には木喰の碑もありますが、地域の特徴を表す施設は少ない。木喰の里微笑館も道の駅しもべへ移設集約することで施設全体が充実し、両施設の相乗効果により道の駅しもべの集約がより図られると考えますが、考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えをいたします。

ご質問の木喰の里微笑館につきましては、昭和61年3月竣工、同年6月5日にオープンしまして、現在38年が経過しております。コロナ禍になる前の入館者は年間1千人強となっており、平成30年に西嶋和紙の里で木喰展を開催しましたが、この年は2千人を超える来館者がありました。

コロナ禍になった際、入館者の氏名・連絡先等を記入していただく期間があり、記入に併せて入館料や展示内容、微笑館の立地についてアンケートを実施いたしました。立地についての答えは、現在地に存続すべきが50%を超え、移転すべきは17%の結果でした。木喰の里微笑館を訪れる方は、木喰上人誕生の地を訪れることも目的の一つであると考えております。また、国道300号から微笑館へつながる町道、古閑田ノ上線になりますが、この町道も本年度改良工事が終了し、マイクロバスが微笑館駐車場へ上ることができるようになっております。

しかしながら、微笑館の建物本体も経年劣化が進むこと、また、受付業務はシルバー人材センターに業務委託しておりますが、勤務されている方の高齢化等の問題などがあり、いずれは「道の駅しもべ」等に集約することも検討する必要性が生じてくると考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

集約化は、観光客や地元住民の移動効率化につながり、施設の維持管理費の縮減により財政効果も期待されます。さらに、集約化による効率的な受け入れ体制は、人材不足等の課題解決にもつながります。施設の集約化と再利用化により、身延町の観光情報発信拠点の充実にいち早く取り組んでいただきたいと思います。

次に、門野の湯の方向性について伺います。

令和4年12月定例会の一般質問において、門野の湯に関して、スポーツ健康増進施設の開業後の在り方について所見を伺いました。

スポーツ健康増進施設の開業後も含め、身延町の高齢者保養施設として町内高齢者の利用者数、収支状況の推移状況など、また施設経営としての直営と指定管理の経営手法の採用基準についての考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

加藤身延支所長。

○身延支所長（加藤千登勢君）

お答えします。

高齢者保養施設の町内70歳以上の利用者数は、平成27年度の料金改定により有料になって以降、急激に減少しました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響も大きく、対策前の令和元年度は7,687人の利用がありましたが、対策後の令和4年度は4,688人と約40%減少しました。

自主財源比率につきましても、令和元年度は18.3%でしたが、令和4年度は7.9%と減少しております。

スポーツ健康増進施設開業後の令和5年度の町内70歳以上の利用状況ですが、1月31日

現在3, 149人と、昨年度の同じ時期で比較しますと142人の減、率ですと約4%減少しました。

減少した要因の一つとして、無料回数券利用者の減少が挙げられます。回数券利用者を昨年度の同じ時期で比較しますと244回の減、率ですと約42%減少しました。

収支状況ですが、施設利用者は昨年度の同じ時期で比較しますと約8%増加、収入も約24%増加しております。

歳出も燃料費や電気料の高騰、施設の老朽化による修繕費などありますが、決算期ではございませんので、収支状況の報告は出来かねます。

次に「直営と指定管理の経営手法の採用基準」ですが、その施設の目的に適した方式を採用しております。「門野の湯」につきましては、利用者が特定されており、高齢者の保養施設として設置しておりますので、直営で運営しております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。近年、複数の公営温泉施設を持つ近隣の市町村では、財政面から有識者による検討委員会が開かれ、施設の集約化の検討が進められています。今後、調査した上で、施設の民間移譲、休止等を図るとみられております。

身延町においても、スポーツ健康増進施設開業により温泉施設が2カ所になりました。門野の湯は設置以来30年が経過し、施設設備の老朽化が進んでおります。利用者が減少しています。また、利用者の内訳は圧倒的に町外者が多く、施設の設置目的や運営等の見直しなど検討委員会を設置し、調査・研究する必要があると考えます。

次に、職員数適正化について伺います。

総務省が公表している地方公共団体定員管理調査に基づく身延町の類似団体との比較では、正職員と会計年度任用職員を合わせた約350人の職員数は、近隣町村に比較し多い状態です。

令和5年4月の定数管理の類似団体との比較状況は、人口1万4,800人の市川三郷町では166人、人口1万4,200人の富士川町では149人に対し、人口が1万人の身延町では180人と峡南地域では最も多い状態です。ちなみに人口7,016人の南部町では97人と身延町の半分です。

これらの原因の1つとして、旧町単位に本庁舎のほか支所の配置、下部地区にはさらに2カ所の出張所の配置が挙げられます。また、旧町から引き継いだ社会福祉施設が多数あり、直営で経営していることも挙げられます。

合併から20年経過。これらの施設の集約化・廃止による行政のスリム化が進まない原因は何か。削減目標職員数を定めた職員配置適正化計画の取り組みについての考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

まず、地方公共団体の定員管理調整については、身延町の場合は会計年度任用職員はみんな短時間になっておりますので、短時間の会計年度任用職員は入っておりませんので、その点ご

承知おきを、まずお願いいたします。

また、削減目標職員数を定めた職員配置適正化計画とのことですが、身延町定員適正化計画のことであると推測し、答弁をさせていただきます。

なお、定員適正化計画においては、職員の削減目標は定めておりませんので、この点についてもご承知おきください。

さらに、社会福祉施設が多数あるとのご指摘ですが、社会教育施設のことと推測いたしましたので、答弁においてもそのように回答させていただきます。

ご質問の中にある、職員数が類似団体に比べ超過傾向にあるのは、原因として支所、出張所の配置や社会教育施設が多数あり、直営で運営していることを挙げられておりますが、ご質問の趣旨は、これらの集約化をし、廃止すべきもののご意見と受け取りましたので、これらを踏まえた上で答弁いたします。

施設の集約化・廃止によるスリム化が進まない原因は何かとのご質問ですが、合併当時9校あった小学校を3校に、5校あった中学校を1校にし、集約化を図っております。また、社会教育施設につきましても、青少年自然の家をみのぶ自然の里とし、指定管理者による管理としております。

さらに、西嶋和紙の里につきましても、令和7年度から指定管理者による管理・運営を計画しております。

なお、支所・出張所につきましては、住民サービスが低下しないように配慮したため、現在も存続しておりますが、議員さんからのご指摘にもありますように施設機能の統廃合について、人口減少に伴う組織機構の再編として検討してまいります。

また、正職員数につきましては、新町合併時には269名の職員がおりましたが、現在の職員数は189名と80名を削減いたしました。

人件費といたしましては、記録が残る平成18年度の人件費、ただし宿日直手当・時間外手当・共済掛金等は除きますが、これらを除き約15億円であったのに対し、令和4年度の人件費は10億1,500万円と4億8,500万円ほど削減を行っております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

学校の統合については、これはそういう強調するまでもなく承知しておりますが、旧下部地区の出張所について、合併から20年を経過しているところでありますが、そこが問題だと指摘しております。

類似団体との定員調査結果としても、近隣の市町村は本町よりさらに努力しているということの表れだと思います。

答弁の中で、スリム化に対して指定管理事業を挙げているなど、職員削減、コストカットを重視した認識にも聞こえます。また、総勢350人の職員の定数適正化計画において、職員の削減目標はない、承知しておけというような内容の答弁も問題であると思います。

会計年度任用職員の採用状況を含め、次回以降、再質問をさせていただきます。

次に、人口減少社会における新身延中学校開校後の展望について伺います。

新身延中学校は、令和2年8月の設計から始まり、新身延中学校新校舎等建設事業も3年半

の工期を経て、いよいよ令和6年4月に開校します。木造建築としては県下で最大級で総工事費が31億5千万円と巨額です。さらに今年1月の臨時議会において追加変更工事があり、4,500万円の増額補正が提示され、総工事費は32億円と膨れ上がりました。

一方、生徒数は急激な減少傾向にあり、令和5年5月1日の生徒数は151人、5年後には小学校の児童数の状況から119人になる。さらに本年4月からは、園児数の減少による原保育所の休園など減少傾向は加速し、10年後には生徒数は100人を割ることが予想されます。

単に児童・生徒の増減による機械的な判断ではありませんが、32億円の巨額の投資で建設される中学校の今後の費用対効果を含めた教育の将来像について、議論は必要だと思います。

学校が持つ多様な機能を生かし、地域の実情に応じた活力ある学校づくりに向け、費用対効果のある今後の展望について考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

ご質問の、巨額の費用を投じて建設した新身延中学校の費用対効果のある今後の展望についてですが、今年の1月12日、臨時会で建設費の増工に関し、山下議員から同様の質問があり、町長が答弁しておりますので、そのことを踏まえましてお答えいたします。

出生数などによる人口推計から、生徒数が減少傾向になることは承知しておりますが、新校舎の規模は、現在の生徒数を踏まえての建設規模としております。将来、生徒数が減少することを見込んで、現在の生徒が狭さや使いにくさを感じる規模ではなく、現在、学びの最中にいる生徒が快適に学べる校舎を目指して建設しております。

将来、生徒数が減ることが予測されていますが、余裕教室が生じた場合の活用方法については多角的・有効的に検討してまいりたいと考えております。将来的な課題として認識しております。

以上となります。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

先ほどの答弁の中に多角化・有効化という言葉がありました。現在の大量生産機能を備えた給食センターの、社会的弱者である障がい者、貧困家庭、ヤングケアラー、高齢者配食サービスへの更なる充実した対応も施設の多角化に当たると思います。

また、答弁の中にあります余裕教室の活用も含め、新しい時代の学びに対応した多様な教育環境をどのように整備していくか、設置者の将来的ビジョン、目標を共有することが重要であり、継続的な議論は必要だと考えます。よろしく願いいたします。

次に、大規模災害時の防災体制について伺います。

令和6年1月1日に発生した震度7の能登半島地震で、活断層の危険性が改めて認識されました。糸魚川・静岡構造線断層帯を含め、身延断層と富士川河口断層帯は身延町の位置に重なっています。地震の規模は能登半島地震以上の7.6と予想されています。いつ発生するか分からない大規模地震に対する身延町の防災体制について伺います。

まず、避難所の廃校利用について。

ハザードマップに指定されている避難所の状況は、比較的住居が集まっている平地では、ほとんどが河川氾濫による浸水被害地域に位置し、現実的な避難所となっておりません。大規模災害時には、多くの避難民の居住スペースが必要であり、長期の避難生活での協力体制も必要になってきます。インフラ施設が整備されている廃校となった小中学校の（旧下部小中学校、旧久那土小中学校、旧静川・原・豊岡小学校、旧中富中学校）を基幹指定避難所として新たに登録し、施設整備や備蓄品の充実を図るべきと考えますが、指定しない理由は何かご説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

避難所は、他の目的で使用している既存の建物を利用しております。主目的で避難所としている建物はございません。

ハザードマップを見ていただけるとお分かりになるかと思いますが、身延町では居住地のほとんどが浸水想定区域や土石流警戒区域などとなっており、その中にある公共施設などを避難所として指定しております。災害の種類により、避難所の開設の有無を検討しております。

なぜ、廃校の校舎を基幹指定避難所に指定しないのかとのことですが、先ほど申し上げたとおり、既存の他の目的で使用されている建物を避難所として利用しております。避難所だけの建物を整備管理していくのは財政的に厳しく、現実的ではないからです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

財政的に現実ではないという答弁ですけども、現実ではない非常時に対する対策費、必要経費というふうにみただけなのが非常に残念に思います。

次に、小規模避難所の集約化について伺います。

町内に点在する小さい避難所では、物資の受け取りや不足しているものの把握、人員管理などが行き届かない、住民を孤立させないためにも避難所の集約化は必要だと考えますが、考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

現在、町内40カ所を指定避難所として指定しております。緊急時に備え、指定避難所には建物内に備蓄品の配備や敷地内に備蓄倉庫を設置しております。

住民を孤立させないためにも避難所の集約化が必要とのお考えですが、避難所を集約することにより、避難所が遠くなり、より避難することができなくなることも考えられます。そういったことも踏まえまして、備蓄品を配備しております。

町としては、孤立した集落には、能登半島地震と同様にドローンの活用や自衛隊等へ依頼し、物資の搬送などの対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

この質問の冒頭、大規模災害を想定した避難所体制を提案しています。災害が発生したとき、すぐ近くの避難所に避難するのもいいわけですが、これでは自宅にいたのと変わりません。点在する小規模避難所の備蓄品を見ていただきましたでしょうか。種類は実生活ができるものではありません。避難所の数が多いことが原因かと思います。効率的な実態把握も含め、一次避難、二次避難、さらには福祉避難所の確保など機能的な避難所管理を念頭に、ある程度の大きさの規模が確保され、一定期間、避難生活が維持できる備蓄品が整備された避難所の確保として集約が必要ではないかと提案しております。検討のほうをよろしく願いいたします。

次に、合併浄化槽の設置について伺います。

能登半島地震による避難所生活の中での重要な問題にトイレの衛生面が挙げられ、それが原因で被災した自分の家にやむなく帰ったという報道がありました。

令和5年9月定例会で、令和4年に改定された環境省の「避難所におけるトイレの確保管理ガイドライン（指針）」には、下水道管が破損した場合を想定し、避難所に地震に強い合併浄化槽の設置が盛り込まれたことに対する対応を一般質問いたしました。答弁は、簡易な仮設トイレやトイレの処理剤で対応するとの内容でした。

能登半島地震の避難所の状況から衛生面、感染症対策の面から不十分と考えますが、主要な指定避難所には合併浄化槽の設置は必要だと思います。再度要望いたしますので、考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

合併浄化槽は本体がFRP（強化プラスチック）で頑丈にできているということなどがあり、下水道に比べて災害に強いと思います。しかしながら、被災後の停電や断水時には使用ができなくなるということも考慮して、以前答弁いたしました。町では仮設トイレやトイレ処理剤での対応を考えて整備しています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

この間、山梨県の身体障害者連合会に出席してまいりました。その中で、障がい者の方から仮設のトイレ、工事用のトイレを想定して言っていると思うんですが、あの工事用の仮設トイレは段差があって使えないと。車イスの方は使えないということを言われて、なんとかしてほしいということで、先進的なところでは、あのトイレの周りに車イス用のスロープを取り付ける枠組みがすでにあって、それを取り付けて、すぐ対応できるということがありますので、いろいろな角度から、障がい者も念頭に入れながら、災害時のトイレ事情につきまして検討をお願いしたいと思います。

次に、給水車の導入について伺います。

災害時における最重要課題であります水の確保について、飲料水や生活水の確保運搬に給水車の導入は考えるべきです。また、山林火災において、給水車は水利が乏しい山間地の水源確保に大いに貢献する多機能な役割を果たすと考えられます。給水車の導入の考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えをいたします。

環境上下水道課は、飲料水、生活水の観点からお答えいたします。

ご質問のありました給水車の導入の考えですが、災害時のみならず断水の際の水の確保について、現在、その対策として保有する給水タンクにて対応を行っております。町で保有する給水タンクは、軽車両で運搬可能な、満水で300リットルの給水タンクを7基、500リットルの給水タンクを12基、3トントラックで運搬可能な、満水で1,500リットルの給水タンクを2基、保有しております。

給水車の活用は、多くの水を大量に運ぶことができるため、災害等における応急給水活動において有効だと考えます。しかしながら、常用する設備ではなく、災害時に正常に機能させるための維持修理費など、管理の面での課題も多いことも踏まえると、保有する給水タンクでの対策を続けながら、厳しい財政状況下ではありますが、将来的には簡易給水車の手配、導入も含めて大規模断水への対応については研究・検討をしております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

私からは、山林火災に対しての給水車の導入についてお答えをしたいと思います。

本町は山間地に集落が点在し、水の供給が十分にできない集落もあり、そのような集落での火災時は、飲料水用の給水タンクを利用し、消火用水を確保したこともあります。

現在、峡南消防本部では、北部消防署と中部消防署に水槽車が配備されており、火災時に出勤し、消火にあたっております。また、平成29年に峡南消防本部と峡南生コンクリート協同組合において、「火災時における消防用水の確保に関する協定」が締結され、山間地での火災において水利不足の恐れがある場合には、この協定に基づき生コン車で消火用水の搬水を行っております。

このような体制で火災時の水利を確保しており、現状、町で給水車を導入する予定はございません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

2人の課長から答弁いただきました。私は、「人の振り見て我が振り直せ」という言葉がありますが、あのテレビから発せられる情報、画像を見て、私たちは直接経験しなくても、テレビでの給水車の活躍を映像として見て何かを学び、行動を変えなければならないと思います。

機能的なんですね。いつまでも昭和の方式では住民は救えません。また、昔からの家には井戸があります。井戸の調査をし、井戸マップを作成する必要があると思います。そこを非常時の飲料水確保の指定施設として指定することも考えるべきだと思います。そのためには、町は水の定期的な検査などの支援が必要だと思いますが、検討をお願いいたします。

また、交通防災課からの水利のことにつきましては、私も承知しているところでありますが、やはりどちらかが必要、どちらかが必要ないということは、両方ともそれぞれの組織の中で、縦割りの行政の中で必要だと思いますが、両方とも使えるというような考えを持っていただけたらいいのかなと思います。

次に、木造個人住宅耐震診断支援事業について伺います。

身延町には、震災に強いまちづくりの支援事業とし、木造個人住宅耐震診断支援事業および居住安心支援事業費補助金制度があります。

建物全体の耐震工事まで予算の関係でできない場合でも、日常生活で使用頻度の高い居間などだけの耐震補強工事でも非常に有効とされています。

支援事業および補助金制度については、いつ発生するか分からない大規模地震の備えとして重要であります。情報提供は町の広報紙で常に発信すべきと考えます。現状の情報発信の状況と、過去5年の間にどの程度利用されているのか、内容の説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

木造個人住宅耐震診断支援事業および木造個人住宅居住安心支援事業費補助金制度の情報発信の状況と、過去5年間の補助事業の利用実績についてお答えをいたします。

情報発信についてですが、町のホームページへの掲載や区長・組長さまから区民への情報提供として、初区長会の資料での補助事業の周知や、過去に耐震診断を行い、総合評点が1.0未満で改修工事等を行っていない、または診断が未実施の方に対して、町職員だけでなく、県の建築担当の専門職員および耐震診断等に関する研修を受けた建築士と協力しながら訪問し、耐震診断や改修工事の実施を促すローラー作戦を、年2回ほど実施をしております。

ローラー作戦により、耐震診断または改修工事を実施された方もおり、その成果も出ており、個々の問い合わせでも実施していただけますよう、説明をしております。

補助事業の利用実績の令和5年度につきましては、最終決定でないため、平成30年度から令和4年度で回答をさせていただきます。

木造個人住宅耐震診断支援事業につきましては、平成30年度14戸、令和元年度12戸、令和2年度6戸、令和3年度6戸、令和4年度5戸の合計43戸です。

次に、木造個人住宅居住安心支援事業につきましては、平成30年度改修設計および改修工事が各3戸、令和元年度は0戸、令和2年度改修設計および改修工事が各1戸、令和3年度が0戸、令和4年度建て替え工事が2戸の合計6戸で、お声がけしても実施に至らないのが現実でございます。

能登半島地震発生後には問い合わせも増えており、県と町での補助金の拡充を予定しております。その資料が整い次第、早急に広報紙等にも掲載し、家族や財産を守る耐震化事業をしていただけますよう、更なる情報提供に努めたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。住民への周知につきまして、ホームページとそれから区長のそれぞれの説明に頼っているということでは、圧倒的に不十分だと思います。広報みのぶに毎月でもこの情報を流すべきだと思いますが、検討をお願いいたします。

次に災害時のドローンの活用につきまして、能登半島地震で被災し、孤立した集落の住民に開発された「エアトラック」という物流ドローンを活用し、医薬品や紙おむつ、カイロなどを届ける試みが国内で初めて行われたという報道がありました。

身延町内にもサイトテックという会社があり、ドローンの研究をしておりますけども、それらの状況から、これらの会社と契約しながら訓練をすべきではないかと思いますが、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

平成29年10月号の広報みのぶで町民の皆さまにお知らせしたとおり、身延町では、平成29年8月に町内に本社があるサイトテック株式会社との間で「災害時等における情報収集等に関する協定書」を締結しております。この協定で、災害時等においてドローンでの空撮による被害状況等の収集や応急物資等の搬送など、支援協力することを定めております。

また、この協定後に町の防災訓練において、カメラを搭載したドローンによる道路状況や被害状況を確認する「情報収集訓練」と救援物資を目的地まで運ぶ「物資搬送訓練」を実施しております。

なお、サイトテック株式会社は令和元年の台風19号の影響により道路が寸断され孤立した早川町の集落に、大型のドローンにより物資輸送を行っております。

今後もサイトテック株式会社と連携しながら訓練等を計画していきたいと考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

先日、小菅村の議員と話す機会がありました。小菅村では、日ごろからドローンを使い、山間地での集落に物資を配達しているといえます。訓練と違い、日常生活に密着したドローンの物流への活用が防災対策に大きく影響したという話を聞きました。参考にさせていただきたいと思います。

最後ですが、地域活性化の拠点としての指定管理者制度について伺います。

令和5年4月以降、指定管理事業としてスポーツ健康増進施設が加わり、さらに味噌加工施設や西嶋和紙の里も指定管理制度を採用する予定のようです。

この制度が地域活性化に貢献するかどうかは、当然、自治体の指定管理制度への理解と事業の目的、目標意識のあり方で変わってくると思います。

道の駅しもべにつきまして伺います。

昨年の6月定例会の一般質問において、道の駅しもべに設置されている古民家施設とホテルドーム施設の経年劣化による荒廃の改修について伺いました。答弁内容は、減価償却期間が終了していないため、補助金の返還が生じる。そのため修繕、改修、解体を検討したができないというものでした。

減価償却期間内の修繕・改修について補助金の返還は通常ないはずですが、また、そのほかの施設も老朽化が進み、使われていない施設が散見されるなど、道の駅としての受け入れ環境は良好とは言えません。モニタリングでの実施状況から今後の展望を伺います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

令和5年第2回定例会におきまして、山下議員のご質問に対しまして、「道の駅しもべのホテルドーム、古民家につきましては、これまで必要に応じて修繕、改修、解体を含めて検討してまいりましたが、修繕、改修については多額の費用が見込まれること、ホテルドーム解体については、減価償却期間が終了していないため、補助金の返還が生じることなどの理由により実施することができませんでした。」という答弁をしております。修繕・改修について補助金の返還が生じるという答弁はしておりません。議事録を確認していただけたらと思います。

修繕・改修については、所定の手続きを取った上で実施することができます。

ホテルドームを含む下部農村文化公園は、「中山間地域総合整備事業」を受けて整備しておりまして、令和3年度に実施した下部ふるさと振興館およびキャンプ場リニューアル工事については国へ報告し、承認を受けて実施しております。

「ホテルドーム」「古民家」については、今後も継続し、用途の選定、費用対効果、利用者や指定管理者のご意見も伺いながら、検討してまいりたいと思います。

次に、モニタリング評価の実施状況と今後の展望についてお答えいたします。

今年度、町が委託している産業アドバイザーにより、運営面、財務健全性と指定管理料の妥当性、施設の有効利活用、町民利用者サービスの観点から評価をしていただいた結果、指定管理者として多少改善の余地はあるが、当面の運営面に支障はないという結果でございました。

今後の方向性としては、味噌づくり施設の年間活用面の弱さ、下部地区以外の身延町民の利用比率を高めていくこと等が検討材料といえるという結果でございました。

この点につきましても、今後、指定管理者と協議の上、サービス向上のため、よりよい方向に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。次に、みのぶ自然の里について伺います。

みのぶ自然の里に併設されたプラネタリウムドームは、その後、野鳥ドームに変わり、現状はその骨組みだけがさみしく残っています。また老朽化が進み、倒壊の危険性のある東屋、自然の里への急勾配の道には、安全確保のガードレールの設置の要望に対しても対応はありません。

ん。宿泊施設の絶対条件であります飲料水や風呂などの水源の確保、キャンプ場には修繕されていないトイレなど問題となっている施設が散見されます。リピーターを獲得する環境ではありません。最近、修繕したボイラー室も風呂も利用ができなくなって、利用者に迷惑をかけてからの後追い対応です。

これらの状況から、みのぶ自然の里の事業に対する行政の目的が見えてきません。モニタリングの実施状況と、今後の施設改善を含む目的達成への展望をお聞きいたします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

身延町みのぶ自然の里につきましては、平成29年1月に山梨県から無償譲渡され、平成30年2月のオープンに向けて地方創生推進交付金、ならびに拠点整備交付金を活用して施設の改修を行いました。山梨県立なかとみ青少年自然の里として昭和62年にオープンして以来37年が経過していることから、特に機械設備の経年劣化による故障が発生しましたが、その都度、速やかに対応し、顧客に対しては共通割引券を活用して相応の対応したところ、利用者の皆さまにはご理解いただいております。また、キャンプ場の老朽化した四阿につきましては、このほど撤去したところでございます。

今後の維持管理につきましては、令和2年度に策定した身延町個別施設計画における当施設の方針は、予防保全的な修繕を施し長寿命化を図ると示されておりますので、この方針に沿って維持管理を進めてまいりたいと考えております。

町の指定管理者への対応が十分でないのご指摘ですが、観光課担当職員が施設の管理はもちろんのこと、情報交換と運営上の相談など十分な対応をしているものと考えております。

経営状況につきましては、今年度から産業アドバイザーのヒアリング、評価を実施していただいておりますので、この結果を参考にして施設運営をされるよう指導してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。次に移ります。天下り先の確保について確認いたします。

全国で起こっている指定管理事業者制度における様々な問題の中に、自治体職員の天下り先の確保のために、指定管理者制度が使われているケースがあるようです。

身延町の指定管理事業の現状の説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

本町では、ご質問のようなケースはございません。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

民間的ノウハウを生かしながらの事業展開ですので、天下りはあり得ないと私は認識しております。今、ないということで承知いたしました。

最後の質問になります。地域活性化と指定管理事業者制度について伺います。

「新たな観光資源づくり」「町の魅力づくり」という言葉がよく使われます。県外から見た身延町の観光地というと、身延山と長い間、ゆるキャン△ブームに依存してきた各地の施設や場所くらいです。

しかし、最近ではゆるキャン△も全国で同じような企画が展開されており、どこに行ってもあることから、ブームの効果は数年後にはあまり期待できないのではないのでしょうか。身延山も団体だけではなく、それを利用する別の観光資源が必要です。

地元の自然や歴史の観光、特産物を基盤とした指定管理事業の充実は地域に埋もれている観光資源を磨き上げる町の魅力づくりであり、その事業が新たな観光資源となり、地域活性化につながっていくものと考えます。そのためにも、民間のノウハウを生かした事業者のアイデアや要望を実現していくための行政の十分なサポート体制は必要であります。

指定管理事業者を採用し、どんなまちづくりにするのか。これについては、町長の指定管理事業への期待、目的が大きく影響すると思いますが、どんなまちづくりにするのか、展望を伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

指定管理者制度の活用につきましては、公の施設の管理運営を行う民間事業者等を指定管理者として指定することにより、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としております。

指定管理施設につきましては、施設ごとに目的、特色を有しており、指定管理者がその特徴を活かした施設運営と発信を行うことが必要と考えております。併せて町内の観光施設、関係団体等と連携することで来訪者の周遊につなげてまいります。

なお、ご質問の前段で「県外から見た身延町の観光地というと、身延山と長い間、ゆるキャン△ブームに依存してきた各地の施設や場所ぐら이다。ブームの効果も今後できない。」、こうしたご指摘がございましたが、身延山観光協会や五条ヶ丘活性化推進協議会をはじめとしたゆるキャン△、それから身延山を活用したまちづくりに努めている方々はもちろんのこと、下部温泉郷、本栖湖、西嶋和紙、ゆば、あけぼの大豆など、町内には観光資源、特産品の振興に向けて、事業者、関係者がそれぞれの課題を抱えながらも一体となって取り組んでおられることを認識されず、こうした方々への敬意をいただけていないことが残念でございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

指定管理事業所は、町民の施設でありますけども、県外の人々に魅力を感じていただき、人々が外から集まる施設にすることが、結局は町民のためになると思います。

指定管理者制度の導入の目的は、新たな観光資源をつくり、町の魅力づくりです。今後、次々と指定管理事業が導入されますが、住民サービスの向上と地域活性化に向け、事業実施の目的意識を持って取り組んでいただけることを切にお願いして一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時14分

○議長（上田孝二君）

全員おそろいですので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告2番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

なお、一般質問に際して資料配布の申し出があり、これを許可しました。

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

提出をいたしました質問要旨に従って、ただいまより4項目11の質問をいたしたいと思っております。

まず、最初に地震に対しての防災対策について、4項目について質問をいたします。

皆さんご存じのとおり、1月1日、能登半島を中心に大きな地震が発生したわけでございます。能登半島のこれは西北部と言っていいかも分かりません。震度最大7でございます。そして、マグニチュード7.6という、これは大規模な地震でございました。輪島市、それから珠洲市、七尾市、さらには穴水町、志賀町、それから能登町等を中心に大きな被害が出たわけでございまして、240名を超える尊い命が失われました。

ここにお悔やみを申し上げる次第でございしますが、今回の地震の特徴につきましては、上下動が非常に激しかったということでございます。能登半島西北部の海岸地帯、地面が最大4メートルも隆起をしたということでございます。この結果として、多くの家屋、木造住宅でございしますが、これが倒壊をいたしました。さらには、水道施設等にも大きな被害が出たわけでございますが、そんな中、1月8日でございます。山梨日日新聞におきまして、県内の活断層の地図図面がカラーでもって掲出をされたわけでございまして、それをよく見てまいりますと身延町周辺および身延町内、もしくは周辺に3つの断層が走っているということが分かるわけでございまして、1つが身延断層でございます。2つ目がフォッサマグナでございまして、糸魚川・静岡構造線の南部区間でございます。それから3つ目が、これは若干、身延町からは離れております駿河湾のエリアでございしますが、富士川河口断層帯でございました。そういう3つの断層が身延町および、その周辺に走っているということについては、残念ながら私、あまり知識がございませんでした。誠にこれはお恥ずかしい限りではございます。

そういう中で、とりわけ身延断層が一番、われわれの生活域から近いところに走っているの

ではないかというふうには思うわけでございます。あの断層につきましては、皆さんご存じのとおり100年、1千年、1万年という周期でもって地震が起こるということは、一般的な通説でございます。そこで、まずもってこの身延断層について、町はどのようにその情報等について把握をされているのか、お伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

身延断層につきましては、平成29年2月21日、政府の地震調査研究推進本部政策委員会により、16の断層とともに主要活断層に追加指定されました。

以前にも1960年代に身延衝上断層として、2013年に活断層として公表されております。

平成27年4月24日の身延断層の長期評価等によりますと、位置および形態につきましては、身延町、南部町、富士宮市付近にかけて北北西から南南東方面に延びる断層であり、地表で確認できる長さは約20キロメートルであるとされております。

過去の断層活動につきましては、平均的なずれの速度、平均活動間隔、最新活動時期はいずれも不明であります。活動時の地震規模につきましては、過去に発生した確かな被害地震は知られておりませんが、地下の断層面の長さなどに基づくと、本断層が1つの活動区間として活動した場合、マグニチュード7.0程度の地震が発生する可能性があると言われております。このとき、1回のずれ量は2メートル程度、北部では断層近傍の地表面で、断層の西側が東側に対して相対的に1メートル程度高まる段差や、たわみが生じる可能性もあるとされておりますが、過去の活動に関する情報が得られていないため、今後、調査の必要があるとされております。

町では追加指定を受け、平成29年5月の「広報みのぶ」で主要な活断層として指定されたことをお知らせするとともに、家屋に対する耐震補助等を再度、周知いたしました。

令和5年5月に県から発表された「山梨県地震被害想定調査結果」で、身延断層は震源断層の直上に当たる県南西部の揺れが大きく、一部の地域で最大震度6強が想定され、建物被害が488棟、人的被害は150人となっております。

県および町の防災計画につきましては、今後の調査等の進捗により、明らかになった項目から加筆、修正等を行っていくこととなります。

町としましても、防災対策、災害対策の更なる強化を図っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

身延断層につきましては、広報等を通じて定期的に情報発信をいただくとともに、やはり専門家等を交えて情報収集はしていただくようお願いを申し上げます。

なお、今言った活断層とは別に、一番大きな地震が起こり得るとするのは、南海トラフ、東側の端でございますが、大規模地震でございます。これは昭和50年代、マスコミで取り上げ

られましたけれども、東海大地震に結びつく大規模な地震になるだろうという、そういう専門家の研究結果でございます。その結果として、昭和54年には、この東海大地震に対しての防災強化団体として身延町も指定をされたというふうに記憶をいたしておりますが、今言った身延断層と同時に、この南海トラフ大地震についても、やはりそれなりの情報収集が必要だろうというふうに考えます。

次に、耐震基準についてお尋ねをいたしたいと思いますが、まず最初でございますが、この耐震基準について、平成20年に制定、策定されて令和3年3月に改定をされました身延町の耐震改修促進計画というものがございますけれども、この計画の目的、ならびにその概要についてお尋ねをするとともに、その耐震計画、防災計画の中に記されておるかと思いますが、耐震基準でございます。木造住宅、民間住宅、持ち家に対する建築基準法に基づく現行法令による耐震基準はどんな内容であるのか。この耐震基準については、1981年ならびに2000年に建築基準法が改正をされて、より強化をされたかと思えます。したがって、それに基づいて現行法令上、どういう耐震基準を守らなくてはいけないかという、そういう質問であります。

それからもう1つ併せて、本町内において、1980年以前に建てられた木造建築、民間住宅、持ち家等、これは少なくとも耐震基準を満たしていないという住宅でございますが、その戸数とか比率、分かる範囲内でお答えをいただきます。まとめて3つでございますけれども、誠に恐縮ですが、お答えをお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

身延町耐震改修促進計画は、町内の住宅・建築物の耐震診断および耐震改修を促進することにより、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として平成20年3月に策定し、その後、国の方針が改定されたことからの期間延長や、大阪府北部を震源とする地震による、ブロック塀の転倒防止対策の方針を加え、本町に影響のある東海地震等の切迫性が指摘され、更なる耐震化の促進が必要なため、令和7年度末までの計画延長をしております。

令和2年度末の家屋の集計によりますと、本町の住宅総数は8,872戸で、昭和55年以前に建築された住宅は6,041戸で、全体の68.1%になります。

耐震化の現状は、新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち、耐震性を有する住宅および、すでに耐震改修を実施した住宅を加えると、耐震性のある住宅数は3,726戸になり、令和2年度末で42%と推測されております。

昭和56年6月1日から施行されました耐震基準は「新耐震基準」と呼ばれまして、現在でも変わらず適用をされております。新耐震基準では、震度6強から震度7程度の揺れでも家屋が倒壊・崩壊しないことを基準としておりまして、改正以前よりも耐震性に関する規定は厳格化されております。

実際のところ、平成7年に起こった阪神・淡路大震災では、新耐震基準で建てられた建物の7割は軽微および無被害で済んでおり、旧耐震基準の建物と比較して、大きな被害は免れたという結果も報告をされております。

耐震診断や耐震改修の近年の状況を山下議員のご質問で答弁いたしましたが、補助事業の利用者は少ないのが現状でございます。

住宅の建て替え等の審査書類が全て町経由でないため、現在の耐震化率を数値でお答えすることはできませんが、建て替えや解体等により住宅の耐震化率は上昇しているものと思われませんが、引き続き補助事業の情報提供や耐震化の必要性を町民に周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

法令上、守るべき耐震基準にはまだまだ達していない木造家屋が多いように感ずるわけでございまして、どうぞ、身延町耐震改修促進計画、助成制度に基づいて一般住民に啓蒙する中で、少しでも多くの住民がこの制度を活用して耐震基準を満たしていただくよう、ご努力をお願いします。

引き続きまして、今回の大地震、大きな特徴は先ほど申し上げましたが、上下動が非常に激しくて、能登半島の北西部ですか、沿岸地帯、地面が最大隆起で4メートル近く高くなったという報道もございまして、これに基づいて、このことからでしょう、当然、上下水道の施設、送水管、配水管、非常に大きな被害をこうむったということでございまして。とりわけ水道施設、送水管、配水管につきましては、地震当初10万戸を超える家々が断水状態になったということでございまして。現在でも3万戸近い世帯が断水の状態にあるということでございまして。水道は皆さんご存じのとおり、ライフラインの極めて重要な要素でございます。これが日常的に使えないということは、われわれの生活にとって極めて重大な、危機的な状況にあるわけでございまして、今回の水道施設、送水管、配水管の被害が起きた理由としては、それら施設が老朽化していたのではないかとというふうには指摘をされております。

そこで、私は本町の水道施設、送水管、配水管につきまして、老朽化の現状についてお伺いをするとともに、老朽化が進んでいるということであれば、これから当然、改修工事ならびに経年劣化した施設の更新計画を進めていかななくてはならないと感じますので、併せてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

本町における水道施設の耐震化の進捗状況は、水道施設のうち基幹的な管路の耐震適合性の管は約4割であります。老朽化等の理由により、漏水・破損した水道管は補修等において耐震適合性の管に置き換えておりますが、浄水場および配水池等における施設の耐震化は、大半が建設から40年以上経過し、老朽化が進んでいるため、地震対策を進めるためには今後、耐震診断や耐震化計画の実施の検討も必要になると考えます。

厳しい財政状況下、これまで国の補助を活用して施設を整備し、矢細工水道組合を中富西部簡易水道事業に統合し、1月より供用開始をいたしました。来年度からの公営企業会計移行を機に、事業に係る資産、コスト、将来負担などを客観的に把握し、将来にわたり安定的な住民

サービスの提供が可能となるよう事業コストの縮減等に努めながらも、耐震性の高い基幹管路や浄配水池等の施設の整備・更新計画の検討も国の補助要件を確認する中で必要になると考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

水道施設、配水管、送水管の老朽化について、これからの予算的な問題もございませう。国、県の助成を得る中で、できるだけ早めに対応していただくようお願いをするものです。

なお、能登半島の大地震で、もう1つ、深刻な問題がございまして、下水道の施設が、先ほど申したとおり、上下動によって壊滅的な破壊を受けたということでございまして、復旧に1年以上を要するのではないかと、そういう報道がございませうので併せて付け加えておきます。

次の質問に移ります。

今回の地震におきまして、山間地の集落が、山間地にアクセスする道路、土砂崩れ等で損壊をして通行不能になったということでございませう。その結果として、山間地にある集落が孤立化をいたしました。地震直後でございますと3千人近い人たちが孤立化をしたのではないかと、言われておりまして、当然、孤立化をするということは、毎日の生活物資、日用品、それから慢性病のための薬の配送がまったく不可能になったということでございまして、これは先ほど申したとおり、われわれ人間の生活、ライフラインに最も危機的な状況をもたらしたと。人間の根本的な生活ができなくなるほどに、危機的な状況をもたらすということでございませう。

そこで活躍したのが、防衛省でありますとか、消防庁のドローンでございませう。先ほど山下議員の質問の中で、ドローンの活用についてもご答弁がございましたが、ドローン自体の性能が5年前と比較しますと非常に向上をしているとともに、ドローンに対する法規制がだいぶ変わってきておりまして、防災対策に関しては、そういう中で、私はもう一度、災害時におけるドローンの活用の方法について、委員会等を設けて検討をすべきであると感じておりますと同時に、併せて役場と山間地、それから役場支所と山間地、身延町は山間地集落が多いわけでございますので、そこでドローンを使った防災のための実証実験をしたかどうかというご提案を申し上げますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

ドローンは、災害時に人が立ち入れない箇所に搭載したカメラによる被害状況確認や逃げ遅れた被災者の発見などの情報収集、孤立集落への物資の運搬などで活用されております。

町は町内に本社があるサイトテック株式会社と、先ほども申し上げましたように協定を締結しておりますので、サイトテック株式会社と活用につきまして協議をしていきたいと考えております。

また、通常業務におきましてもサイトテック株式会社でドローン講習を受けました職員がドローンを活用しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

せっかく町内にドローンの製作会社がございます関係で、これをうまく活用する中で、連携する中で、ドローンの活用、利用について、さらに皆さん方で協議をする中で深めていただきたいと思います。

次に2つ目の質問でございますが、1月10日付でございますが、東京地方裁判所におきまして、旧久那土中学校に入居をしておりましたA. L. I. Technologiesに対しまして、破産手続きの開始決定がなされたわけでございます。この決定は、法的整理が進んだわけでございまして、いわゆるこれは倒産になったということでございます。

A. L. I. Technologiesに関しましては、これはエアモビリティ、空飛ぶ車社会を目指す、ホバークラフトでありますとかドローンの研究開発型の企業でございます。これから成長が期待される企業であったかと思うわけでございますが、残念ながら倒産をしてしまったということでございます。

このA. L. I. Technologiesと身延町の間では、2つの契約が結ばれておりました。1つは旧久那土中学校の賃貸借契約でございます。これは3年間の契約でございました。それからもう1つは、江尻窪の残土置き場、これを実験場として使うための貸付契約でございます。これは公有財産の使用許可、単年度契約でございますが、この2つの契約に基づいて貸付料は222万円でございます。令和4年度についてはこの支払いがなされましたが、令和5年度については、昨年10月の時点で支払いがなされていないということでございます。そして結果的に、これは倒産でございます。222万円につきましては、これはもう回収不能でございまして、身延町は当然、これが債権として、回収をすることは極めて難しいという状況にあらうかと思えます。

今回のA. L. I. Technologiesに関する企業も含めて、企業誘致に関しましては、これは町にとって極めて重要な施策の一つでございます。企業誘致というのは、ご存じのとおり地域の雇用創出でありますとか、あるいは地域のサービス産業、売上増加に寄与するという意味合いにおきまして、極めて重要な町の施策の一つでございます。

しかしながら、身延町にあつては、その企業誘致対象とする企業、一部上場の優良企業であれば、それが一番ベターではございますけれども、どうしてもやはりわれわれが対象とするのはスタートアップの企業でありますとか、あるいはベンチャー企業とか、先ほど申し上げました研究開発の企業になってしまうと。まだまだ財務諸表、財務体質等もそんなに強くないというような企業にならざるを得ない、これから成長が期待できる企業だということでございます。

そういう中で、私は入居、それから誘致にあたっては、それ相応の問題点を少しでもなくしていくために身体検査、信用調査をする必要があらうかと思えます。スクリーニングでございます。信用調査に関しては、帝国データバンクとか、東京商工リサーチのように民間の調査機関を使っても構いませんけれども、やはりそういうことを、今後、入居にあたっては、信用調査等をしていく必要があらうかというふうに感ずるわけでございますが、これからの誘致に関して、どういう信用調査を、それから入居企業の身体検査をなされるのか、まずお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

空き校舎等の未利用公共施設は、普通財産として貸し付け、譲渡、取り壊し等により新たな活用を図ることとなります。

全国では、廃校の数は毎年約400校を数え、近年では民間事業者による廃校活用が進み、雇用の創出など地域の活性化につながる事例があることから、本町におきましても企業誘致等による民間の利活用も推進しており、現在、9校の空き校舎のうち、4校は民間企業へ貸し付けております。

ご質問のスクリーニングについてであります。貸し付けにあたりましては、校舎は地域のシンボリックな存在であったことを考慮し、その事業展開が地域へ及ぼす影響などを考慮する中で、地域に受け入れられる事業であることを第一優先に、事業と地域の活性化について、事業計画の実現性について、関係機関からの情報提供について、資金の状況、信頼性についてなど、企業の代表者または役員との面談を通じて判断決定しております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

未利用の公共施設にでき得る限り、多くの企業誘致をして、地域経済の活性化に向けてご尽力をいただくよう、お願いをするわけでございますが、その際に今述べたとおり、企業誘致に際しての身体検査は、それ相応なことをやっていただきたいと思っております。

次に、今、この企業誘致をされて入居をしている企業についてでございますが、やはりこれから企業についての情報収集は常にしておく必要があるかと思っております。A. L. I. Technologiesに関しましては、昨年の令和5年2月ごろに資金不足、資金がショートして経営が厳しいというような情報がネット上に流れておりまして、そうであれば、そういう企業情報を定期的に収集することによりまして、なおかつ企業のホームページを見れば、財務諸表等、年1回の決算の情報もそこから見られるわけでございますが、こういう情報を通して企業の経営状況を、入居している企業のですね、知る必要があるかと思っております。万が一、最悪の状況が出てきた場合、できるだけ早くそれに対して対応できるような体制を整えておく必要があるかと思っておりますので、やはり企業情報収集というのは定期的に行うことが極めて重要でございます。未利用の公共施設や入居している企業、その他の企業も含めてでございますが、今回、こういう事件が起きたわけでございまして、これらの問題を検証する中で、やはり少しでもリスクを小さくする、日常的な行動が必要になってくると思っておりますので、今後、これら企業に対する企業情報の収集をどのようになされるのか、お伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えいたします。

伊藤議員のおっしゃるとおり、今年1月10日に株式会社A. L. I. Technolog

i e sが東京地裁により破産手続きが開始決定されました。今後の企業情報の収集については、民間リサーチ会社等を活用していきたいと考えております。

また、企業等への財産の貸し出しに際しては、契約時には、敷金の納入、使用料の前払いなどを早い段階に実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今、財政課長が述べられたとおりでございます。厳しくするのも大事ではございますけれども、そうはいつてもこれから成長する企業でございます。一定程度のリスクは、やはり覚悟しなくてはいけないと考えます。

ただ、そのリスクはいかに小さくしておくかという、そういう日常的な活動が必要になってくると思いますので、町に対しましては、情報収集の徹底をお願いするものでございます。

次の質問に移ります。西嶋和紙の里改修計画についてでございます。

私は、令和4年第2回身延町議会定例会におきまして、身延町西嶋和紙の里の現状と将来について質問をしております。その中で、7つの項目について改善、見直し、改修工事等が必要だというご提案を申し上げました。

その1つが、西嶋和紙は450年の歴史がございます。この歴史を展示するコーナーの設置でございます。先ほど山下議員も申し述べましたが、西嶋和紙の昔使われたいろいろな道具類、それから古文書の展示コーナーの設置でございます。

それから2つ目といたしましては、西嶋和紙の製作工程が見学できるような、そういう工房の設置でございます。当然、インバウンド、海外の人たちがそこでもって西嶋和紙の製作が見学できるということが必要でございます。2つ目は、その見学工程のための工房の設置でございます。

それから3つ目といたしましては、長い歴史、450年の歴史で培われた技法、和紙の製作技法でございます。これを継承していくために、後継者を育成することが必要でございます。これを制度化したらどうかというご提案でございます。

それから4つ目といたしましては、異業種交流を通して新たな商品開発をしていただいて、需要開拓を図っていくということでございます。当然、西嶋和紙の主力生産は過去、今もそうでございますが、書道用紙が中心でございますが、これに対する需要は極めて減少しておりますので、新たな需要の開拓が必要であるということから申し述べたものでございます。

それから5つ目といたしましては、これは和紙の里の農林産物の製造、加工のための、商品開発のための和食レストランでございますが、この和食レストランに新たにあげぼの大豆の加工品10品目ほどございますが、このメニューは付け加えたいかがでございましょうかというご提案でございます。

そして6つ目といたしましては、町内で産出をされます農林産物ですね、これの直売場の設置でございます。そういうお願いでございます。

そして最後の7つ目といたしましては、西嶋和紙の里の屋外に、駐車場周辺でございますが、駐車場を造っていただきたいという、7項目について質問をいたしまして、西嶋和紙の集客をさらに高め、より地域経済の活性化を図っていただきたいとお願いをいたしました次第でございます。

すが、来年度予算において、令和6年度予算において、これら要望に対してどういう形で反映をされているのか、当局にお尋ねをいたします。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

西嶋和紙の里につきましては、指定管理候補者を令和5年6月に選定し、和紙の里の改修や効果的な集客について、月に2回から3回の協議を行っております。

改修工事についてですが、まず活性化施設におきましては、間仕切りを変更いたします。紙漉き体験や和紙販売は従来どおり行いますが、和紙の歴史について学ぶことができるスペースや試し書きができるスペースを新たに設け、休憩テラスを新設いたします。和紙作成工程の見学につきましては、これまでと同様、地区内の工場に見学をお願いしたいと考えており、道の駅では映像による紹介を計画しております。職人育成や商品開発につきましては、指定管理者や西嶋和紙工業協同組合と協力しながら継続的に進めてまいります。

みすきふれあい館につきましては、屋内にキッズスペース、屋外の東側芝生スペースに遊具を設置し、子どもの遊び場を確保いたします。ホールや展示スペースでは展示だけでなく、集客のためのイベントを開催する計画です。

味菜庵につきましては、間仕切りを変更し、一部を農林産物直売所としての活用を計画しております。食事の提供メニューにつきましては、現在のメニューを踏襲しながら、地産地消を意識した新規メニューが提供できるよう検討してまいります。

駐車場につきましては、全面的に改修し、屋外に24時間利用ができるトイレを新設いたします。

次に改修工事に関係する予算ですが、3月補正して明許繰越する予算と、令和6年度当初予算がありますが、この金額を合わせますと既存建物の改修に約4億9千万円、駐車場改修に約1億4,500万円、新設の屋外トイレの工事費が約1億円となります。

今定例会で予算案を計上させていただいております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

要望事項全てが実現できると、私も思っておりません。そういう意味でも、今回が第一歩、スタートでございます。西嶋和紙の里の活性化に向けての新たなスタートでございますので、ぜひとも今までと違った形での和紙の里の活性化を図っていただくようお願いをいたしますが、今の私が要望事項としてリストアップ、申し上げた内容、7項目については極めて短期的な見直し、改革、改修工事でございますが、やはり私は、和紙の里がどうあるべきかは中長期的なビジョン計画も極めて大切なことであろうかと思っております。それがあってはじめて、現状、改修工事等が進められるというふうにも理解をいたしておりますが、これからの中長期的な和紙の里、あるべき姿、ビジョン等についてお伺いをするとともに、当然このビジョンを推進し、実現をしていくためには、地域との連携強化がこれは必要になってくると思っております。地域の人た

ちが和紙の里は何をやっているのかわかりませんなんていうことを言ってもらっては、これは困るわけで、そういう意味では、和紙の里をどんどん地域の人たちに使っていただいて、お祭りをはじめとして地域のイベントですね、そして一緒になって和紙の里を盛り上げて、地域経済の活性化に結びつける、そういう努力が必要であろうと思いますが、まずもって和紙の里のあるべき姿、そして地域との連携をどうすべきか、お伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

西嶋和紙の里につきましては、道の駅として令和7年度当初のオープンを目指しており、運営は現在、指定管理候補者となっている事業者にお問い合わせを予定しております。この事業者は、すでに他の道の駅等の運営を手掛けており、販売や集客のノウハウを持っております。この事業者と協力しながら、まずは道の駅の知名度を上げ誘客を促進し、来館された方に道の駅を満足し楽しんでいただきたいと思います。

さらに、伝統工芸である西嶋和紙を紹介し、地場産業の活性化につながることを期待しております。また、農産物の卸やイベント等に地域の方が参加していただき、共に賑わいを創出していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

ぜひとも西嶋和紙の活性化、それから地域経済振興、生涯学習課がそれをやらなければいけないというのは、若干矛盾している部分はございますけれども、ご努力をお願いするとともに、これだけの経費を投資するわけでございます。これは失敗するわけにはいきません。なんとしても、これを成功させて、そのためには、先ほど申したとおり、地域との連携をより強化をして、そして専門的な意見を受け入れる中で、それを効果的に利用する中で推進をしていただくようお願いをいたします。

次に最後の質問になりますが、しだれ桜の里づくり事業についてお伺いをいたします。

しだれ桜の里づくり事業については、これは平成28年度のまち・ひと・しごとふるさと創生身延町版におきまして、身延町全域にしだれ桜を植栽して観光資源の魅力化を図り、併せて地域への集客、観光客の増加を図る。そして、地域経済の活性化を進めるにあたり、身延町全域にしだれ桜を植栽し、身延町のイメージアップを図っていくということからスタートをしたわけでございます。

そして、平成28年度から、山梨県営でございますクラフトパークの主に2つの森でございます。沢を挟んで南側がサバイバルの森、北側が若干、高めの山頂にございますが、自然観察の森でございます。この整備工事が行われました。具体的には植栽の工事であります。そして園路ですね、遊歩道の工事が行われたわけでございまして、そして、まず第1期工事と言っていいと思いますが、これが令和元年度でほぼ終了したわけでございます。どちらかという、サバイバルの森のほうが、観光関連インフラ投資等が先行をして進められたわけでございまして、そして第2期工事として令和3年度から本年度まで自然観察の森の、これは川を挟んで北

側にある、若干頂上までは高い山頂、山ではないかと思いますが、この整備が行われましたが、具体的には、これは排水路の設置工事でございます。それと園路、遊歩道の舗装工事が行われたわけでございますが、本年度でもってハード的な側面の工事はほぼ終了したわけでございます。ただ、残るところは、自然観察の森についての観光関連インフラの整備が残っているかとは思いますが、ほぼこれで終わったと。8年間を経過して、6億円近い多額のお金が投下をされた。予算化をされて執行をされてきたわけでございますが、この2つの森エリアに対する8年間を経過して、集客力は極めて厳しい、費用対効果は極めて高くない。なかなか、私は週2日ほど、その周辺を健康のために歩いておりますけれども、集客力がなかなか高まらないのが現状でございます。なかなか高まらない。

10年スパンで物事を見てくださいと私も当初は考えたわけでございますが、今の財政状況を考えると、そのような悠長なことは言っておられません。

そこで私は当面、期間を限定して3年間ではございますけれども、でき得る限り予算、経費、支出は抑える中で、やはり集客力を高めるための観光インフラの整備、自然観察の森を中心として、駐車場でありますとか、アクセス道路、さらには展望台、それから水飲み場、休息場等の設置は必要だろうと思っております。これも3年間を限定して、私は観光関連インフラの整備は必要ではないか感じてはおる次第でございます。

ただ、しかしながら10年スパンでものを考えるというようなことは、現状において極めて難しいかと思っております。やはり3年間でもって、なんらかの対応策を講じて、そしてこれからどうするかということを決断する、そういう時期だとも思うわけでございますが、当面、この3年間、観光関連インフラ整備、自然観察の森を中心とどのように進めていくのか、当局の見解をお伺いしておきます。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

平成28年度から進めてきました、しだれ桜の里整備事業につきましては、自然観察の森の園路および排水路工事が完成したことにより、ハード整備がおおむね完了したところです。

今後は樹木の生育に必要な維持管理を進めながら、誘客に向けた整備と対策を検討いたしますが、エリア内の送電塔の移設が計画されており、送電塔跡地の土地利用と併せて工事完了後に検討する必要があるものと考えております。

クラフトパーク内のしだれ桜の里の整備にあたっては、山梨県都市公園条例に基づき、山梨県との協議の上、進めることとなりますが、今後の整備については、公園の構成、特色など調和に配慮しながら、必要最低限かつ集客力ある効果的な整備を検討したいと考えております。

また、しだれ桜の里が身延町観光協議会など関係団体との連携により町内を周遊する観光拠点としての役割を果たし、将来的には有数の桜の名所として町を代表する観光資源の一つとなるよう、今後も適切な維持管理を施してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

しだれ桜の里づくり事業でございますけれども、やはり今、述べたとおり、集客力を増やす努力が絶対的に必要でございます。基本的な観光関連インフラの整備と同時に、私はしだれ桜が開花をした時期、それからヒラドツツジが開花をした時期、私も去年もよく、この周辺を歩いておりますけれども、非常になかなか見栄えはするような状況にはなっておりますけれども、やはり集客しなければ意味ないんですね。ぜひとも私は、山梨県、この公園の設置者は山梨県でございます。山梨県と協力する中で、観光関連インフラの整備ならびにイベントの開催等を、私は検討すべきだと考えるわけでございますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

現時点では、桜の生育状況、十分な駐車台数を確保する収容能力が不足していることなど、集客対策に課題があることから、大規模イベントの開催については、将来的な実施を検討いたします。

しだれ桜、ツツジなどの樹木は順調に生育しており、3月下旬の開花時期には年々見応えのあるしだれ桜の里になってきております。今年の観桜期から、まずはスモールスタートとなりますが、民間の組織、事業者が集客に向けたイベントの実施を検討しており、町も周知など積極的に関わっていききたいと考えております。

今後もホームページ、SNSなど各種媒体で、しだれ桜の里のPRを行うとともに、様々なイベントやキャンペーン等の実施など、誘客に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

しだれ桜の里づくり事業については、今、私が述べたとおり、今後3年間で最低限の経費をかけて観光関連インフラの整備は必要だと思いますけれども、この3年間において今後どうするかという決断をすべきだと、この時期。つまりこの事業を続けるのか、あるいはまた、この事業は廃止をするのか等々を含めて、町民を含めて、議会、それから町も含めて決断をする時期だと。これから先10年間も、今までと同じような経費をどんどん投下をするというような状況にはないというふうに、私は常に、ここへきて考えざるを得ないわけでございますので、ぜひともこれは、町としても、われわれの意見も含めて、町民の意見も含めて、これからしだれ桜の里をどうするか、これは当然、山梨県も含めてでございますけれども、3年間の間は先ほど申したとおり、観光関連インフラ投資はやむを得ない。ただ、できるだけ少なくしていくという状況の中で、どうすべきか結論を出す、出していきたいということを付け加えておきますが、そして最後の質問になりますが、これは平成30年第2回定例会におきまして、議会の現地調査がございまして、私もしだれ桜の里、サバイバルの森、それと自然観察の森を視察したわけでございます。そのとき、望月町長は沢を挟んで南から北に走る東京電力の送電塔、これが景観の妨げになるということから、これは東京電力に移転をしてもらいたいという、そういう要望しているというふうに述べたと思いますが、その後の移転交渉はどうなったのか、

お伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

東京電力パワーグリッドと送電塔の移転について、現在も協議を進めております。現在のところ、作業用道路設置にかかる支障木の調査を行っており、まもなくそれが示されるものとお聞きしております。

今後のスケジュールにつきましては、令和6年度には支障木の補償、移設の検討を行い、令和7年度に送電塔の移設工事が始まることと聞いております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

送電塔の移転等も含めて、しだれ桜の里を今後どうすべきか、これからの3年間でもって、私は先ほど申したとおり、結論を出すべきであると、あえて提言をいたします。今と同じような形で、予算支出はなかなか認められないし、厳しいというふうに理解をするものでございます。ぜひとも、町民を含めて、議会、それから町、みんなで協議をする中で進めていただくようお願いをいたしまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は11時20分とします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（上田孝二君）

時間前ですが、全員おそろいのようなので始めます。

次は通告3番、遠藤公久君の一般質問を行います。

遠藤公久君の質問を許します。

登壇してください。

なお、一般質問に際して資料配布の申し出があり、これを許可しました。

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

通告に従いまして一般質問を行います。

今回は大項目4題について伺います。

まず、1題目になります。今後の財政見通しと新規事業におけるライフサイクルコスト計画について伺います。

健康増進施設しもべの湯建設、学校給食センター建設、新中学校校舎移転建設事業も完成間近となり、大型の事業も一区切りとなります。財源は計画的な基金の積み立ての取り崩し、補

助金、そして発行期限が延長された有利な起債である合併特例事業債等が用いられております。

中学校建設には約21.1億円、これには見込み額も含まれますが入っております。健康増進施設建設には約9.3億円など、建設分起債額の総額は限度額の86.6億円近くになるかと思われま。これらは元利償還の70%が交付税措置されるわけであり、すでに繰上償還の実施などにより起債分のうち償還がかなり進んでいるものもあるかと思いますが、今後の償還に充てる公債費および実質公債費負担比率の増加はどうか、心配の声も聞こえてきております。

歳出に占める公債費も増加傾向に転じる中、令和3年度5.3%、令和4年度は8.8%。こちらは旧合併特例債の繰上償還金約3億円にも起因しておりますが、そのような数字となっております。

今後も慢性的な生産人口の減少による税収の減少、高齢者への社会保障費の増加など厳しい財政運営の見通しの中、今後5年後、10年後の公債費の推移と実質公債費比率、経常収支比率などの財政見通しを伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えいたします。

身延町の財政運営の見通しであります。令和4年度決算で、町債残高は63億7,200万円、実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の25%に対してマイナス1.8%、将来負担比率は早期健全化基準350%に対し、0%と大きく下回っております。その理由は、過疎対策事業債や旧合併特例事業債など有利な起債を活用しているためであります。また、経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を示しており、人件費、物件費、扶助費、公債費、補助費等など経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度、充当されているかを比率で示しております。この比率は、おおむね70%から80%の間であることが理想とされ、身延町では72.9%であります。

令和5年度決算見込みでの町債残高は79億8,700万円。実質公債費比率につきましては、早期健全化基準25%に対して0%、将来負担比率は早期健全化基準350%に対し、0%となる見込みであります。

今後、5年後、10年後の公債費の推移であります。令和5年度で大きな建設事業は終了し、旧合併特例事業債の発行も終了することから、今後の起債借入は、通常ベースの借入になり、毎年の余剰金の状況により繰上償還を実施して、できる限り町債残高を減らしていきたいと考えております。また、経常収支比率の算出につきましては、先ほど説明したとおり、人件費、物件費、扶助費、公債費、補助費等の経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを比率で示すため、具体的な数字は提示できませんが、財政構造の弾力性を示す比率であるため、おおむね70%から80%の間を推移していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1 番議員（遠藤公久君）

令和5年度は中学校建設に伴う合併特例債などの起債により、約10億円ほどの町債発行残高が増加するとの回答でありました。配布資料のとおり、令和5年度、令和6年度の公債費の金額が大幅に増えてきており、一見すると心配になりますけれども、交付金措置を受けながら繰越金の状況を見て、繰上償還も積極的に実施し、経常収支比率も70%から80%内の推移を目指すとの、ただいまの力強い答弁をいただきましたので、そちらを注視していきながら見守りたいと思っております。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

遠藤議員からいただいた資料、特に令和5年度、令和6年度の公債費がかなり上がっているんですが、これは借り換え債とか繰上償還の金額も入っていますので、実質的借金として返すというよりも、そういう部分でこれだけ膨らんでいるということは承知してください。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1 番議員（遠藤公久君）

それでは次の質問に入ります。

民間のノウハウを経営に生かすPFI方式が導入され、身延町スポーツ健康増進施設しもべの湯については、運営開始からもうすぐ1年が経過しようとしています。入場者数など順調に推移しているとの回答はありますが、金額的な面については、1年の経営状況から今後の収入の推移などを予想して経営改善を常に図っていかねばなりません。

そこで、収入面での今後の見込み額や計画保全のための修繕費用など、将来の運営経費、起債償還額などを考慮しました。また、建築物や施設などの将来にわたる全てのコストを総合的に評価算定したもの、いわゆるライフサイクルコストの計画策定は、今後の財政見通しや施設の維持管理を考えると必要不可欠だと考えます。

初期建設投資コストだけではなく、維持管理、修繕、運用、エネルギーコスト、廃棄や解体時のコスト、償還費用など将来を通じて発生する全ての経費を合算したものであることが原則であり、コストの要素の選定、見積もり精度、始点と終点の設定、人材の育成など、それらの課題はあり、簡単ではない作業になります。

当町では初めての試みとなりますので、まずは施設整備事業の設計、用地買収費用、施設建設費など設計建設期間から15年の指定管理契約期間の維持管理費、運営費にかかるライフサイクルコストを試算し、公表すべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

ライフサイクルコストは、計画設計から建設、運用、除却までの各段階でかかる経費を計上し分析することによって、計画から将来までを見通したものがライフサイクルコストであることは認識しております。

身延町スポーツ健康増進施設しもべの湯事業については、PFI事業で建設した施設であり、

事業費についても10億円を超える収益施設でもあることから、施設管理の担当課と協議をしながら早い段階でのライフサイクルコストを試算し公表することで、適切な公共施設マネジメントにつなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

ただいまの答弁は、非常に前向きな答弁だと感じました。配布資料にも記載しましたが、除却の費用まで勘案したライフサイクルコストは、建設費の3倍から5倍もかかるとも言われております。そのためにもライフサイクルコスト計画を試算し、公表することが重要だと考えます。10年先、15年先の見通しですから、当然、数値的にはずれが生じ得ます。そのたび修正を加え、そのときの経営状況や経済状況に合わせながら計画を見直し、事業に対しての将来的なコスト意識を持ち続けることが大切だと考えます。

過日、2月6日には千葉県睦沢町の道の駅を議員団で視察研修してきました。ここでもライフサイクルコストの計画を策定し、公表しております。町長いわく公表を行えば、コストに対しての一部批判は起きる。しかし、公費を投入する以上、公表すべきで、コストに対しての意識を指定管理者担当者と共有することができたので、よりよい施設運営にも改善できたという話がありました。この町長というのは、睦沢町の町長でありますけれども、ぜひとも当町でも計画策定を公表していただいて、実施していただきたいと思います。

続いて、大項目2問目の質問にまいります。今後の公共施設等再編、効率的な住民サービスの在り方について伺います。

非常事態宣言が発せられました、市川三郷町の財政再建に向けた行財政改革推進計画の骨子には、小中学校の統廃合、職員数の削減、財政の健全化、自主財源の確保等が盛り込まれています。これらは当町においては、先進的に鋭意取り組んできた事項であると、私は個人的に理解しております。

再建計画の中心となる公共施設の再編については、2016あるうち35を2025年度までに統廃合または休止するといった内容で、1.9億円の歳出財源を見込むなど、住民説明会を各地で実施いたしました。住民の反対の声も寄せられております。そのような中、先ごろ9.3億円余りの当初予算を発表いたしました。

身延町当町においても、整備後40年以上が経過するなど、公共施設等が老朽化し、維持管理コストは増加の一途をたどっております。全国的にも慢性的な人口減少社会の到来を迎え、生産人口の減少も著しく、将来的な税収の落ち込みも伴う厳しい財政事情を抱える多くの自治体にとって維持管理コストの負担増は深刻な問題となっており、当町も例外ではありません。

このような背景から、2016年に身延町公共施設等総合管理計画を策定し、令和元年3月、令和3年3月の2回の一部改訂を行い、令和5年3月に全面改訂を実施し、今後も5年ごとの見直しを行う予定となっております。

そこには新規の公共施設は保有量を適正化するとともに、公共施設の統合や廃止、規模縮小などコンパクト化の推進の検討が明記されております。

当町は、来年度合併20周年を迎えることとなります。合併時の平成16年4月に交わされた合併協定書の20番目の項目、支所、出先機関の扱いについて、1. 現役場庁舎は当面、分

庁舎または支所として活用し、業務内容については町民サービスの低下にならないよう合併時まで調整する。2. 下部町の久那土出張所と古関出張所の扱いに関しては、従前のおりとするようになっておりました。中富の本所、下部支所、身延支所と旧町単位に支所を配置したと思われませんが、下部地区には例外的に下部支所のほか久那土出張所、古関出張所、両間の車での移動距離は大体5.7キロとなっておりますが、そのまま19年が経過しております。

そこで、令和5年度現在までの久那土、古関出張所の職員配置状況および業務内容について伺います。

○議長（上田孝二君）

笠井下部支所長。

○下部支所長（笠井健一君）

お答えします。

久那土出張所および古関出張所は、それぞれ日々、1名の再任用職員、もしくは会計年度任用職員で対応しております。

内訳を申し上げます。

久那土出張所は週5日のうち、再任用職員が1名で4日間、会計年度任用職員が1名で1日勤務です。

古関出張所は週5日のうち、会計年度任用職員が2名で、1名が4日間、もう1名が1日勤務です。

業務内容につきましては、両出張所とも窓口業務および一般事務となっております。

なお、久那土出張所については、働く婦人の家の事業運営や管理業務を行っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

次の質問になります。

両出張所の実質的な来庁者数、書類、証明書等発行関係、納付関係来庁者数は何名か。1日の平均の数と1日における最低来庁者数を伺います。

○議長（上田孝二君）

笠井下部支所長。

○下部支所長（笠井健一君）

お答えします。

久那土、古関両出張所の来庁者数等について、令和4年度実績に基づきお答えをいたします。

まず久那土出張所ですが、戸籍・住民票や税等の証明書取得のための来庁者数は年間349人。税や使用料の納付のための来庁者数は444人。申請書提出等のその他の来庁者数は1,066人です。

1日平均来庁数は7.7人。1日における最低来庁者数は1人です。

また、久那土出張所は働く婦人の家の事業運営や管理業務を行っており、年間利用者数は延べ1,200人程度です。

次に古関出張所ですが、戸籍・住民票や税等の証明書取得のための来庁者数は年間106人。税や使用料の納付のための来庁者数は141人。申請書提出等のその他の来庁者数は440人

です。

1日平均来庁数は2.8人。なお、ご来庁もない日もあります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

局所的な問題やニーズを重視して、特定の地域の利益が優遇される部分最適に照らせば、久那土・古関出張所は合併当初は必要なものであったのかもしれませんが。しかし、合併後20年が経とうとしている現在、町民人口の減少、生産人口の減少、将来的な財政状況を鑑みると行政のスリム化、コンパクト化は必要不可欠であり、町全体の利益や福祉を最大化しようとする視点、また町全体の効率性や公平性を重視して、個別の地域や特定の団体だけでなく、町全体の総合的な利益を向上させる全体最適の視点からすると、両出張所の統合・廃止の検討は必要と考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

両出張所の統合・廃止につきましては、遠藤議員がおっしゃるとおり、人口減少に伴う組織機構の再編として検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

令和5年第3回定例会、2日目、全ての一般質問が終了後、望月町長より次のようなお話があったと記憶しております。

議員の皆さん、これをやってくれ、あれをやってくれと、いろいろな提案は、私は悪いことだとは思わない。しかし、限られた財源なので、スクラップ・アンド・ビルドの考えに基づき、この事業にかかっている費用をこちらに向けたらどうかというような提案をしてほしいといった内容だったと私は思っております。

本来、地域の代表である町議会議員は、地元や地域の利益誘導、いわゆる部分最適を念頭に入れて活動し、反対に行政側は全体最適に照らして施策を実施することが一般的だと思います。3町の合併が行われた経緯などを踏まえ、旧町の時代のまま先送りされた施設や、また継続されたシステムがかなりあるかと思われまます。

合併20年を迎え、町民人口1万人を割った現在、全体最適に照らし、それらの集約、除却等に取りかかる時期に来ていると思います。町民にしっかりと説明をして理解を得ながら、10年先、20年先を見据えた住民サービスの提供、まちづくりを行っていただきたいと思えます。

次の質問にまいります。

当町の投票区再編計画が選挙事務局であります総務課より提示されました。現状20ある投票所を10に削減するというものであり、費用削減、地区負担の軽減などを目的としたもので

あります。1月30日より削減対象となる地区を対象に、住民説明会を7回実施したようであり、住民説明会の町民の範囲および実施に向けての今後についての対応を伺います。

○議長（上田孝二君）

大村選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大村隆君）

お答えいたします。

投票区の再編につきまして、本年1月30日から2月28日までの間、7つの会場に分けて、対象となる地区の区長さまをはじめ役員の皆さまにお集まりいただき説明会を開催し、7会場とも選挙管理委員会でお示しした再編案のとおり、ご理解をいただきました。

今後はパブリックコメントを早期に実施し、町民の皆さまに計画をお示しし、ご理解いただけますよう、引き続き努力してまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

実を申しますと、私も今定例会で投票区、選挙区の再編について一般質問を行おうと思っておりました。私が簡単に素人目で思案したところでは、14から15ぐらいにするのかなというような形で、スリム化、コンパクト化を自分なりに考えておりましたが、実際に提供されたものはさらに先を進んでおり、思い切ったものであったと思います。

私自身も7回のうち4回の地区説明会に参加させていただき、町民の皆さまの声を聞く機会を直接いただきました。一部には慎重に進めるべきだとの声も聞こえますが、このようなコンパクト化への取り組みについては、高く評価をしたいと思います。

次の質問にまいります。

投票の削減の代替案について、移動期日前投票所の設置、デマンド型交通支援、共通投票所の開設が提示されました。移動期日前投票所の開設については、従事者の確保や8地区を2回、合計16回の開設ということで、かえって選挙事務局の職員の手を煩わせてしまうのではないかと危惧しております。

開設にあたっては、投票者数、投票者の下限の見直しなどの基準をあらかじめ設定しておき、2回を1回に減らす、また開設自体を見直すなどの必要性もあるかと思えます。

再編計画実施後の投票率への影響、代替施策の効果検証、費用対効果などの情報は開示すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

遠藤議員さんご指摘のとおりであると考えておりますので、情報の開示につきましては積極的に行っていく考えでおります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

情報の開示を行っていただいて改善案を考え、効率的な投票所の運営に当たっていただきたいと思います。

次の質問にまいります。

先ほども触れましたが、緊急事態宣言が発せられた市川三郷町では、職員数の削減等に関連して、新規採用者の抑制に努めるべきだとの住民の声も寄せられたりしています。

当町においては、令和5年度から14年度の間、身延町定員適正化計画が立てられており、定員適正化に取り組んでいます。この問題は、ただ単に職員を削減すればいい、採用を控えればいいというような問題ではないと個人的には考えます。旧町から引き継いだ部門別のいびつな職員構成や正規職員と短時間勤務職員の割合など、複合的な要因が重なっている一面もあります。

その計画の取り組みの内容の1つに、指定管理者制度の活用および民間委託への検討との記載があり、経費削減を図りつつ定員管理に努めるとあります。令和6年度以降、これらの定員管理のための指定管理者制度の活動および民間委託を実施予定の事業はあるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

職員数の削減につながる指定管理者制度を導入する施設といたしましては、令和7年4月からの営業開始を予定しております、西嶋和紙の里がございまして、これにより削減できる職員数は会計年度任用職員9名で、運営事業費全体として4,400万円の削減を見込んでおります。

また、本年4月から身延町味噌加工施設が指定管理者制度により営業を開始いたしますが、こちらの施設につきましては、新たに設置する施設ですので、職員数の増減に影響はございません。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

次の質問になります。

人員削減のため、単純に新規採用者を控えるということは愚策であると考えます。計画にもありますが、継続的な新規採用の確保を行わなければ、年齢構成は偏り、人材育成なども困難になり、行政サービスも滞りが起きると考えます。そこで、令和6年度採用予定者数および採用状況を伺います。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

令和6年度における採用予定者数は、一般行政職2名程度、土木職1名、保健師1名の採用を予定しておりましたが、保健師につきましては受験者がおらず、一般行政職は4名、土木職は1名の受験者がおりました。

採用予定者は、試験の結果、一般行政職1名といたしました。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

ただいまの答弁ですと、採用予定人員が4名程度でしたけれども、確保に至らず1名となったとのものです。私が特に心配するのは、技術系職員の欠員です。技術系職員は少数でありますし、何より経験を重ねることでスキルアップし、職員の育成にも事務系の職員より時間を要することが一般的です。

身延町定員適正化計画には、定員の目標数が示されており、行政サービスの低下を招かないように毎年度、平準的に3名の新規採用を見込むとあります。新規採用予定人員に欠員が生じている現状および保健師など専門職員や技術系の職員の応募の少なさと未採用の現状について、その要因と新規採用者の確保のための来年度以降の対応について伺います。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

ご指摘のように、来年度は採用予定人員に満たない状況ではありますが、本年度は職員の退職予定者はございません。したがって、来年度の採用職員は、例年のような欠員補充ではありませんので、直ちに町の業務に支障を来すことはございません。

しかしながら、定員適正化計画にもありますように、定年引き上げに伴い、職員数が一時的に増員になることも考えられますが、継続的な新規採用者を確保しなければ、職員の経験年数や年齢構成に偏りが生じ、世代間の継承や計画的な人員配置、人材育成等が困難になり、必要な行政サービスを将来にわたり提供できなくなることを踏まえ、毎年度、平準的に新規採用者の確保に努める必要があると考えております。

そこで、従来は9月に山梨県町村会による統一試験と、10月と1月に臨時の採用試験が実施できることとなっておりましたが、来年度からは受験者の確保を目的に、民間企業や市の採用試験と同等か、それ以上に早い7月に試験を実施いたします。また、例年どおり9月に統一試験を実施し、1月にも臨時の採用試験を実施できる予定となっております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

民間でも人員の奪い合いになっているような状態です。かなり民間のほうも採用を早めてきていると。町でも、そのような対応をしていただいて、行政職員の確保に努めていただきたいと思います。

公共施設等の再編や効率的なサービスについて質問させていただきました。私、地元であります身延中学校卒業生でもありますけれども、今回、取り壊しが決まっております。これにつきましても、地元の方から、お前、議員でいいのかなどというような話もあるんですけども、

様々な状況を考えますと、そのような選択のほうが正しいのではないかと私自身も思っております。

投票所の再編についても然りです。私の地元、門内地区も再編計画に取り込まれ、文化会館まで行くこととなります。これはやはり議員にとっては、自分の選挙区の投票所はなくなるというのは非常に心配するべきところでもありますけれども、先ほども申しましたけれども、全体最適に照らして町のコンパクト化を進める時期には来ているのかなと思います。

様々な町民の意見があるかと思えますけれども、大変ご苦勞な作業になるかと思えますけれども、今後もまちづくりに対して行政のコンパクト化を進めていただきたいと思います。

続いての大項目、災害発生時のトイレ環境について伺います。

災害発生時のトイレへの対応について、トイレ処理剤の備蓄状況についての質問は、令和4年第3回定例会一般質問で、1人およそ1日当たり5回使用換算で5日分の処理剤が必要だが、3日分不足していると。不足分は令和8年度までに備蓄整備するとの回答がありました。また、令和5年第1回定例会予算決算常任委員会では令和8年度までの計画だが、緊急性も考慮しながら備蓄整備をしていくとの回答でした。

処理剤の早期の絶対数の確保などは、たびたび提案させていただきました。現在の災害発生時におけるトイレ処理剤を含むトイレ環境の整備対応は改善されているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

以前、答弁したとおり、令和8年度までに5日分の備蓄品を確保する計画で、現在進めております。現在のトイレ処理剤の備蓄量は7万3,500回分（2,940人分）で、備蓄計画の約59%を備蓄しております。

厳しい財政状況の中で他の備蓄品の入れ替えもありまして、計画の前倒しが難しい状況となっております。自主防災組織等によっては、独自で備蓄品を整備している地域もございます。

今後、各家庭でも備蓄品目にトイレ処理剤を含めて確保いただけるよう、広報みのぶやホームページで周知をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

次の質問にまいります。

能登半島地震の発生においても、水やトイレの問題はメディアなどでたびたび取り上げられたことはご承知かと思えます。災害時のトイレの問題を解決すべく、一般社団法人助けあいジャパンが推進する災害派遣トイレネットワークプロジェクト「みんな元気になるトイレ」の導入の検討について伺います。

配布資料の3番になりますが、このプロジェクトは、災害時利用を想定した移動設置型トレーラー1台あたり4部屋の洋水洗トイレ。上には太陽光電池パネル等が付いており、電力等も補給できるものになっております。このトイレトレーラーの価格は2,300万円から2,500万円。牽引する車両は別途必要となります。高額でありますけれども、総務省の緊急防

災・減災事業債充当率100%、地方交付税交付金算入率70%を活用すれば、約30%の800万円で導入が可能となります。

これらについては、導入自治体は起債後に集めた寄附やふるさと納税、クラウドファンディングなどを充当しているところが多いようです。

1, 740余りの自治体のうち20自治体が導入し、山梨県では北杜市が2020年8月、個人型ふるさと納税クラウドファンディングで872万5千円を集め、導入を行いました。2021年12月には、富士吉田市でも企業型ふるさと納税の一部を利用して導入しております。

当町でも、災害時のトイレとしてだけではなく、町内のイベントや桜や花火の混雑時など、身延山のバス停乗り場など、集客イベントなどに使うこともできるかと予想できます。災害援助自治体間の共助としてのこの趣旨に賛同して、トイレトレーラー導入に向けての調査・検討を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

遠藤議員が今お話したように、現在20の自治体でトイレトレーラーが導入されておりまして、県内では北杜市と富士吉田市が一般社団法人助けあいジャパンの災害派遣トイレネットワークプロジェクトにより導入をしております。

導入にあたりまして、財源は総務省消防庁の「緊急防災・減災事業債」を活用し、7割は地方交付税交付金に算入されまして、返還が必要な自治体負担分の3割は、ふるさと納税で充当をしているようです。

町では、簡易トイレやトイレ処理剤を計画的に備蓄して災害時に備えております。トイレトレーラーにつきましては、導入後の費用対効果や維持管理を含めた運用面からも導入については、今後調査していきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

配布資料、写真にもありますけれども、トレーラーのうしろにクラウドファンディングで賛成してくれた方々、企業の名前を入れたりとかということで、意外とクラウドファンディングをやると企業などの協力も得られて、800万円という資金を集めるのは、それほど困難ではないようなことも見受けられます。

非常にお金がかかることではあります。今の答弁にありましておおり、維持管理費というものも当然必要になってきますし、牽引する職員の方の牽引免許等も必要になってくるのかなとも思いますので、ぜひ調査・研究をしていただいて導入に向けて取り組んでいただきたいと思います。

続いて、最後の4番目の質問になります。

旅先納税導入に向けての調査研究について伺います。こちらも配布資料4番目をご覧ください。

当町でも、ふるさと納税として取り組んでおりますが、自治体に寄附した、その場で受け取る電子ギフトで旅を楽しむ新しいスタイルのふるさと納税が「旅先納税」、こちらeギフトプラットフォーム事業を展開する株式会社ギフトィがやっておりますけれども、寄附額に応じた電子ギフト、寄附額の30%が旅行先の土産店、飲食店、宿泊施設、公共施設などの事前の登録の加盟店で利用でき、もちろん寄附控除も受けられます。

山梨県内では、笛吹市が導入しております。笛吹市e街ギフトの名称で、返礼品として市内の飲食店、旅館、ホテル、土産品商店で使用できる電子商品券をその場で受け取り、地域の事業者を応援していく仕組みでもあります。

ふるさと納税の寄附は、クレジットカードを利用して、その場で、約5分で完了いたします。返礼品の電子商品券は寄附と同時に発行され、180日の有効期限、事前登録の使用できる店舗にて、スマホの電子商品券を見せて、電子スタンプ決済、またはQRコードを読み取っての決済で決済自体が完了するものであります。

現在確認できたものは、全国の地方自治体で53自治体が導入しております。観光地を抱え、観光に力を入れている自治体が多い印象です。

観光のDX化にも取り組む、先進的事業に積極的に取り組んでいる当町には、身延山に愛着を感じ毎年訪れる参拝者、ゆるキャン△を通じて聖地身延に何度も足を運んでいただけるファンの方々、下部温泉に定期的に湯治に訪れる方々などリピーターがかなり存在し、旅先納税の潜在的賛同者はかなりいると想像されます。

そこで、当町でこの旅先導入に向けた調査、研究について対応を伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

ふるさと納税制度は、寄附を通じて「生まれ育ったふるさとへの貢献」や「自分の意思で選んだ自治体を応援」できる制度として創設され、総務省から発出された、ふるさと納税に係る指定制度の運用通知に基づき、地方公共団体において広く運用されております。

本町におきましても、この運用通知に基づき、より多くの皆さまから応援していただけるよう、町のPRと共に事業者のご協力のもと約300種類の返礼品をご用意し、7つのふるさと納税ポータルサイトを活用し、全国に発信しております。

現在ご用意しております返礼品の中には、遠藤議員からご質問いただいている新たな仕組みによる返礼品「旅先納税」と同様の仕組みを持ったPayPay株式会社の「PayPay商品券」を令和5年3月から返礼品としてご用意しており、本年1月末までの実績は、13件22万円で、件数は徐々に増加してきており、今後も増加するものと見込んでおります。

多くの皆さまからふるさと納税をしていただくためには、魅力的な返礼品を確保することは重要なポイントとなっております。

「旅先納税」の導入にあたりましては、「PayPay商品券」の運用と同様ですが、事業者には電子決済を可能にいただき加盟店としてご協力していただくことが必要となります。導入に向けまして、調査・研究から進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

身延町では、P a y P a y 商品券、ふるさと納税のホームページ等からそちらを見られる状態ですけれども、P a y P a y 商品券の場合は、やはり、まず前段としてP a y P a y の決済システムをスマホにその方が持っているということと、電子決済でP a y P a y に加盟店が加入しているというようなものになります。旅先納税は一方、ネット上でその場で、スマホでできますので、加盟店、迎え入れる側がとにかく電子決済をしていなくても、旅先納税としての事業者の届け出をして許可を得ていれば決済ができると。導入に対しては、専門のホームページを使わなければならないので、費用等はちょっと分からないんですけども、比較的ハードルはP a y P a y 商品券より低いのかなとも思っております。私自身も導入に関して携帯で操作しましたが、大体5分ぐらいでできるような状態。身延山の、例えば旅館の部屋にQRコードを置いていただき、それぞれ部屋にそれがあれば、それを見て、来た方が支払いにこれを使ってみようと思って、そこで身延町に対してのふるさと納税を行うこと、例えばリピーターで来る、お寺さんなんかも知っていれば、では身延のために、どこにやっても一緒だからということで、その場で対応していただける可能性がかなりあるのではないかと思います。

ふるさと納税の、このP a y P a y の取り組みについて、笛吹市のホームページを見ましたけれども、当初は加盟店があまり理解を得られず集まらなかったようですけれども、現状は買い物8件、食べ物11件、宿泊に関しては26件、体験型のものについては8件、ワイン等の飲めるサービスについては9件と、宿泊施設はかなり前向きに導入しております。これらについて導入を、あまり費用がたぶんかからないと思いますし、潜在的なニーズはあって、身延町のふるさと納税額も増えるのではないかと私自身は考えておりますので、導入に向けて調査・研究をしていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告4番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

私は、3点について質問をしたいと思います。

まず、1点目です。投票区における投票区再編計画についてということで、1点目をお願い

いたします。

午前中の同僚議員の質問にもありましたけれども、今回、7地区で説明会がありまして、私、全会場に行って皆さんのご意見を伺ってまいりました。

まず最初に、この選挙区の再編は今まで20あった選挙区を10にするという、本当に大きな改革だと思うんですね。こういうことは、やはり身延町全体に関わることなから、本来は身延町全体に、町民の皆さんに諮るべきではないかなと思うんです。少なくとも、再編計画のその地区の皆さんのご意見を聞くべきではなかったかなと思っています。

1月の中頃でしたか、その地区の方たちにチラシを配って、こういうふうに再編計画を進めますと。そしてご意見のある方は、区長さんのほうに申し出をしてくださいということだったんですけども、いろいろな方からお話を伺ったんですけど、わざわざそんな、意見があっても、区長のところに行かないよという声とか、これでは投票率が下がるねというような声で、自分も行きたかったんですけども、区長しか呼ばれていないから行けないという方もいたし、やはりこれは、投票所がなくなるということは、その区全体の問題なので、私は区長だけではなくて、皆さんに寄ってもらうようなことをすべきだったかな、そういう意味ではもっと丁寧な対応が必要だったのかなと思いました。

例えば、ある会場では、各区の代表としてというか、区長として来たけれども、個人的な意見しか言えないと。区会にも諮っていないくて、個人的な意見しか今は言えないと。これで集約しては駄目ではないですかという声もありました。

そういう意味では、やはりもうちょっと住民の皆さんの声を聞く、もちろんいろいろな代替案で、いろいろ本当に考えてくれて、7カ所も皆さん回ってくれたり、そういう努力しているのは分かるんですけど、私、なんか努力の方向が違うような気がするんですね。これは大きな問題ですので、やはりきちっと住民の皆さんに、来る来ないは別にしても皆さん、ぜひおいでくださいというようなことは、その地区全体の皆さんに周知をして、そこでやはりいろいろな皆さんのご意見が出てくると思うので、それを集約してそういうふうに決定するというんだったらいいんですけども、7カ所で、一応説明しましたと。これで、今回は説明が終わったということでもよろしいですねというようなことを言ったときに、ある地域では、これで集約は駄目だというようなことも言っていたところがありました。ほかは、大体、人数も減っているし、しょうがないだろうみたいなのところだったんですけども、そういうところもあったということは、先ほど総務課長は、あまりなかったみたいなことをおっしゃったけど、やはりそういう大事な声もあったし、広く皆さんに聞けばもっと、いろいろな意見があると思うんですね。そういうものをきちっと聞いてから判断というか、1月に区域内の方たちにそういうのがありますということをやっても、今度の町長選からそれをしたいということで、もっと私、それまでには、選挙管理委員会の皆さんにはいろいろなご苦勞があったとは思いますが、やはりその上で町民の皆さんにお示しをして、本当にこれでいいのかどうなのか、皆さんの、多くの声を聞いて判断する必要があったんじゃないか、そのやり方が私はちょっと、拙速ではなかったかなと思います。

そういう意味では、区長などの代表者への説明だったけれども、対象の地域住民の皆さんの声を聞くべきではなかったかということで、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

大村選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大村隆君）

お答えいたします。

先ほど議員さんがおっしゃられたように、選挙管理委員会では、このたびの投票区再編にあたり、1月15日付で再編計画に該当する区域内の各世帯に再編計画および移動期日前投票などの新たな投票機会の方策をお示しした資料を配布し、区の役員さんを通じて、ご意見等をお寄せいただくようお願いいたしました。

地域の説明会では、会場の収容数に制限があるため、対象区域の住民全員をお呼びすることはできませんでしたが、今後いただいたご意見を取りまとめたものをお示ししながらパブリックコメントを計画しております。

なお、1地区において同意が得られていないのではないかというようなご指摘がございますが、この地区につきましては、去る2月28日に再度、地元の代表者の方にお集まりいただきまして、説明会を開催させていただきました。その席におきまして、ご理解を賜りましたので、併せてお伝えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

いずれにしても、やはり多くの町民の皆さんのご意見やご質問も、きっとある方もいらっしゃると思うんですね、町民の皆さんの中には、だから行きたくても行けないんだよというふうに言った人がいたんですけれども、そういうことがないように、やはり丁寧に対応すべきではないかなと思いました。

2点目なんですけれども、ある地区で、憲法で守られている参政権の切り捨てになるから、そういうことも一面にはあるんだから、それも考えなければいけないというようなご意見も出ました。代替策というか、いろいろあれですよ、移動期日前投票日の開設とか、いろいろ今までにない、いろいろなことを工夫して考えていただいたのは、今までにないことだったと思うんですけど、私、代替案を出すから、それでいいではないかという問題では、私はないと思っているんですね。やはり投票の権利を奪うということにつながってしまうということに、結果的にはなりますから、どんな代替案を工夫しようが、今までそこに行けば投票できた人ができなくなってしまうということは事実ですから、そしてまして高齢者が多い本町においては本当に投票したくてもできないという方が出てきてしまうのではないかなという、だからいろいろな代替案をしていますと言うんですけど、そもそもだから、それを奪うということにつながってしまうのではないかということで、私は危惧をしているんですね。ある会場でも言われたけれども、そういう国民の権利を奪うことになるから、そのところをきちっと、数が少ないからいいということではなくて、その権利を簡単に、今、20から10にしてしまう、ちょっと私、回っていて、ここは仕方がないかなというところもないとは言いません。ただ、そういうところにも結局、住民の皆さんがいて生活しているわけだから、やはりそういう方たちの権利を奪うということにつながってしまいかねないということを重く考えながら、もっと丁寧な対応を、私はすべきだったのではないかなと思っています。

そういう意味で、もっと慎重な対応が私は必要だったのではないかなと思いますけども、それに対して、お答えいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

大村選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大村隆君）

お答えいたします。

今回の投票区再編にあたっては、投票の機会を確保するための方策といたしまして、移動期日前投票所、それから共通投票所、投票目的の乗り合いタクシーの無料化などの導入を行います。

また、これらの制度が利用できること、利用方法などを広報等各種媒体を利用し、住民の皆さまにお知らせしていきたいと考えております。さらに、今後、新たな投票機会の確保策が作られた際には、導入について積極的に取り組んでいくことで、投票の権利の確保はされていると考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

先ほども言ったけれども、代替案をいくつか出しているから、それで権利は保障されているというふうにお考えのようですけれども、私はちょっと違うのではないかなと思います。

また、この点については大事なことですので、今後どういうふうになっていくのかということでも質問も続けたいと思っています。やはり、そういう投票できないことに困っているという方たちの声を伝えていく務めが私はあると思いますので、今後ともこの質問はしていきたいと思っています。

2点目の質問に入ります。

2点目は水道の耐震化ということで、これも午前中の同僚議員の質問にもありましたけれども、本当に今回の能登半島の地震で、いまだにライフラインの水道が使えないということで大変な思いをしている方たちがいらっしゃるということで、本当に水は大切だなという思いから、町の耐震化率ということで、ちょっと重なるところもあるんですけれども、耐震化率をお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

ご質問の水道施設の耐震化率ですが、本町における水道施設のうち、町内の水道管の約4割が耐震適合性の管に置き換えられておりますが、浄水場および配水池等の施設の大半は老朽化しているため、維持・更新に費用を費やしているところから耐震診断が進んでいないため、今後、耐震診断や耐震化計画の実施の検討が必要になると考えています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

これは、合併前からそういう水道の問題はあって、もう古い問題ですけど、なかなかお金が

すごくかかることですよ。だからなかなか進められなかったというのは、ある程度、仕方がないのかなというふうに思いますけど、でもやはりライフラインということを見ると、やはりそういう地震とかそういうことを、午前中もありましたけど、身延断層とか、本当に迫っているような感じがしますので、お金はかかりますけれども、ぜひ耐震化は進めていっていただきたいと思います。

耐震化計画ということで、策定をしなければいけないということなんですけれども、この策定はどういうふうになっていますか。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

水道の耐震化計画の策定につきましては、先ほど申しましたように、本町における水道施設の大半が老朽化しているため、来年度からの公営企業会計移行を機に、施設の補修更新等、計画的な維持管理を含め、耐震化計画の検討も必要になると考えています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

これも大切なことですので、ぜひ早急に耐震化計画の策定をしていただきたいと思います。

3点目ですけど、県の資料によると、将来の更新計画や財政収支を明らかにするアセットマネジメントの実施予定というふうに身延町はなっていますけれども、この予定はどういうふうになっていますか。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

ご質問のアセットマネジメントの実施につきましては、身延町簡易水道事業経営戦略において、水道事業の経営健全化に向けて取り組んでおります。来年度からの公営企業会計移行を機に、整備した水道事業における資産等のデータを基に、水道事業に係る資産、コスト、将来負担などを客観的に把握し、将来にわたり安定的な住民サービスの提供が可能となるよう、中長期的財政収支に基づく計画的な施設の整備・更新を進めるためにアセットマネジメントによる資産管理や水道施設の更新計画等の策定の検討も必要と考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

水道事業の公営企業会計移行ということで、その移行をする前にいろいろな資産の状況なんかも移行するための予算ということで組んで、いろいろな調査をされたという経緯がありますが、それをされているので、これはきっとやりやすいのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、これ県内でもそんなに多くのところがやっているというわけではないです

れども、そうはいつでもやっているところもありますので、ぜひ、このアセットマネジメントの実施はしていただきたいと思います。

4 点目ですけれども、震災時の応急復旧や応急給水の計画や復旧の迅速化計画は必要だと思いますけれども、計画はありますか。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

ご質問の震災時における応急復旧や応急給水のための迅速化計画の必要につきまして、身延町地域防災計画が地震等災害時の迅速かつ的確な対応するための具体的行動指針となると考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

私からは、震災時の応急給水についてお答えいたします。

町では災害時に備えまして、5 日分の保存水と手動の浄水器を備蓄しております。また本庁舎、下部・身延両支所、中富浄化センターには、大規模型の非常用浄水器を設置しております。この浄水器は河川や池、雨水、貯水槽などの水が浄化可能であり、1 時間に350 リットルを浄化し、大量浄水が可能で1 千人分の飲料水を確保することができます。

なお、飲料水と生活水を同時に確保することもできます。

その後につきましては、国からのプッシュ型による支援物資の供給により応急給水を進めていく考えであります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12 番議員（渡辺文子君）

分かりました。最後の3 点目の質問に移りたいと思います。

自衛隊への個人情報提出についてということで質問をします。

憲法13 条は、すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とすると規定をしています。

最高裁は憲法13 条について、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているとし、何人もその承諾なく個人に関する情報を第三者に取得ないし公表されない自由を有すると判断してきました。

また、最高裁は氏名や住所など個人識別情報についても本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるとし、プライバシー情報として法的保護の対象になると判断してきました。

自治体から自衛隊への募集対象者の個人情報の提供が義務でないことは、法規定や過去の政

府答弁や文章などからも明らかです。

福岡県筑後市では、行政審査会が名簿の提出は単に自衛隊に対し便宜を図る行為にほかならず、名簿がなければ自衛官募集事務を遂行できなくなるような特段の事情も見受けられない。本来、地方公共団体は個人情報を慎重に取り扱い、個人の権利・利益を保護すべき立場であるので、今後もこのような形で個人情報を自衛隊へ提供することは妥当とは言えないと名簿提供を取りやめた。本町でも自衛隊への個人情報提出についてはやめるべきだと思います。この自衛官募集事務に関わる対象者情報の提供の状況はどうなっていますか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

自衛官等の募集のために必要な募集対象者情報の提供等について、自衛官等募集に関する事務は、自衛隊法第97条第1項において法定受託事務と定められており、町では自衛隊施行令第120条の規定に基づく防衛大臣からの資料提供依頼に応じて住民基本情報を提供しております。

提供については、18歳と22歳の対象者情報（氏名、生年月日、性別、住所）を紙ベースで提供しております。

なお、個人情報の適切な取り扱いについて自衛隊に同意をいただいております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

個人情報の提供を希望しない人について、提供を拒否できる除外申請はできるのでしょうか、お答えください。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

法令等の根拠に基づく提供をしているわけですが、他市町村では自衛隊へ自己の個人情報の提供を望まない方への配慮といたしまして、期限を設けまして除外申請の受付を行っている市町村もございます。

現在、身延町では除外申請の受付は行っておりませんが、個人情報の提供を望まない方への配慮といたしまして、除外申請について検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

県内でも笛吹市とかいろんところで除外申請できるようになっていますので、ぜひこれは検討していただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、一般質問を続けて行いたいと思います。

準備のため、しばらくお待ちください。

それでは再開します。

次は通告5番、田中一泰君の一般質問を行います。

田中一泰君の質問を許します。

登壇してください。

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今、身延町に限らず、日本全体で少子化問題が大変なことになっているという状況です。特に身延町は、山梨県の中でも高齢化率、少子化が1番というような状況にある中で、少子化に対する取り組みについて、お伺いいたします。

まず、人口減少、少子化が進んで問題となっています。身延町においては、今一番重要な問題であり、現在の少子化対策である子育て支援、教育環境整備などが他町に比べても先進的に取り組んでいることは分かりますが、それについての施策の効果をどう考えているのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えいたします。

「こども家庭庁」が新たに創設されるなど、少子化は、全国的な問題となっており、国も徐々に政策の見直しを行っています。

また、本町では少子化対策について、他町に先駆けて取り組みを行っており、高く評価されていると思っております。

少子化対策における施策は、子育て世帯への経済支援や教育環境整備等の土台作りのもとに、人口推移のみならず、中長期的な視点で効果を検証していくことが重要と考えます。一朝一夕に判断できるものではありませんが、国の動向を見守りながら、他の施策との調整を図り、引き続き前向きに取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

確かに、今、子育てに対してすごく厚く身延町は手当をしています。ただ、それが少子化というか、子どもの増えることに効果が出ているかというとなかなか難しい問題があって、ほかのいろいろな要因が重なっている中で、こういう状況が出ていることはよく分かります。

そういう中で、例えばその産科、小児科の環境がこの地域にはないという中で、安心して子どもを産み育てることができるようにすることが必要ではないかと思えます。子ども、生産年齢人口がなければ町は成り立たないです。子どもを産むのに、病院までの時間がかかるからと

いって受け入れられなかったというような話も聞きます。

そういう中で、今の現状、身延町、この地域はお産をするのに1時間以上、時間がかからないと産院にも通うことができないような状況。それを何とかしなければ、やはり安心して子どもを産む、子育てをするということはなかなか難しいと思いますので、それについて現在の出産の状況についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えいたします。

本町では、母子健康手帳交付時から全ての妊婦、子育て世代が安心して出産・子育てができることを念頭においた支援を実施しております。

具体的に申し上げますと、母子健康手帳交付時に本人との面談を実施し、居住状況や家族等、周囲の支援の確認、定期受診病院や出産予定病院の確認を必ず実施しております。また、出産の不安が取り除かれるよう、平成30年度からは該当者全てにおいて妊婦訪問を実施、電話による経過の確認・来所相談など個人の希望に沿う形でのフォローも行っており、令和4年度から国の政策として進められている子育てにおける伴走型支援を意識し、出産後の育児不安等への適時対応を図っているところであります。

なお、本町において、議員ご指摘の事例の報告はありません。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

分かりました。私が今言いました、受け入れられなかったということは、当事者からの情報ですので、それが子育てとか役場のほうに行っていないことはしょうがないことかなとも思いますけれども、今現在、身延町、この地域では病院、医療のあり方が検討されています。それについて、出産に1時間以上の移動が必要な状況にある中で、緊急のときの対応には不安な状況にあります。安心した子育てを考えると、小児科、産婦人科の設置も考え、施策を決めてほしいと思っています。病院の検討の中で、産科とか小児科を維持するのは大変だと思いますけれども、これはやはり子育て、少子化の対策としては絶対必要なことではないかと思っておりますので、そのところの状況を考えながらも、役場も、病院も、医療体制について、今、検討していますけれども、そういうことも考慮してほしいと思います。

次に、若者にやさしい町は高齢者も住みやすい、人口維持には子どもがいることが必要であります。子どもを産み育てる環境がなければ、子育て世代は身延に住みません。そして町の維持は難しくなります。次代を担う人材をいかに育てるかを考えた施策の実施状況と、その成果はいかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

「身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「町を元気にできる人財の育成」を基

本目標の一つに掲げ、「若者が希望をもち、町づくりに参画する機会をつくるなど、町の将来を担う人財育成を図り、また町外から地域づくりに協力いただける人財の確保」に向けて取り組みを推進しております。

この取り組みでは、将来、町の政策等への提言を行える、地域を担う人財育成を目的とした「地元高校と大学との連携事業への支援・参画」事業、町長とまちづくりに関連した意見交換を行うことで町の理解を深め、将来を担う人財の育成を図る「小中学生との集い町長を囲んで語り合おう」と「町長と語る高校生の集い」事業、地域おこし協力隊の採用により、協力隊員の町を元気にする活動で地域力の維持・強化、活性化を図る取り組みや、高校生・大学生等に向けた就職支援セミナーなどの「人材の確保と人材育成カリキュラムの実施」事業等を推進しております。

一つの例といたしまして、1月21日に実施いたしました「町長と語る高校生の集い」は、将来に希望もてるまちづくりをテーマに開催し、6名の高校生に参加していただきました。

全員から集いに参加してよかったとの感想のほか、身延町について真剣に考えることができてよかった、身延町の将来のことを考える機会になった、自分のためになり、身延町がより好きになったなどのご意見をいただいているところです。

また、「日本一のしだれ桜の里づくり事業」「町の歌おかえりなさい少年たちよの制作事業」「町のキャラクターみのワン制作PR事業」は、まちづくりへの子どもたちの参画の中で生まれた事業で、子どもの夢を叶えるプロジェクトとして実施されてまいりました。

今後も若者が希望を持ち、町への関心を深め、町づくりに参画し、将来を担っていく人財として成長することを期待し、取り組みを継続していきたいと考えております。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。人材育成というのは、本当に必要で重要なことだと思います。先日、ブランディングの研修会というのがありましたよね。ああいうような学ぶ機会をもっと増やして、そして今の町民の人たち、そして役場の職員も当然そうだと思うんですけども、そういう学ぶ機会をもっと増やして、人材育成に積極的に関わっていただきたいというように思います。

そして次に人口問題は、身延にとって非常事態宣言をしなければおかしいような状況だと思います。町の将来について、事実をしっかり認識してもらうために、今の町の置かれている状況、新聞ではよく出ていますけれども、山梨県内で高齢化率が49.1%の1位、人口減少率は15.9%で、これも1位。そして働き手は半減するし、特殊出生率も1.33などで本当に見ていて、いつも身延町は人口減少がひどいというのは、ニュースを聞くたびに、将来に希望が持てないような状況になっているのかなというふうに思います。

ですから、それに対して、行政、町では、それを非常事態と感じていろいろな取り組みをやっているのは分かるんですけども、町民自体にもその意識をしっかり持ってもらうようなことも必要なことではないかなと思います。そういう中で、町は、もっと町をよくするため、そして少子化を克服するために、子どもを育てるのに対していろいろ補助も、こんなこともしています、あんなこともしていますといったときに、そうか、町はそれについて頑張ってくれているんだなということを、町民の人たちが理解するということが、せつかく町がいろいろなこと

を取り組んでいるのに、それがなかなか若い人もそうですけれども、高齢者なんか特にそうだと思うけども、伝わっていないような気がします。それはもったいないことだと思いますので、結局、この町を支えて、これから伸びていくためには、やはり町民一人ひとりの力を借りなければ無理だということで、町として、いろいろ総合計画、アクションプランとかを作りますけれども、それは行政としてのプランだけに終わってはいけないんだと思います。そういうものを町民に理解してもらおう努力を町には、もっとしたほうがいいんじゃないかなと思います。

次に、次代を守る若者、子どもたちのために何をすることが必要だと考えているか、生活しやすい環境とはどういうものなのか、どうなったらいいのか、希望的な、こういう身延町をこういうふうにしたいとか、どうしたいのかを考える。そんな問題提起を考える機会、先ほど言いましたように、ブランディングでああいう講習会がありました。そういうものの機会……。

○議長（上田孝二君）

田中議員、先に進んでしまっています。

○8番議員（田中一泰君）

戻ります。すみません、申し訳ないです。

質問としては終わっていますので、では1-④について回答をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

まち・ひと・しごと創生法におきまして、「国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国または地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする」と規定されておりますことから、田中議員のご質問のとおり、町民の皆さまへ施策を示し、ご理解とご協力をしていただくことは重要であります。

本町におきましては、ホームページにおいて「身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」「人口ビジョン」「検証資料」を掲載し、計画見直しの際には概要版を各戸配布するなどの方法により周知を図っております。

現在、来年度以降の計画であります「身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定を進めておりますが、しっかりと町民の皆さまに伝え、ご理解とご協力を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

私、田中議員のこの質問がとても気に入っていて、というのは行政がいかに旗を振っても、町民の皆さんの意識が変わってくれないと、この町は将来どうなっていくのか、どういう町にしたいのか、なくなってもいいのか、そこまで町民の皆さんが頭の中で考えていただかないと思って、私のこれから考えるのは、町民の意識改革というように思っていますので、またぜひ協力をお願いします。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

確かに、本当に町長の言われるとおりでと思います。それについては、結局、リーダーシップをとってやるのは、やはり行政がやらなければいけないのかなというように思います。そして、町民の意識を変えていかないと、確かに身延町は大変なことになってしまうのではないかと危惧されます。

質問1-⑤に戻ります。

次代を守る若者、子どもたちのために何をすることが必要だと考えているか。生活しやすい環境は何か。どうなったらいいのか、どうしたいのかを考える。問題を提起し考える機会と場を設ける必要があると思います。それについて、町の考え方を聞きます。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

議員のご質問につきましては、平成26年に制定されました、まち・ひと・しごと創生法の目的とする、わが国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保および地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進する取り組みである「まち・ひと・しごと創生」を推進していく上で重要なことでもあります。

「身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進にあたりましては、町民アンケート、パブリックコメントにより広く町民のご意見を求め、また、問題を提起し対策を考え推進する組織といたしまして、町議会から2名の議員に参加していただき、産業、教育、金融、労働、報道等の各分野における経験者の皆さまで組織する、身延町総合戦略推進委員会を設置し、計画の策定、重要業績評価指標（KPI）の設定、取り組みの推進、成果の検証の一連の流れ（PDCAサイクル）による運用体制を確立して推進しております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

少子化について質問は以上ですけれども、この少子化の対策は役場全庁とか、町民も全部考えなければいけないんですけれども、少子化対策のための仕組みをつくる必要があるのではないかと思います。緊急事態である以上は、それに対する対応をどうするか、各課は各課の仕事があるんですけれども、役場の全体の中から少子化対策班というか、そういうものをつくって総合的な中で、子どもに対するものとか、若者の結婚がなかなか難しいというものとか、いろいろな問題があると思うんです。ただ、子どもを育てることに重点を置いて補助していけば人口が増えるというような簡単なことではないと思うので、もっと全庁的に人を挙げて、全体的な視野で少子化対策を検討するような場面を設けていったらいいのではないかと思いますので、少子化の対策の一環の中で、また検討をしていただきたいと思います。

次に能登半島地震がありましたけれども、本町の地震の防災対策についてお伺いします。

能登半島地震被害で1980年以前の建物が倒壊し、多数の死者、被害が起きています。以前から身延町でも耐震診断、耐震補強工事に補助金制度が運用されていますが、その進捗状況をお聞きます。

先ほど議員の中で同じ質問がありましたので、もしそれ以外で言うことがありましたら、伝えていただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

山下議員と伊藤達美議員の質問の答弁と一部重複いたしますけれども、身延町耐震改修促進計画の改定時に調査した数値を基に回答をさせていただきます。

令和2年度末の家屋の集計によりますと、本町の住宅総数8,872戸で、昭和55年以前に建築された住宅は6,041戸です。

補助事業を活用した耐震診断済戸数は、平成15年からの数字になりますけれども、令和4年度末で471戸でございます。

耐震改修、シェルター設置、建て替え等を行った戸数が、平成17年度から令和4年度末で31戸となっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

防災について重複するところが多いんですけども、とりあえず質問として用意していますので、質問させていただきます。

東海沖地震では震度7、身延断層の地震被害となると、全倒壊の家屋が多数発生することが想定されます。能登を見ても、耐震化していないのはほとんど潰れるというような状況が見られました。耐震補強の早急な完成を目指すことが求められています。行政としての今後の取り組み内容はどのようなのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

2-②ですよね。

○8番議員（田中一泰君）

すみません、2-②を飛ばしてしまいました。申し訳ないです。

防災に対する広報、対策推進の取り組みについてお伺いします。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

山下議員、伊藤達美議員の答弁と重複いたしますけれども、回答させていただきます。

補助事業を活用しての耐震化については、先ほどまでの答弁のとおり進んでいないのが実情でございます。

町のホームページや区長さまを通じまして、情報提供およびローラー作戦等も継続実施いたしまして、1戸でも多くの耐震化が進みますように、情報提供も今後、努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

東海沖地震では震度7、身延断層の地震被害となると震度7あれば、もうほとんど倒壊してしまうという、能登の状況を見ても危惧されます。その中で、耐震補強の早急の完成を目指すことが求められていますが、今、建設課長が言われたようになかなか進まない状況であることは、先ほどから何度も言われているのでよく分かりました。

その中で、この進まない理由ですよね。そうすると、例えば内部の状況で進まないのか、内部の状況ということは、行政内の組織のことです。そして外部の状況、それは一人ひとりの町民の、家を持っている人の原因で進まないというのがあると思うんですけども、外部については個人の問題があるということで、なかなか簡単にはいかないんですけども、内部的な状況で考えたときに、実際にこれを、耐震化をするのに環境が整っていないのではないかと私は思っています。それはどういうことかという、人員が足りないならば、この期間に実際やるということは難しいことだと思いますよね。だから、実際に対応をしていくためには、これはもう本当に時間との勝負だと思うんですよ。明日、起きるかも分からないし、10年後かも分からないけれども、可能性としては明日、起きてもいいように対策をしなければいけないとしたら、もう集中して対応しなければいけないのかなと思います。

2-③は重複しているから飛ばしますが、2-④のところの耐震診断ですけども、それをする予定が、先ほどありました身延町耐震改修促進計画というのがあって、そこに載っています。それによると、住宅の耐震化率の目標設定がされています。令和5年度末、耐震補強済を70%、住宅総数8,820戸、耐震性がある住宅が6,175戸、耐震性のない2,645戸となっているが、実現のための行動指針はどうなっているのでしょうか。

例えば、これは令和6年と令和7年の間に70%にするには、令和2年度で5,146戸となっているので、令和2年から令和7年の間に2,500戸の耐震をしないと、この70%という目標にはならないんですよね。そうすると、2,500戸ということは、毎年100戸ずつやっても25年もかかるような数字になっているということが問題だと思うんですけども、この目標は達成できるものなのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

身延町耐震改修促進計画は、平成20年3月に策定いたしまして、平成20年度から計画期間の延長等をしまして、令和7年度末までの計画期間と現在はしております。

令和7年度末における住宅の耐震化率の目標は、国の基本方針および県の耐震改修促進計画を受けるとともに、現状の耐震化率と、これまでの進捗率を考慮し、目標を70%としております。

令和2年度末の推計値4.2%から令和4年度に耐震建て替えの補助金を利用した2戸と、解体や建て替えを行った家屋があり、住宅の耐震化は上昇しているとは思われますが、目標達成は非常に困難であると思っております。

耐震診断や耐震改修のお声がけをいたしましても、自宅の診断結果の数値を知るのが怖いとか、古い家屋の場合、基礎工事等も必要で多額の工事費用の負担が必要であるなどの理由で実施に至らないのが実情であります。

町といたしましても、県とともに補助金の拡充や要望状況に応じた補助戸数の更なる確保に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。ただ、実際、この間の能登の状況を見ても、耐震化できていないものはほとんど潰れるという、7の震度になれば潰れてしまうということは、人命に関わる、非常に大変なことだと思うんですね。結局、対策をするにしても、現状をしっかりと確認して、それに対してどういう対策をするかというような順序になると思うんですけども、まずは耐震診断をする、それを1戸でも多くする必要があって、それができてはじめて、次の対策、耐震化の工事につながったりして安全を確保することができると思います。それにつけて、今の、先ほど言いましたけれども、役場のそういう、耐震化を進める部署の人員が少なければ、当然それはできないことだと思います。この問題は、最低でも今言ったように令和7年までに、例えばこの70%の目標を達成するとしたら、人員を増やすしかないと思うんですね。その人員を増やしてでも、その目標を達成しようとするのか、今の人員のままやって達成はなかなか難しいという状況で置いていいものかという判断だと思うんです。ここはもう、例えば2年間において、いかに70%の達成、70%といってもまだ残っているものが多いわけですけども、少なくともそこまでやるというための特別チームというか、担当を2倍とか3倍にしても、その期間はそれをやるというような覚悟が、役場の中にあるかどうかということですよ。これができるかできないかというのは、本当に命に関わっていることですので、町民一人ひとりの命に関わることですので、これは行政内でよく検討して、その大切さが分かれば、なんとか形をつくって、その対応を考えてもらえると思うんですけども、本当に明日あるかも分からないし、10年後かも分からない、そういう中で、人はどちらかという、正常性バイアスと言いましたかね、自分にはそんなことは起きないというような気持ちにどうしてもなってしまう。だから危ないなと思いつつも取りかからないで、先送りにしてしまうというようなところがあります。そのところを、自分だけは大丈夫と思ってしまう心理があって、改装とか、そういう防災の対策が進まないのはよく分かりますが、そこを取りかかってもらう、ある意味では教育するというか、その情報をしっかりと伝えて、こうしないと、こんな大変なことになりますよということを理解してもらった上で、対策に手をつけてもらうような努力が必要だと思います。

2-⑤の質問をします。

耐震補強改修ができない家庭には、各家庭でできる耐震、家具転倒防止の方法、地震時の行動対応をできるようにする。まず、耐震に対する意識改革をしてもらうために周知を徹底し、

地震災害に備えるようにする。どうできるか検討実施する必要が、結局これを町民の人に納得してもらうために必要だと考えるんですけども、その対応策はどうなっているのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

耐震補強改修ができない家庭のために、各家庭でできる家具の固定や地震発生時の行動等の情報につきましては、毎年、広報みのぶで掲載し、ホームページでも周知をしております。昨今の地震により各家庭の防災意識は高まっていると考えております。

引き続き広報みのぶ、ホームページを通じて啓発したいと考えております。

また、防災専門官がおります。地区ごとに巡回説明をすることも可能ですので、活用していただければと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

広報は確かに、もう何回もしていることはよく分かります。ただ、これは対策ができなければ、広報しましたで終わっていたならば、全然状況は変わらないわけで、進んでいないことを実行に移してもらうための努力に、もう一歩も二歩も前に出て、大変なことだとは思いますが、取り組んでほしいと思います。周知というのはなかなか、周知したからやっていますよということではなくて、それが結果として、ちゃんと防災に、効果が出ているという状況になってはじめて、その仕事が終わると思いますので、それについては継続して、これからもやり方も考えながら継続してほしいと思います。

例えば、家具の転倒防止について、新聞紙を八つ折りぐらいにして家具の前面に敷く。そして、うしろのほうへ5センチぐらい上げて、ちょっと寄りかかるような処理をするだけで震度6ぐらいでも耐えるというんですね。そういう、ちょっとしたことを伝えていく、できることがありますので、そういうようなことを、それは一例ですけども、そういうような防災の知識を個人にちゃんと伝えるような努力が、今、求められているのではないかなと思います。特にこの高齢者が多い身延町の中では、広報で出したからいいというような状況ではないと思います。

そして、現在9月に行われている防災訓練は、マンネリ化なのか、危機意識が足りないからか、参加者も限られ、実効性が疑問であると思います。交通防災課ではどのように考えているのでしょうか。防災について、しっかり学ぶ機会として、防災力向上と自助、共助が進むように改善すべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

昨年はコロナウイルス感染症が5類に移行し、久しぶりに自主防災会主催の防災訓練が開催できました。マンネリ化や危機意識の不足につきましては、幸いにも本町が平成26年の豪雪

や令和元年の台風19号以来、大きな災害に見舞われていないことが理由の一つと考えられます。

しかしながら、今年1月の能登半島地震を受け、活断層の地震の怖さが分かったことと、今年山梨県の地震防災訓練が本町で開催され、防災訓練の実施を広報することで、ある程度の危機意識不足が解消されるものと思います。

また、防災専門官を各地に派遣して防災講話を行うなど、町としても防災意識の向上に取り組んでおります。

今後も防災専門官を講師として派遣し、集落ごとに防災意識の向上を図る予定でおります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

集落ごとに防災意識の向上を図るといのは、すごく大切なことだと思います。要請があつてから動くのではなくて、町内の各集落、隣組の単位までいくのかな、まずは身延町全体に、この防災意識が浸透するように努力をしていただきたいと思います。

そして、最後に町の防災備品は、ある程度、整備が進んでいるようです。地域の孤立が起きると、そこに行けない状況となり、役に立たないことが起きます。それを踏まえて備蓄は集落ごとに必要だと思います。これについてどう考えているか、これからの防災訓練の実施の状況はどうなるのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

能登半島地震の教訓からのご質問と思いますが、集落ごとに備蓄品を準備するとなると、その管理はどうするのかという問題が出てきます。

山下議員の一般質問の答弁と同じになりますが、町としては孤立した集落には、能登半島地震と同様にドローンの活用や自衛隊等へ依頼し、必要な物品を届けることで対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

能登の状況を見ても、孤立してしまう、避難する場所までも行けないような状況になっているようなんです。そうすると、やはり一番身近なところにそういうものがあるということが、発災したあと、本当は1日とかそういう短い間、避難の体制が整ってからの問題でなくて、本当に一番問題なのは、発災して本当にその日、そのときにどういう体制が取れるかということがやはり一番肝心だと思いますので、そういう個人の対応力、そしてその隣保地域の、小さい地域の防災の対応力を上げなければ、実際問題、人を助けるのは難しいというような状況だと思います。

そういう中で、防災訓練に参加できない人もいますよね。参加したいんだけど、そこまで出

て行けないというような人も当然いる中で、そういう人こそ手助けが必要であります。そのフォローする体制と訓練が必要であると思います。できるだけ参加しやすい内容、避難体験のための方法を考え、実施する必要があると思いますけども、それに対してはどうでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

避難できない住民がいた場合ですが、現状では消防団が巡回確認をいたしまして、必要に応じて、避難誘導、搬送して避難することとなっております。また、避難できない状況に応じて、防災ヘリ等を活用することが考えられます。

なお、防災訓練の内容につきましては、自主防災会と消防で協議し、実施していただいております。地域の実情に合わせて内容を検討していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。やっぱり問題なのは、被災した直後の対応なんですよ。その対応が、自助でしかあり得ないんですけども、公助の体制が整うまでは1日とか2日とか時間がかかるという中で、本当に自分たちにできる最低限のことをまず皆さんに伝えて、それができるようにする必要があります。最終的には自分の身が安全であること、そして一番は隣近所の状況を確認して、そこで助け合うというような、そういうような仕組みをしっかりと町民の人たちに理解して、そして実行できるような状況に持っていくというのが、消防防災の仕事なのかなと思います。

そういう中で、災害のときに状況把握、情報収集が一番大切になってくるというのはよく言われていますけれども、情報によって、はじめて救助の対応が決定される、情報収集の仕組みをつくり、周知、熟知する訓練が大切です。繰り返し訓練をし徹底する、無事かどうかの確認方法、被害状況の確認方法、隣近所との確認の仕組みをつくる必要があると思います。現在、災害が起きたときの住民の対応は、どういうようになっていますか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

災害時には、消防団が各地域を巡回し、被災状況や避難者の状況について衛星携帯電話やLINEを使用して町に報告することとなっております、毎年9月の防災訓練時に実施しております。

また、マイタイムラインや地区防災計画を作成することにより、発災時にどのような行動をとるかマニュアル化されますので、マイタイムラインや地区防災計画の作成を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。今、課長が言われたマイタイムラインというのは、私も知らなかったものですから、ちょっと調べてみたら、タイムラインというのは災害時の取るべき行動をあらかじめ決めておくことだそうです。そして、マイタイムラインとなると、住民一人ひとりのタイムラインでありまして、防災行動計画、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇するときに、自分自身が取ら標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものだそうです。こういうものは、確かに必要ですよ。ただ、その必要性は、やはり一人ひとりにちゃんと理解されなければ、これは行動にもつながりませんし、命を助けることもできないというように思います。

先ほどから、防災がそうなんですけれども、行政としては町民一人ひとりに向き合った対策、行動もしてほしいと思います。それは町民一人ひとりのために行政の仕事というのはあるものだと思いますけども、それはなかなか難しいとか、いろいろな業務がいっぱいある中で、それは大変なことかもしれないけども、あくまでも視線は一人ひとりの住民を見て、そういう中で行動を決めていってほしいと思います。

例えば、さっきもありましたけれども、家から出て避難できないような人、そういう一人ひとりの状況をしっかり捉えて、対策を講じてほしいと思います。それがやはり行政の一番の基本の考え方ではないかなと思います。その中でいろいろな、たくさんの業務の中で、そんなに細かいところまではできないよということも分からないではないんですけども、そういう一人ひとりのレベルにちゃんと町が対応してくれているという安心感が、この町に住んでいて、よく言われる住んでよかった、生まれてよかった町の一つのポイントではないかなと思います。その一人ひとりが集まって、はじめて身延町という町があるわけですから、そういうところにもしっかり目を向けた対策、いろいろな行動をぜひこれからもお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は14時30分といたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○議長（上田孝二君）

皆さんおそろいようですので、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次に通告6番、佐野昇君の一般質問を行います。

佐野昇君の質問を許します。

登壇してください。

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

通告に従いまして質問をいたします。

先に関連説明として、議会合同県外視察研修の内容を話させていただきます。

私の一般質問内容は、人口減少対策が主な内容になります。視察研修の内容も本町と同じ人

口減少に苦慮しており、その対策として取り組んでいる内容を視察してきました。

昨日、伊藤議員より研修報告がありましたので、私は2町の素晴らしい部分のみ紹介させていただきます。

2町を見てきたんですけれども、長南町では4つの小学校を統合して新校舎を建設。そのため、4つの廃校舎を利用して企業誘致した事例です。

千葉県、千葉銀行と連携して公共施設活用フォーラムに3回出展。マッチング企業が18社、またターゲット企業2千社にダイレクトメールを送っています。廃校活用セミナーを開催。24社34名が参加。廃校現地ツアーには19社28名が参加しています。最終的に絞り込んだ廃校から、1年前後で4つの廃校が企業と契約に至っています。

そこには契約段階で賃貸料を5年据え置きがあります。エネルギー、修繕、それらは企業責任がありますけれども、賃料の据え置きについては、企業が入ることでの関係人口、交流人口の増加を期待していると思います。そして定住につながれば、この内容が成功事例となります。

睦沢町は道の駅むつざわ、つどいの郷を立ち上げています。

この施設には、つどいの市場、むつざわ温泉つどいの湯、レストラン、ドッグラン、レンタサイクル、バーベキューのオリーブの森、レンタルルーム、つどいのハコ、各種賃貸住宅があります。周りには、ガソリンスタンド、様々なスーパーがあり、コンパクトシティです。町のシンボルとして、今年は二十歳のつどいを開催するなど、様々なイベントを実施しています。

両町とも将来を見据えたまちづくりがしっかり進んでいると思いました。両町とも果敢に攻めた施策を推進していました。

それでは質問に移ります。

人口減少問題、先日も働き手不足・生産年齢人口が本町は県内で減少率が最も高いと、50年時点の推計がされました。本町の最重要課題として、人口減少対策は待ったなしの取り組みです。今日も何人か、そのような言い回しの発言をしていると思います。

そこで、身延町総合戦略アクションプランについて伺います。

人口減少対策として、「しごとの創出」「ひとの創出」「まちの創出」を掲げ、基本目標を5つに絞り込み展開しています。

基本目標3では、「人の流れをつくる、移住、定住の推進」。施策内容には、空き家の活用と宅地分譲の促進があります。

そこで、空き家活用や土地バンク施策が進んでいるのか、空き家や土地バンクの物件の今までの登録件数を伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

人口が減少するとともに世帯数も減少し、空き家は増加しています。

本町では、平成20年度に「空き家バンク」をスタートし、平成28年度からは空き家のほかに宅地の情報提供も行う「空き家・土地バンク」を行っております。

所有者の皆さまには、取り組みへのご理解をいただき、空き家バンクを開始しました平成20年4月から令和6年1月末までの登録件数は、空き家が172件、土地が28件となっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

この施策の目的は、移住・定住者を増やすことですが、登録物件に対して利用者とのマッチングができた、登録当初からの契約件数を伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

空き家バンクを開始しました平成20年4月から令和6年1月末までの契約件数は、空き家の賃貸契約が86件、空き家の売買が44件、土地の売買が8件となっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

次に、登録物件に対して問い合わせ、相談件数はかなり多いようですが、相談内容でどのような物件を希望しているのか、場所や物件を確認するまでに至っているのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

移住に関する問い合わせは年間400件ほどあり、そのうち空き家バンク登録物件に対する問い合わせは、150件ほどとなっております。

相談内容は、ほとんどが空き家の内覧を希望するもので、そのほかに気候に関することや駐車場、農地、庭の詳しい情報、古民家を希望される相談等となっております。

古民家等の登録は少なく希望どおりにはならないところですが、そのほかについては条件が合致し、成果につながっているものと思われま。

登録物件の場所や物件の確認につきましては、まずは登録物件に対する問い合わせをいただいた方に、場所や周辺環境について現地の確認をお願いし、その後、希望者には所有者との面談と内覧を行っております。所有者との面談と内覧は、年間50件ほどの実績となっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。空き家利用希望者は、利用登録申込書に必ず必要事項を記入して提出しなければ、登録物件の詳細が見られないシステムになっています。同時に住民票抄本や希望物件アンケートも提出になっています。また、登録要件として地域活性化に寄与や地域住民と協調して生活できるか等のこと。私も都内の友人に身延に戻りたいんだけど、どこか良

いところはと言われて資料を見ましたけれども、紹介できる資料になっていませんでした。

やはり登録が必要でということで、登録してIDとパスワードを取得しないと登録されている全数、また詳細が見られません。登録に対して非常に面倒で登録しようと思わない人も多いのではないかと思いますけれども、このへんの話というのはいかがでしょうか。出てきたことがありますでしょうか。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

空き家・土地バンクは、空き家等の所有者が情報を提供し、空き家等の賃借または購入を希望する方がその情報を得て、賃貸または売買向けマッチングを進めるシステムとなっております。

所有者からは、空き家の情報を詳細まで明かすことで、犯罪等の温床となる心配や自由に物件を視察されてしまうことで地域へ迷惑をかけてしまうことを心配する声があり、空き家・土地バンク利用登録者のみに詳細な情報を提供するシステムとなっております。

今後も物件情報提供の際には、所有者のご意見を聞く中で、より効率的な空き家・土地バンクの運用に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

空き家一覧では10件ほどのデータがありますけれども、システムに登録する前ですけれども、外観の写真だけです。他町では、内部の写真も出しているところもあります。できれば写真を増やしていただく等の工夫ができればと思っています。成約数が少ないのではと思っていましたけれども、かなり成約数が多いことに驚きました。今後も借りたい人に寄り添って、多くの皆さんに利用していただき、住所を移していない人もかなりいるようではありますが、この施策を通じて移住定住に結びつけばと思います。

この施策は、人口減少対策として移住定住の促進です。この施策で何人増えたのか、成約者の分析、これらも必要だと判断します。KPIの確認では、成約数や休日対応の確立、体験ツアーのリピーター数、これらですけれども、相談件数や成約数はかなりありますが、人口減少対策になっているのか、空き家の活用は難しい施策だと思っておりますけれども、本町には歴史的な特殊な古民家、伝統的の日本建築で建てられたものなどは少ないと思っておりますので、登録されている物件で、若者や子育て世代が好むのかということ、はてなが付きます。かなり費用もかかりますので、内容や進め方、これらについては精査が必要な時期が来ているのではないかと考えています。

次の質問に移ります。宅地分譲の促進について伺います。

若者の家を持ちたい・家を建てたいと思っている数は非常に多いと思っています。希望者がどの場所を選ぶか、費用は、補助はあるのか、将来の生活設計をしながら必死に探していると思います。

現在、分譲地販売数は全数で27区画だと思っていますけれども、販売済み、交渉中、それ

らの件数など推進状況を伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

分譲地は平成26年度に販売を開始して以来、毎年、数区画が購入され、令和6年2月末時点で23区画の売却を完了し、残すところ丸滝宮の前分譲地が1区画、常葉日向分譲地が3区画となっております。

また、現在交渉中の区画はございません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

毎年、販売できていますと完売を目指すのではなく、新たな分譲地を早急に検討するべきだと思います。時間がかかっても住んでくれれば子どもが増え、将来のまちづくりに貢献してくれます。将来への投資をもっとするべきだと思っています。

県内では、住宅・宅地取得情報は数えきれないほど情報サイトがあります。

山日情報サイトで市町村の支援制度比較がありました。住宅宅地取得に関する補助、子どもの医療費無料化、幼児教育保育の無償化、給食費の無償化など、これらの内容は本町がトップクラス、トップレベルだと思っています。あとは分譲地の場所や販売価格、PR方法にかかっていると思っています。新たな分譲地の検討について伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

宅地分譲につきましても実績が上がっており、定住促進の効果を感じております。このことから新たな宅地分譲を検討しており、数カ所の候補地を選定しているところであります。

新たな宅地分譲事業の実施にあたりましては、立地条件や事業経費の検討、また地権者の協力も必要となりますが、実現に向けまして鋭意進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。ぜひ早急に検討を終わらせて、着手をお願いしたいと思います。

次に補助についてですけれども、例えば分譲地の取得や新居に対する補助金の増額、分譲地取得費の支払いなどの何年か据え置きや減額、借入金の利息補助などの検討、いろんな方法があると思いますけれども、身延町に住むための利点が必要だと思っています。他市町村と同じことをしては、メリットは見つかりません。若者世代に対する住宅宅地取得のしやすい環境づくり、これが必要だと思っています。ぜひ検討をしていただきたい。見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

宅地分譲事業は、移住・定住の促進に向けた取り組みとして実施しており、販売価格は購入者にとって、お求めやすい価格を設定しております。

また、移住・定住の促進と分譲地の売却を推進するため、身延町移住・定住祝金支給要綱により、町に分譲地に住宅を新築された方への新築住宅祝金の支給を行っており、さらに祝金支給対象世帯のうち移住世帯で18歳未満のお子さまがいる場合については、子どもの人数に応じた加算金の支給を行っております。

地方では人口減少が進み宅地の需要が減少し、民間の投資が進まない状況から、地方公共団体による宅地分譲事業が行われるケースがあり、本町もその一つです。

今後も移住・定住の促進に向けた取り組みの一つとして宅地分譲事業を継続する考えでおりますが、宅地の購入は個人の財産の取得であり、この視点からどの程度の助成が妥当なのか慎重に決定していくことが必要です。

他市町村の宅地分譲事業の例を参考にしながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。ぜひ、いろいろな参考事例を見ながら、いいところ取りをして検討をしていただきたいと思います。

本町の子育て施策について、町外からの皆さんが知らない、町内でも知らない人が多い、子育て施策と同時に、家を建てるところも住むところもあります。皆さんに知ってもらうことも重要です。他市町村の優遇措置も確認していますが、突出した施策、助成が必要だと判断しています。まず、新たな分譲地を早急に検討していただき、若者世代が取得しやすい環境づくりをぜひお願いいたします。

次の質問に移ります。戸建て町営住宅の建設・若い夫婦向け集合住宅の建設について伺います。

移住・定住促進に向けて、この町営住宅の建設は最も有効な施策だと判断しています。現在、町内にあるアパートの賃料や個数を確認しますと、賃料では、町内より南アルプス市、中央市、昭和町のほうが個数が多いことで非常に安く、きれいな物件が多い、そちらから町内に通勤する人が多くいると思っています。

先ほども言いましたが、子どもの医療費無償化・幼児教育保育の無償化、給食費の無償化など本町はトップクラスです。住みたいと思っている人も大勢います。勤務先の近くに住みやすい物件があれば、利用したいという人も多くの声を聞いています。

町営住宅の建設は、移住・定住の促進として計画にも登録されています。現状の推進状況について伺います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、町営住宅の整備による移住定住の促進の施策とし、町営住宅のリノベーション、戸建て町営住宅の建設、町営住宅の建設を掲げております。

子育て世帯をターゲットに、令和3年度に町営住宅八日市場団地の3部屋をリノベーションし、本来、住宅に困窮する低所得者に対して供給している公営住宅を、公営住宅法の規定に基づいて「中堅所得者」に供給する、「みなし特定公共賃貸住宅」として改修し、毎月ホームページに掲載し募集を行っております。

入居状況は、令和4年10月から令和5年12月まで1世帯の入居がありましたが、現在は入居しておりません。

県営住宅のみなし特定公共賃貸住宅においても、中富、下田原、身延第二の3団地で13戸ありますけれども、入居戸数5戸で8戸が空き部屋となっております。

今後も、入居の状況に注視し、住宅施策を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。状況としては、かなり空いている、入ってくれる人がなかなか見つからないという状況のようです。ただ、どうなのでしょう、空いていることを町内、町外の人たちが知っているのか、PRをもっとしたほうがいいのか、そのへんはちょっと分かりませんが、ぜひ方法等を検討していただいて、PFI事業による住宅の整備、新規に用地を取得しての事業化は、財源的には困難であるというふうに判断しているようですけれども、確実に住みたい人がいるのは間違いないと私は思っています。

町外からの移住者に対する支援策・補助など検討が必要ですが、将来への投資、都会と同じ家賃と同じように考えてはちょっときつい中身になりますし、丸滝の分譲地、すぐ近くには保育所の跡地など、いろいろなところに広い土地が空いています。建設計画を早めて動きを取っていただきたい。入居したい若者世代が待っていると思っていただきたい。いかがでしょうか。検討について、もう一度見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

令和3年度にPFIを導入して住宅の建設運営管理が成立するのかの可能性調査を実施し、その結果といたしましては、鉄筋コンクリート造の集合住宅での建て替え事業に関しては、複数の民間業者から厳しいというような回答で、子育て世帯向けの、木造戸建て住宅での建て替え提案に対して、条件が整えば参加したいと県内の複数の事業者が前向きな回答というような結果でありました。

今年度、新たに住宅用地を買収せず、既存の町営住宅の建て替えを視野に入れながら、再度PFIを導入して整備できないかを現在、検討をしているところであります。

また、公営住宅の家賃につきましては、公営住宅法第16条の規定により決定し、その算定方法は公営住宅施行令第2条で定められておりますので、地価の高い都会と比べまして、いくらか家賃は低廉化されてくるものと思っております。

今後も、町営住宅の新設、または既存町営住宅の改修等について、検討をさらに進めてまいりと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。ぜひ検討をお願いいたします。PR方法など、もっと世間に周知が必要だとも思っていますけれども、SNSの活用などで情報の拡散、いろいろあると思います。本町の子育て施策が素晴らしいと知っている人も、住むところがないと思っている人もたくさんいます。ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。職員研修について伺います。

以前、新入職員の新任研修について質問をいたしました。新入職員については、市町村職員研修所へ派遣研修を行っており、入社時に6回の研修をそちらに派遣、また職場内研修も行っていると伺いました。

その後、入庁2・3年目の職員に対しての研修は、どのように行っているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

2年目の職員につきましては、1年目に実施した「新任職員研修」を復習する意味を込めて新任職員と一緒に実施しております。

また、今年度からは主事、主任の職員を対象とした意識向上研修を実施し、組織の一員としての心構えや、広い視野を持った姿勢を意識する研修を実施しております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

新入職員の社会人としての研修、その後の個人のレベルアップや業務内容の熟知、そして2wayを通じて個人の将来の方向性を判断しながら育てていくことが重要だと思っています。

また、同時に新入職員以外の各階層での研修をどのように進めているのか、部署ごとに役割・責任を持って業務を推進しています。その中で個々の役割・責任も違ってきます。それぞれの階層でどのような研修をしているのか、そのへんを伺います。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

本町では、昇任した職員に対し町村会で行う階層の研修を受講することを義務付けておりま

す。

主任に昇進したときは「公務員の基本 法制執務」を、主査に昇任したときは「公務員の基本 例規の一部改正・新規制定」を、副主幹に昇任したときは「リーダーの役割と実践」を、主幹に昇進したときは「OJT基礎知識」「マネジメント」の研修を、課長に昇任したときは「管理職の役割」「人事評価 評価者研修」「トップマネジメント研修」、これらの研修を受講することとなっております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。もう1点、すみません、業務改善の進め方などの手法の研修を入れているのか、そのへんを伺います。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

令和3年度に長時間労働の背景と是正について理解し、日々の業務内容や、業務の進め方などを確認し、意識改革へつなげるための「働き方改革」を実施しました。その中で、タスク管理表を使用しての業務完了の明確化、業務の優先順位をつけるタスク管理について研修を行いました。その後は、年度初めの課長会議において職員に周知を行っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。タスク管理は、業務を可視化して業務の効率を上げる手法を継続して研修を続けていただきたいと思います。

階層ごとのレベルアップ教育や階層で求められる役割・責任の熟知、それを実践するための手法、考え方などを定期的に教育し、できているかのフォローを必ず確認すること、これが重要だと思っています。

教育の考え方は、人を育てる人づくりだと思います。昔、教えられた言葉なんですけれども、教育は熱く語る、感動を与える、本人の感動を導く教育が必要だと。そうでなければ、部下はその気にならないし、成果にも結び付かない、付いてこないという言葉が叩き込まれて、そのとおりでなと思っています。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君の一般質問を終わります。

日程第3 休会の決定

お諮りします。

議案調査のため、3月14日（木曜日）は休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、3月14日(木曜日)は休会とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日は、これもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長(若狭秀樹君)

それでは、相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時05分

令和 6 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 5 日

令和6年第1回身延町議会定例会（3日目）

令和6年3月15日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第9号 身延町ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第4 議案第10号 身延町指定管理施設管理基金条例の制定について
- 日程第5 議案第11号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第12号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第13号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第14号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第15号 身延町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第16号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第17号 身延町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第18号 身延町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第19号 身延町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第20号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第15 議案第21号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第22号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第23号 身延町味噌加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第24号 身延駅前しょうこん通り駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第25号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第26号 身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第27号 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第22 議案第28号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第9号）

日程第23	議案第29号	令和5年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第24	議案第30号	令和5年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第25	議案第31号	令和5年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第26	議案第32号	令和5年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第27	議案第33号	令和5年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）
日程第28	議案第34号	令和5年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第29	議案第35号	令和5年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第30	議案第36号	令和6年度身延町一般会計予算
日程第31	議案第37号	令和6年度身延町国民健康保険特別会計予算
日程第32	議案第38号	令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
日程第33	議案第39号	令和6年度身延町介護保険特別会計予算
日程第34	議案第40号	令和6年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第35	議案第41号	令和6年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
日程第36	議案第42号	令和6年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第37	議案第43号	令和6年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第38	議案第44号	令和6年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第39	議案第45号	令和6年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第40	議案第46号	令和6年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第41	議案第47号	令和6年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第42	議案第48号	令和6年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第43	議案第49号	令和6年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第44	議案第50号	令和6年度身延町西嶋財産区特別会計予算
日程第45	議案第51号	令和6年度身延町曙財産区特別会計予算
日程第46	議案第52号	令和6年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
日程第47	議案第53号	令和6年度身延町下山地区財産区特別会計予算
日程第48	議案第54号	令和6年度身延町水道事業会計予算
日程第49	議案第55号	令和6年度身延町下水道事業会計予算

- 日程第50 同意第1号 身延町教育委員会教育長の任命について
日程第51 同意第2号 身延町教育委員会委員の任命について
日程第52 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第53 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第54 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第55 委員会の閉会中の継続調査について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
12番	渡辺文子	13番	伊藤達美
14番	上田孝二		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	大村 隆
会 計 管 理 者		望月 融	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	伊藤 剛
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		遠藤 仁	産 業 課 長	松田 宜親
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	深沢 暢之
環 境 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	身 延 支 所 長	加藤千登勢
下 部 支 所 長		笠井 健一	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 若狭 秀樹
録音係 佐野 吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし始めます。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

総務産業建設常任委員会に付託した議案第9号、議案第10号、議案第12号、議案第16号から議案第19号までおよび議案第21号から議案第26号までについて、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、伊藤達美君。

登壇してください。

○総務産業建設常任委員長（伊藤達美君）

それでは、端末の別紙でございます、委員会審査報告書をご覧いただきたいと思います。

朗読をいたします。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に、教育厚生常任委員会に付託した議案第11号および議案第27号について委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、田中一泰君。

登壇してください。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に、予算決算常任委員会に付託した議案第28号から議案第34号までおよび議案第36号から議案第41号まで、ならびに議案第54号、議案第55号について委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、伊藤雄波君。

登壇してください。

○予算決算常任委員長（伊藤雄波君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

これから、日程に従い討論・採決を行います。

日程第3 議案第9号 身延町ふるさと応援基金条例の制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

議案第9号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第10号 身延町指定管理施設管理基金条例の制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

議案第10号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

議案第11号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第12号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

議案第12号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第13号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第14号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第15号 身延町監査委員条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第16号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

議案第16号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第17号 身延町職員定数条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

議案第17号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第18号 身延町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

議案第18号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第19号 身延町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

議案第19号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第20号 山梨県市町村総合事務組合理約の変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15 議案第21号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

議案第21号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第22号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

議案第22号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第23号 身延町味噌加工施設の指定管理者の指定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

議案第23号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第24号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

議案第24号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第25号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

議案第25号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第26号 身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

議案第26号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第27号 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

議案第27号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第28号 令和5年度身延町一般会計補正予算(第9号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

議案第28号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第29号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

議案第29号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第30号 令和5年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

議案第30号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第31号 令和5年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

議案第31号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第32号 令和5年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

議案第32号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第33号 令和5年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

議案第33号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第34号 令和5年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

議案第34号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29 議案第35号 令和5年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第30 議案第36号 令和6年度身延町一般会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員(渡辺文子君)

議案第36号 令和6年度身延町一般会計予算のうち2款総務費、4項選挙費、3目町長・町議会議員補欠選挙費の中のデマンドバス運行業務について、反対討論いたします。

現在、町の選挙管理委員会では、町内に20カ所ある投票所を半分の10カ所にする計画で準備を進めています。

今年1月中旬に選挙区の見直しの再編計画を対象の各地区に配布して、1月末から区長などの代表者を対象にした住民説明会があるので、意見があったら区長まで言ってきてくださいということで説明会を進めてきました。

この投票所が半分になってしまう問題は、住民の権利に関わる大切な問題です。時間をかけて全ての住民に丁寧に説明することが大切です。

投票所の削減ありきのデマンドバス運行業務予算について、反対いたします。

○議長（上田孝二君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

広島法明君。

○9番議員（広島法明君）

議案第36号 令和6年度身延町一般会計予算、歳出の部で2款総務費、4項選挙費、3目町長・町議会議員補欠選挙費のうち、ただいまの細目2の町長・町議会議員補欠選挙事務費のうち12節委託料につきましては、先ほど反対討論の中にもありましたけど、この投票区の見直しにつきましては、もともとが、合併当時45カ所あった投票区を平成19年に見直しまして21カ所、そして令和3年に峡南高校閉校に伴って20投票区ということでしたけど、現状を見まして有権者の減少、また、その投票所の区内におきましても、管理者、立会人のなり手不足、また投票事務所への職員の配置というか、負担の大きさ等々、いろんな要素というか、そういったことを選挙管理委員会でもしっかりと吟味した結果、見直しをということに伴う今回の改善措置、改善につきましても説明がありましたけど、そのときの説明が、1つは移動期日前の投票所の開設、そして投票の本日、当日での今までは定められた投票所でのみしか投票ができなかったけど、指定する3カ所の投票所、下部地区公民館、中富総合会館、総合文化会館等の投票所でも、出掛けた際にも投票ができるというような措置。そして、ただいま反対討論がありましたデマンド型交通支援ということで、それを利用して高齢者等、足の便がない人にも配慮する等々、いろんな改善策をすれば、町の施策につきましても、制度等を見直しをする場合には、必ずプラスマイナスが出ます。これは距離の問題とか、そういったのは避けられない問題ですけど、今回のことにつきましても、プラスのほうがかなり大きいという判断のもとでの見直し、そしてそれに伴う改善策に伴う予算計上ですので、この予算計上には賛成をします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

次に、反対討論はありますか。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

私は議案第36号 令和6年度身延町一般会計予算のうち2款1項、細目26西嶋和紙の里推進事業総額6億2,601万7千円に対し、反対の立場から討論を行います。

昨年も私は、西嶋和紙の里整備事業に反対討論を行いました。理由は、そのときの予算に対し、改革プランはあるのかという質問に対し、今後改革プランを作成する予定はないという一言からでした。改革案もない事業の多額の税金投入予算を通すことはできませんでした。

しかし議案は可決され、駐車場民地の取得やトイレ案内板などの設置委託料など2億1,345万円が執行されました。今回、さらに来年度から現在の直営方式の和紙の里を令和7年度以降、指定管理者制度を採用し、西嶋和紙の里の活用推進事業として約6億2,600万円が計上され、昨年からの事業総額は約8億4千万円となる巨額の道の駅の整備事業となります。

西嶋和紙の里の道の駅としての今後の展開を考えたとき、国道52号線の交通量の調査・分析は重要な視点です。

令和4年9月の国土交通省の発表では、中部横断道自体は全線開通から交通量は3倍に増加

したが、併走する52号線の交通量は開通前に比べ、なんと5割以上の減少との発表がありました。つまり、国道52号線を利用せずとも、町外・県外への人々の移動は盛り上がりを見せながら成り立っていることを物語っています。

このような状況の中で、本年2月16日の読売新聞で「身延道の駅 集客4倍目標」との見出しで、来訪者を2022年の1万6千人から4倍以上の7万人に増やす計画があると発表されました。

交通量の推移など、情報収集を通して将来を先読みし、環境変化に機敏に対応する事業展開が求められていますが、7万人の来訪者の積算も根拠に乏しいものがあり、責任を伴う数字です。

西嶋和紙の里の施設は、まだまだ新しい、今回提案された様々な改革案も、今の施設のままで十分対応できると考えます。

前年度までの問題点の十分な見直しと、今後、採用される指定管理者と行政とでアイデアや企画力、さらには既存施設の集約など工夫をもって道の駅の機能を強化することが目的である西嶋和紙の魅力の発信に磨きをかけることにつながると考えます。

今後、求められる視点はハードではなくソフトです。施設のリニューアルの設計委託や設備投資などはいったん立ち止まり、施設の目的、経営改善問題の本質を見つめ直す必要があると考えます。

財政状況の厳しい本町において、多額の税金投入予算を通すことは、行政のチェック機能としての議会の役割を放棄するものとし、反対討論とします。

よって、議案第36号 令和6年度身延町一般会計予算に対し反対いたします。

○議長（上田孝二君）

次に賛成討論はありませんか。

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

議案第36号 令和6年度身延町一般会計予算、賛成の立場から討論をいたします。

今、西嶋和紙の里に関して、道の駅に見直すと、そしてそのための設備投資、それから駐車場の整備、本年度の予算6億2,732万円、明許繰越、昨年度の金額です、1億1,906万円に対して反対討論をされたわけでございますけれども、よく現状を見てもらいたい。現状は極めて厳しい。例えて言うならば、平成20年度と比較しますと売上高4千万円が令和元年度で2千万円、2分の1に減少しておりますし、入場者1万5千人が、これはコロナ前でございます、令和元年度でございます、7,500人まで減少しております。

これをどうやって回復をし、知名度を上げ、集客を増やしていくかということをするためには、まず第1にはやはり道の駅という知名度を使う中で、改修工事をし、そして大勢の人たちに認知度を高めていただいて、来ていただいておいて、そこでもって西嶋の和紙を知ってもらい、なおかつそこでもって飲食をし、お金を使ってもらおうという、そういう作業が根本的に必要でございます。そういう意味では、昨年度から投じております町の予算は極めて妥当な金額でございます。

これを通して、私は、専門的な指定管理者を、現在は指定管理候補者でございますけれども、来年からは指定管理者になろうかと思っておりますけれども、この管理者自体は豊富な経験がございます。前回も述べたとおり、東京で4店舗の飲食店を経営し、なおかつ甲府市の市民会館の指

定管理も行っております。さらには南清里でありますとか、あるいは道の駅はくしゅう、それから市町村営の温泉施設3カ所も運営をしております、さらには中央道のサービスエリアの売店、飲食コーナーの運営もしているという会社でございます。極めてノウハウ、それから人材も豊富でございます。こういうところに指定管理者としてお任せをすることによって、私は町にとっては赤字が、今まで、例えて言うなら令和2年度で、私が積算する限り4千万円の赤字でございます、和紙の里。これが半分以外になるだろうというふうに推測をするわけで、そういう意味で、私は絶対的に今回の予算計上をし、西嶋の和紙の里を改修工事するという事は、これはなおかつ大切なこと、必要なことでございます。しかも、この改修工事については、指定管理者からの意見も取り入れる中で行うものでございます。

現状、財政的には厳しいかもしれませんが、やはりこういうことを通して、北の入口、北の玄関でございます、西嶋は。そういう意味での投資は、私は絶対に成功するだろうし、成功させたいというふうに考えますので、今回の予算措置については、賛成するものです。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

次に反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

議案第36号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

議事の途中ではありますが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

日程第31 議案第37号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

議案第37号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第32 議案第38号 令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

議案第38号 令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計予算に反対討論いたします。

後期高齢者医療制度は、無年金の方やこれまで家族に扶養されていた方を含め、75歳以上の全ての高齢者が保険料を支払わなければならないもので、改定ごとに保険料が上がっていく仕組みです。高齢者の負担を増やし、医療費を減らしていくことが目的の制度です。

令和6年度の保険料が大幅な引き上げとなり、物価高騰が重なる中での高齢者の負担が増え続けることに胸が痛みます。

高齢者いじめの後期高齢者医療制度は廃止をして、老人医療制度に戻すべきです。

○議長（上田孝二君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

私は議案第38号 令和6年度身延町高齢者医療特別予算に対して、賛成の立場から討論を行います。

保険料率の改定は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条に基づき、2年に一度、見直すこととなっています。

今回の保険料率の改定については、均等割が9,790円、所得割が2.81ポイントとそれぞれ増加という改定内容です。

理由として、団塊の世代の加入により被保険者数の増加、被保険者1人にかかる医療給付費の大幅な増加という状況と、出産育児支援金の導入や後期高齢者負担率の変更という国の制度改正によるものです。

この国の制度改正について、均等割のみ負担している低所得者に影響が及ばないよう、賦課限度額と所得割比率の引き上げで賄うなど、総合的観点から見ている後期高齢者医療保険負担率の変更という制度改正には、賛成するところです。

よって、議案第38号 令和6年度身延町後期高齢者医療特別会計予算に対して、賛成するものです。

○議長（上田孝二君）

次に、反対討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

議案第38号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第33 議案第39号 令和6年度身延町介護保険特別会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

議案第39号 令和6年度身延町介護保険特別会計予算について、反対討論いたします。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える制度、いわゆる介護の社会化として2000年にスタートしました。

原則65歳以上の要介護認定を受けた人が在宅や施設でサービスを利用できる制度であり、費用は40歳以上が支払う保険料、国と地方の公費、利用者の自己負担で賄うことになっています。

これまで介護保険の利用者数や事業者数が増え続けてきました。より多くの高齢者に公的介護サービスを届ける環境を整えてきたという点で、介護保険が大きな役割を果たしてきました。

しかし、自己決定によるサービスの自由な選択が可能、介護の社会化とうたわれて導入された介護保険ですが、自己決定も自由な選択も経済的な余裕がなければ達成されず、低所得者は支払える金額内でしかサービスを利用することができないのが現実です。

介護保険は、利用者がサービスを選択するのではなく、事業者側が利用者を選別するという逆転を生み出しています。その結果、低所得者の生活は一層厳しくなり、貧困不平等が広がっています。

さらに、家族介護を巡る状況も厳しく制度開始から20年以上経った現在も介護殺人、介護心中はなくなっておらず、介護の社会化も実現していません。

利用者、サービス事業所、介護労働者、ケアマネージャーのいずれもが疲弊をしています。介護保険制度は利用者、家族の我慢と介護労働者の優しい気持ちや使命感によって、ぎりぎり持ちこたえています。

介護の利用者が経済的な心配をせず、必要なときに必要なサービスを利用でき、介護事業者が提供できる介護保険制度にすべきです。

○議長（上田孝二君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

議案第39号 令和6年度身延町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成12年度からスタートいたしました介護保険制度は、町民の老後における介護の不安を解消する制度として定着しているところと考えます。

当町では、保険料の設定にあたって、一般財源から3億4,376万6千円、軽減策として準備基金から3,300万円をそれぞれ繰り入れ、保険料値上げの抑制に努めていると認められます。

また、同制度の持続可能性の確保に向け、低所得者の保険料抑制のため、保険料設定段階を9段階から13段階とする国の決定を受け、本町でも条例改正を実施し、町民税本人課税で合計所得金額420万円未満の第9段階層までは保険料が軽減される見通しです。

このような制度のもと、今後も子どもや孫の世代に負担を残さないようにしながら、介護保険を維持していくべきと考えます。

町当局には、介護保険制度を円滑に実施するために、第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険財政制度の健全化を図るとともに、地域包括支援センターを中心に生活困窮者への配慮、介護予防や相談支援事業の推進に努めていただくことを要望して、本予算に賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

次に反対討論はありませんか。

（なし）

ほかに反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

議案第39号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第34 議案第40号 令和6年度身延町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

議案第40号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第35 議案第41号 令和6年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

議案第41号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第36 議案第42号 令和6年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第37 議案第43号 令和6年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第38 議案第44号 令和6年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第39 議案第45号 令和6年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第40 議案第46号 令和6年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第41 議案第47号 令和6年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第42 議案第48号 令和6年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第43 議案第49号 令和6年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第44 議案第50号 令和6年度身延町西嶋財産区特別会計予算

日程第45 議案第51号 令和6年度身延町曙財産区特別会計予算

日程第46 議案第52号 令和6年度身延町大河内地区財産区特別会計予算

日程第47 議案第53号 令和6年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上12議案は財産区予算案でありますので、一括して討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第53号までは一括して討論・採決を行うことに決定しました。

これから議案第42号から議案第53号までを一括して討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号から議案第53号までを一括して採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第42号から議案第53号までは原案のとおり可決することに決定しました。

日程第48 議案第54号 令和6年度身延町水道事業会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

議案第54号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第49 議案第55号 令和6年度身延町下水道事業会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

議案第55号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第50 同意第1号 身延町教育委員会教育長の任命について

日程第51 同意第2号 身延町教育委員会委員の任命について

日程第52 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第53 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第54 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

以上の5議案は人事案件のため討論を省略し、採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号および同意第2号、ならびに諮問第1号から諮問第3号までは討論を省略して直ちに採決に入ることに決定しました。

まずはじめに、同意第1号および同意第2号の採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

はじめに、同意第1号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第1号は馬場泰氏、住所および生年月日は議案書に記載のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第2号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第2号は依田智氏、住所および生年月日は議案書に記載のとおり同意することに決定しました。

次に、諮問第1号から諮問第3号までを採決します。

なお、採決については、異議があるかどうかを求めます。

お諮りします。

諮問第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と意見を付すことに決定しました。

次に諮問第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任と意見を付すことに決定しました。

次に諮問第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は適任と意見を付すことに決定しました。

日程第55 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会

広報編集委員会委員長および議会改革推進特別委員会委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、定例会資料4ページから8ページまでのとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

皆さま、長期間にわたり大変お疲れさまでございました。

令和6年身延町議会第1回定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のごあいさつを申し述べさせていただきますと思います。

本定例会は去る3月4日に開催され、今日までの12日間、上田議長のもと私どもの提案いたしました52件の提出案件につきまして、慎重なご審議により全ての案件につきまして、ご議決、ご同意をいただき閉会を迎えることができました。

議員の皆さまのご協力に敬意と感謝を申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

本議会でご議決をいただきました令和5年度補正予算、ならびに令和6年度当初予算等の執行につきましては、職員共々、知恵を出し合い一丸となって最善を尽くしてまいります。

議員の皆さま方には、今後もなお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

年度末となり、今年度も余すところ2週間となりました。何かと気ぜわしい日々が続きます。また季節の変わり目でもあり、日によって寒暖の差もございます。

議員の皆さまには、コロナウイルス、ならびにインフルエンザ等の感染症も含め、健康に十分ご留意をいただく中で、町民福祉向上のため、ますますご活躍をいただきますことをお願い申し上げます、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 (上田孝二君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期12日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事定例会を終了することができました。これも関係各位のご協力によるものと感謝申し上げます。

各位におかれましては、健康に十分留意され、町政発展のためなお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、これをもって令和6年第1回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時43分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長若狭秀樹が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上